

ます。(拍手)

○丹羽委員長 近岡厚生政務次官。

○近岡政府委員 厚生政務次官に再任されました近岡理一郎でございます。

厚生行政は多くの重要な課題を抱えておりますが、私は、委員各位の御協力をいただいて大臣を補佐し、人生八十年の長寿社会にふさわしい安定した社会保障制度の確立を図ってまいれる所存でございます。

何とぞよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○丹羽委員長 第百十四回国会、内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案及び第百十四回国会、大出俊君外二名提出、平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。戸井田厚生大臣。

国民年金法等の一部を改正する法律案
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案
別掲法案
〔本号末尾に掲載〕

○戸井田国務大臣 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界に例のない速度で高齢化が進んでおり、老後の問題は国民の最大の関心事となるとともに、老後生活の主柱としての公的年金制度に寄せる国民の期待は極めて大なるものがあります。

こうした国民の期待にこたえていくため、昭和六十年度の年金制度の改正においてすべての国民に共通する基礎年金制度の導入が行われ、公的年金制度全体の長期的な安定と整合性ある発展を図る

上での礎が築かれたところでありますが、高齢化のピークを迎える二十一世紀に向けて、さらに、年金制度全体を揺るぎなきものとしていく努力を重ねてまいることが必要であります。

このような考え方に基き、今回提出いたしました改正案では、必要な年金額の確保を図るとともに、後代の負担を適正なものとするため、厚生年金の支給開始年齢を十分な準備期間を設けて段階的に引き上げていくためのスケジュールを明示する等所要の改正を行うこととしております。

以下、改正案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、国民年金法及び厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、本年十月から、国民年金の基礎年金の額を月額五万五千五百円に引き上げるとともに、厚生年金保険の制度成熟時における加入期間四十一年の場合の標準的な年金額を月額十九万七千四百円に引き上げることとしております。旧法国民年金及び旧法厚生年金保険の額も、これに準じた引き上げを行うこととしております。そのほか、配偶者や子に係る加算・加給年金の額を引き上げることとしてしております。

第二に、物価スライド制につきましては、平成二年四月から、物価変動に完全に対応して年金額の改定を行う完全自動物価スライド制とすることといたしております。

第三に、厚生年金保険の在職老齢年金につきましては、本年十月から、その支給割合を現行の三段階から五段階に改める等の改善を図ることとしております。

第四に、老齢厚生年金の支給開始年齢につきましては、給付水準を維持しつつ、後代の負担を適正なものとするため、十分な準備期間を設けて、平成十年度から平成二十二年にかけて段階的に六十五歳に引き上げることとしております。また、これに伴い、老齢厚生年金の繰り上げ支給制度を創設することとしております。なお、これ

らの改正の施行につきましては、別に法律で定める日からとしております。

第五に、厚生年金保険の標準報酬につきましては、最近における賃金の実態に即して、本年十月から、八万円から五十三万円の三十等級に改めることとしております。

第六に、保険料につきましては、年金額の引き上げ及び受給者増等に対応して年金財政の健全性を確保するため、国民年金については平成二年四月から月額八千四百円に改定し、以後段階的に引き上げることとしております。また、厚生年金保険については、本年十月から保険料率を男子については千分の二十二引き上げ、女子については男子との格差を解消するため、千分の二十三・五引き上げ、その後男子の料率に達するまで毎年千分の一・五ずつ引き上げることとしております。

第七に、現在、国民年金に任意加入となっている二十歳以上の大学、専修学校等の学生につきましては、年金を保障するため、平成二年四月から、国民年金の当然加入の被保険者としてすることとしております。

第八に、基礎年金、厚生年金等の支払いにつきましては、本年十月から、年六回支払いに改善することといたしております。

第九に、自営業者等に対する基礎年金の上乗せの年金制度を実現するため、現行の業種単位の職能型の国民年金基金の設立要件を緩和するとともに、一般の自営業者等が加入する都道府県の区域を単位とする地域型の国民年金基金を創設することといたしております。

第十に、厚生年金基金につきましては、積立金の運用の一層の効率化を図るため、運用方法を拡大するとともに、積立金の管理及び運用に関する業務について、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、平成元年度におきます年金額の特例物価スライド等について申し上げます。

きましては、最近における社会経済情勢にかんがみ、特例的に昭和六十三年の物価上昇率に依じて年金額の引き上げを行う特例物価スライドを実施することとしております。また、老齢福祉年金の額につきましても、拠出制年金の額の引き上げに準じて引き上げを行うこととしております。

最後に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の手当額につきましては、年金額の引き上げに準じて引き上げを行うとともに、平成二年四月から、物価変動に完全に対応して手当額を改定する完全自動物価スライド制を導入することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

続きまして、ただいま議題となりました被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の公的年金制度を今後の高齢化の一層の進展や産業構造、就業構造の変化の中で、公平で安定した揺るぎないものとしていくためには、公的年金制度の一元化を図る必要があります。

その第一段階として、昭和六十年度の年金制度の改正においては基礎年金制度の導入を行い、公的年金制度の一階部分について給付と負担の両面にわたる一元化を行うとともに、二階部分に相当する被用者年金制度についても、共済年金の給付水準を将来に向けて厚生年金の給付水準にそろえることにより給付面における公平化を図ったところであり、公的年金制度の一元化を完了するためには、被用者年金制度の負担面における不均衡を是正していくことが課題となっております。

給付のうち共通の部分について費用負担を調整するための制度調整事業を実施しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、調整交付金の交付であります。制度間調整事業の実施主体たる政府は、各被用者年金保険者が行う老齢・退職年金給付のうち各制度に共通する部分の費用に充てるため、各被用者年金保険者に対し調整交付金を交付することとしております。

第二は、調整拠出金の拠出であります。調整交付金の財源に充てるため、各被用者年金保険者は、その標準報酬総額に応じて、制度間調整事業の実施主体たる政府に対し、調整拠出金を拠出することとしております。

第三に、制度間調整事業の事務の執行に要する費用は、国が負担することとしております。

第四に、制度間調整事業は社会保険庁が実施することとしておりますが、その円滑な実施のため、各共済組合からの社会保険庁長官への報告等について所要の規定を設けております。

このほか、厚生保険特別会計法、被用者年金各法等について、制度間調整事業の実施のための所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○丹羽委員長 大出俊君。

平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大出議員 平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案の趣旨を

御説明申し上げます。

私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の三会派を代表して、平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案を提案する趣旨について、簡潔に述べたいと思います。

本案の対象となる拠出制国民年金、老齢福祉年金、厚生年金、各共済組合年金、及び児童扶養手当、特別児童扶養手当等の受給者およそ二千五百万人は、新たに導入された消費税による打撃を最も大きく受けるにもかかわらず、所得税減税による恩恵を受けない人々がほとんどであります。これらによる影響を緩和するためには、せめて年金、手当の給付改善を急がなければなりません。とりわけ、必要経費二百五億円が既に平成元年度予算に組み込まれ、政府提案の国民年金法等改正案にも含まれている四月からの〇・七％物価スライド措置については、これ以上その実施をおくらせるべきではないと考え、去る六月十九日に提案手続をとったものであります。

この措置については、与野党ともに全く異論がないにもかかわらず、この臨時国会まで持ち越され、既にさきの通常国会で給付改善の法改正が行われた原爆被爆者、戦傷病者、戦没者遺族などの間に不公平が生じているのであります。本案がもしこの国会で成立を見ないならば、来年一月の支給月にさえ間に合わなくなり、お年寄りたちをさらに五月まで待たせる事態を招くのであります。

一方、政府提案の国民年金法等改正案については、与野党合意の可能な点だけを速やかに成立を図るべきであります。今国会においてそれが円滑に行われるならば、本案は必要がなくなる性格のものであり、私たちは、もしそれが成立に至らなかった場合に備えて、本案を準備した次第であります。

以上の理由から、本案を可及的速やかに審議されることをお願い申し上げます。〔拍手〕

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○丹羽委員長 この際、公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。

ただいま趣旨の説明を聴取いたしました各案につきまして、議長に対し、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、公聴会は来る十一月二十七日開会することとし、公述人の選定そのほかの手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○丹羽委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊吹文君。

○伊吹委員 ただいま、国民の大変な関心事でございます年金各法案及び野党三党の共同提案に係る法案の趣旨説明がございました。きょうは、一般質疑とあわせて年金の問題について、自由民主党を代表して厚生大臣に御意見を伺いたいと思います。

まず、一般論として申し上げます。参議院選挙で自民党が大変な敗北を喫しました。これは自民党にとってはまことに残念なことではございませんたけれども、その後、国会に緊張感が戻り、野党、与党ともに議論し合うという議会本来の風潮が戻ってきたことは、私は議会人として大変よかったと思います。

良薬は口に苦しという言葉がありますけれども、

も、我々自民党も税制改革の議論を振り返るときに、率直に申し上げまして、健康な体にし、健康な日本社会にし、健康な、将来にわたって元気に生きられる日本の税制をつくるということを余りにも強調し過ぎて、そのために痛い手術が必要だ、あるいは苦い薬を飲まねばならないということについて国民に率直にお話ができなかった点を反省いたしております。しかし同時に、あの参議院選を通じて、一部野党の皆さん方の選挙戦を通じての御議論も、手術は痛いからやめた方がいい、この薬は苦いから好き嫌いという議論に終始をして、まことに残念なことだったと私は思います。しかしその後、参議院選挙が終わって税制改革法案が、消費税の廃止法案が参議院で審議が始まって、野党の皆さんにも我々がいろいろなことをお伺いし、野党の皆さんの御意見に対する批判も国会を通じて国民の方々に示しできる状況になったことは非常によかったと思います。

一般質問としてお伺いしたいのでございますが、政治家として大臣は、このような、お互いに議論をし合い、その中から妥協点を見出すという雰囲気国会に戻ってきたということについて、どのように評価をされますか。

○戸井田国務大臣 委員御指摘のとおり、国会が審議を通じて機能を果たすということは当然なことではあります。そのときそのときの政治問題というものが、やはり政党間それぞれの主張がありますので、いろいろな形でそのときに一つの激しい対立等が起こることも、これまた政党間の政治というものをを行う上において当然あり得ることだろう、私はかように思います。

しかしながら、そういった意味でなく、例えば年金法のようにイデオロギーではなく、将来定年退職後の所得保障をしようというお互いに国民間の約束事である、こういったような問題については、やはり審議を通じて国民の期待にこたえるということが当然だと思っております。これは私ども政府の立場で申し上げますけれども、これは当然私も一人の政治家としてそういう姿勢を貫いて、

ていきたい、かように思っております。

そこで、この年金法案についても最近各党間で非常に関心を持っていただき、熱心な御意見等も私も承っております。これは大変ありがたいことであると思ひますし、そして二十五万人の受給者の期待にこたえることが当然重要な役割だろう、その期待に私どもはこたえて、皆さん方の御熱意にこたえて一生懸命に頑張つていきたい、かように思っております。

○伊吹委員 今大臣がお話しになったように、ただいま趣旨説明の行われました年金法案は、イデオロギーの問題よりも国民生活安定のために各党が知恵を出し合つてお互いの妥協点を絞り出して、しかしながら国民に口当たりのいいことだけをやつては年金というものは成り立たないのだということを十分認識し合つて議論をしていくことが私は大切だと思ひます。したがって、今後の年金審議の中でも野党三党の御提案になった法案の問題点についても今回は我々自民党として十分の質問をさせていただき、野党としてのお答えもいただきたいと思っております。

さて、今回の年金改革法案は、当委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、文教委員会、地方行政委員会にまたがる大改革法案でございまして、その骨子は、四月から〇・七％、そして十月から六％給付を改善するという政府提案、そのための保険料の見直し、また平成十年から厚生年金の支給開始年齢を段階的に六十五歳に引き上げていくという第二点、国民年金基金の創設、厚生年金基金等の運用預託先の拡大、そして国鉄共済年金への援助を通じて、まじめに善行に働いてきた国鉄の人たちへの年金の支払いに支障を来さないようにする、この五点が私は大きなポイントだと思ひますが、この認識に間違いはございませんか。あるかないかだけ、大臣簡単にお願いいたします。

○戸井田国務大臣 そのとおり認識をいたしております。

○伊吹委員 それではまず、この年金法案をぜひとも早期に成立させねばならないという観点から

幾つかのお尋ねをいたしたいと思ひます。

今大臣がおっしゃいましたように年金受給者は約二千五百万人と言われております。この二千五百万人の方々の給付をふやすということはもちろんであります。将来年金の受給を受ける我々にとつても、安定した年金を給付されるという基礎を確立する意味からしても、この法案はぜひ早期に成立させねばなりません。四月から消費税が導入されました。そして年金生活をしておられる方の生活水準は、消費税導入に伴う物価上昇のために実質的に目減りをしていられると言われております。年金生活者の数が二千五百万と言われておりますが、国民年金、厚生年金、各種共済年金とにどれぐらいの数になっているのか、年金局長、時間が余りありませんから、数だけ答えてください。

○水田政府委員 六十三年三月末、今から一年半前の数字でございまして、国民年金千八百八十五万人、厚生年金八百六十四万人、国共五十七万人、鉄道共済四十六万人、電電共済十一万人、たばこ共済八万人、地方公務員共済百二十一人、私学共済八万人、農林共済七十七万人、計二千三百三十三万人でございまして、その後の差を見ますと、先ほど申し上げました二千五百万になると思ひます。

○伊吹委員 各種年金にわたつて約二千五百万人の方々の生活が消費税導入によつてどうなつたかというところでございまして。おのおのの各種年金の平均給付月額をどれくらいですか。

○水田政府委員 拠出制国民年金は、六十三年三月末現在で二万九千円、厚生年金十三万二千円、国家公務員共済十七万七千円、鉄道共済十七万二千円、NTT共済十八万六千円、たばこ共済十七万円、地方公務員共済十九万三千円、私学共済十五万六千円、農林共済十三万三千円でございます。

○伊吹委員 約二千五百万人の人が今政府委員が御答弁になった年金で毎月の暮らしを立てております。例えば厚生年金を例にとつて、年金受給者

のうちで所得税の納付をしておられない方、つまり税制改革に伴い所得税減税の恩恵を受けられなかった方はどれぐらいおられますか。

○水田政府委員 六十三年十二月末で年金のみで生活をしておられる方の厚生年金で推計をいたしますと、課税対象者は七十二万人全体の約一六・二％、非課税対象の方は三百七十二万人約八四％、こういう関係になっております。

○伊吹委員 そうしますと、消費税が導入されて、もちろん税制改革の結果かえつて値段の下がったものもたくさんあることは事実であります。大部分のものの価格は平均三％上がつておる、大抵のものと云ひますが、今政府委員がおっしゃつたようなことだとすると、年間収入百五十万、二百万、三百万、それで夫婦お二人だとして所得税、住民税の減税額と消費税の負担増額との関係で生活が苦しくなつていられる層が大部分だと思ひますが、百五十万、二百万、三百万について各家庭の税制改革に伴う負担増の状況を教えてください。

○水田政府委員 厚生省がお答えするのが適当かどうかでございまして、お尋ねでございまして、どうでございまして、試算いたしますと、百五十万の年金収入のみの夫婦の場合は消費税の影響額が一萬三千円、それから二百万の階層が一萬八千円、三百万の階層は消費税の影響額が二萬五千円でございまして、住民税、所得税の減税効果が三萬一千円ございまして、プラス六千円の減税効果があった、こういうことでございまして。

○伊吹委員 そうすると、税制改革の結果、負担増になつていられる年金受給者の家庭の比率はどれぐらいですか。

○水田政府委員 お尋ねでございまして、そこまではちょっと厚生省の方では追求しておりません。

○伊吹委員 私どもの方で調べている数字では、厚生年金の受給者で大体八割五分ぐらいじゃないかと思うのですが、それらの人たちは生活が実質的に目減りをしていられる、つまり減税の恩恵が少な

いが消費税の負担効果の方が高いということですね。消費税が逆進性があると言われるのは、まさにこういうところに問題があると私は思ひます。税制改革というものは、日本の将来をしっかりと健康な社会として立ち行かせるためには私は避け通れないものだと思ひますが、その結果生ずる弱者に対して十分な手当をする、そこに政治の本来の意味がある。それがまさに今回の政府提案の法案の一番大切なポイントだと私は思ひます。

野党の方も含めて、平均六％の給付改善というところについては反対はだれもないと私は思ひます。ところが、保険というものは厳密な数理計算によつて成り立つておる。つまり、将来年金を受給する人、例えば国民年金でいえば六十五歳、厚生年金でいえば現在六十歳、こういう人たちは各年度何人ずつふえてくるかというところは、あらかじめこれはわかつておりました。そして給付の月額を決めれば、それから逆算をして現在そして将来にわたつてこの保険料を負担しなければならぬ人数も推計してわかつておりました。そして、納めてもらった保険料を運用する利回り、これは公定歩合の動きによつて違つておるうけれども、大体平均してわかつておる。だとすれば、給付額を平均六％引き上げるとすれば、できたらさうしたくはないけれども保険料の一部を引き上げさしていただくかあるいは給付の年限を少し後ろへずらさしていただくか、さもないければ国民の税金、つまり消費税としていただいたものの一部を国庫負担としてその中へ投入するか、これは野党が考えても自民党が考えても三つに一つしか答えは出てこない、これ以外の答えは出てこないと思ひます。

ところが、とかく国民に受けのいいことはみんなやりたがる。しかし、国民の嫌がることはやりたがらない。その結果、やりたいこと、つまり国民に受けのいいことだけがどんどん先行していくということがあるてはならぬと私は思ひます。これは将来的には大変な問題を呼び起こす。このことについては後ほど詳しく質問をいたしま

すが、まず政治家として、苦しいけれども整合性ある提案をしなければならぬと思ひますが、厚生大臣、政治家戸井田三郎としていかがですか。

○戸井田国務大臣 御承知のとおり、今お話ししましたように、この公的年金というものは、やはり定年退職後の将来の生活、所得保障というものの基礎になつてゐるわけでありまして、そういう意味からすれば、日本の年金制度はちよつと昭和四十八年の改正以来、物価スライド、そして今度は完全物価自動スライド、こういう仕組みで将来の保障を安定していこう、そういう仕組みになつておられます。そのことは、同時に世代間で支えていくわけでありまして、年金を受給する人の立場からすれば、給付が完全に安定した形で常保障されていることは非常に大事なことであります。それを平均的な所得水準の七〇〇保障をしようというものでありますから、支えていく人たちの負担というものが当然それに見合った負担をしていかなければならない。今厳密な数理計算と言われましたが、まさにそのとおりであります。

そういうふうな形で仕組まれているわけでありまして、それでは負担をする人が何ば負担があつてもいいかという、これは負担の限界というものがあつて、そういう観点からすると、お年寄りの数がふえてくる。そうなるという、お年寄りの数は数の上でその負担をどう支えていくかということになると、同じ負担の中でも、大勢のお年寄りを少数の現役世代が支えるということになると、安定した世代間扶養の約束を実施していく上においては、その年齢というものも非常に大事なことになつてくる。したがって、給付の改善と、そして同時に現役世代の負担の問題、それでは幾つから支給するかという問題は常に関連をして、安定という大原則に物差しを合わせていかなければならない問題だと思ひます。

○伊吹委員 去る予算委員会の質疑で、社会党の山口書記長、委員であります、保利衆議院議長と浅沼次郎委員長の言葉を引かれて、政治家はとかく選挙のときは国民に受け入れやすいことだけを書いて票をとるが、その後の責任のとり方について大変問題があるという趣旨の御指摘をされました。私はその後予算委員会でも御質問をし、自民党としてこれを拳々服膺しなければならぬ、同時にそのことは野党の皆さんにもそのまゝお返ししなければならぬ言葉だということを申し上げました。

石橋湛山さんという総理大臣が、民主主義というものは民意を尊重せなければ動かないものではないけれども、国民にすべて迎合してしまつては成り立たない制度だと言葉を吐いておられます。この厚生年金の改革の問題を議論するいい例が、この法案の中に入つております国鉄共済の相互助け合いの問題に私はあると思ひます。

国鉄の共済がなぜこんな大変な状態になつたのか。これは国鉄の労使双方に責任のない多くの観点があることは事実であります。例えば旧満鉄職員、旧恩給を引き受けさせられた、あるいはまた鉄道省の恩給そのものを引き受けさせられた、また、国鉄改革の際に二号俸の特別昇給をすることによつて人員整理を行った、その結果年金の支給額がふえた、こういう問題があります。これは、国鉄の労使には直接責任のある問題ではないと私は思ひますが、しかし、それ以外に労使交渉でいろいろの問題が決まつておつたということもありまふ。このあたりのことについて、大臣の御感想を伺ひたい。

○戸井田国務大臣 鉄道共済年金の赤字の原因につきましても、先生御承知のとおり、鉄道共済年金問題懇談会の報告書、昭和六十三年の十月七日であります。そのときにも指摘されておることでありまして、交通革命によつて鉄道産業が斜陽化し、人員の縮小を余儀なくされたというような産業構造の変化に伴う半面と旧国鉄時代の制度運営に起因する側面の二つがあると言われております。特に後者の旧国鉄時代の制度運営に起因するものとしての報告では、成熟度に見合った保険料引き上げの努力がなされず、財政的裏づけのないままに過剰と思われる年金給付が行われたという指摘も載つております。こういうことがやはり一つの原因ではないかというやうな、そういう公的な報告書の中にあつてゐることを私も強く感ずるわけでありまして、これは一つは、その間における制度の中でも、例えば料率改定をやつて法律でやる場合と、それから共済の、国鉄のやうに一部労使間で話し合うことになると、やはり刺激が強い負担の方についてはいろいろどうしても人間人情でそういった方向に流れやすい、こういう傾向があらわれた一つの傾向ではないかと思ひます。

○伊吹委員 今大臣からお答えがありましたように、私は、この国鉄の問題は国鉄の労使に責任のない要因と、それから今有識者のまとめとしておつしやうに、まさに労使双方の話し合いの中で私が先ほど申し上げた厳密な保険の数理計算を破つて、ツケを後世に、解決を後世に残しながら、その場その場でのいいことをしていかうというやり方に要因があつたことは確かだと思ひます。しかし、それは経営者の責任であり、労働組合幹部の責任であるかわからないけれども、まじめに一生をささげて国鉄やJRのために働いてきた多くの職員には何の關係もないことだと思ひます。だから、指導者がしつかりしていなければ、結局、国鉄の善良にまじめに働いてきた多くの職員が今どんな気持ちでこの年金改革法案の審議を聞いているかと思ひます。私は指導者としてやはり筋を通すべきことはきつちりと筋を通さねばならぬと思ひます。

今問題になつております厚生年金の問題についても、過去四回、私の調べでは昭和四十四年、四十八年、五十一年、五十五年と改革が行われておりますけれども、このおののときに当たつて、政府提案である保険料をこの委員会、自民党にも責任があつたと思ひますが修正をして引き下げて、同時に給付の総額を政府原案よりもこの委員会の修正で引き上げてゐる例がある。つまり、保険の厳密な数理計算で成り立たないことを

国民が喜ぶからといって保険料を引き下げて、あるいは給付を引き上げて、当然赤字になるその残りは何の手当でもせずにはつたらかしてあるというのが現状だと私は思ひます。厚生年金というものは、そういう意味では今大臣がおつしやうした国鉄改革、国鉄の年金と同じ道を歩んでゐると私は言わざるを得ません。

今申し上げた四十四年、四十八年、五十一年、五十五年の政府原案と国会において修正された案との結果、どの程度の後世へのツケ回しが残つておりますか。

○水田政府委員 四十四年以降の修正による減収はおおむね二兆円程度と推計をいたしております。

○伊吹委員 つまり、四回の修正によつて厳密な数理計算ではなくて人気取りをするために二兆円というものが後世に回されたということですね。つまり、それを今我々はしりぬぐいをしてやらせておつたことだと思ひます。五年後、十年後、十五年後に、この委員会が今決定に携わる我々が同じことをしたと言われないように私たちがしなければならぬ。そのためには、保険というものは、イデオロギーで幾ら考えても厳密な数理計算は自民党と野党と違つてゐるわけはありません。国鉄のあの道を、そして善良なまじめな国鉄職員が今どんな気持ちでこの年金審議を聞いておるかというのを考えるときに、厚生年金受給者を私たちが同じ立場に追い込んでゐるならぬので

す。

したがって、政府提案である保険料の引き上げと、そしてまた退職年齢の平成十年からの段階的な繰り下げということがだめであるならば、それは年金の給付額を減らすか、あるいはどこからその財源を持つてくるか以外に方法はありません。ただし、支給年齢を引き下げるためには当然退職年齢もそれに應じて動かしてやらなければ、働いておるサラリーマンとしては耐えられないということもまた事実でしょう。

まずそこで、労働省は、平成十年から六十一歳

五

に厚生年金の支給年齢をおくらせるということについて、退職年齢の問題をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○長谷川説明員 お答え申し上げます。

現在、高齢者就業実態調査によりまして、定年前に退職する者を含めました民間企業におきまして平均退職年齢は五十九・二歳となっております。それから、制度面で見ますと、我が国企業の定年制につきましては六十歳以上を定めておられますのが六一・九％、五十五歳を含めまして五十五歳以下が一七・五％、五十六から五十九歳が二・二％という現状でございます。六十歳以上定年はある程度一般化してまいっておりまして、まだ五十九歳以下の定年も三八％程度あるというふうに考えております。

○伊吹委員 今労働省がお答えになったのは、厚生年金を受給できるような比較的大きな企業においての数字ですか。

○長谷川説明員 それぞれ調査は三十人以上の企業を対象にしておりますので、その平均でございます。

○伊吹委員 労働省はこれを厚生大臣とよく話をしていたら、厚生大臣にも労働大臣と十分のお話をしていたらと思ひますが、退職年齢をおくらせるということは同時に年金の問題と非常に厳密にリンクをしておりますから、年金の支給年齢だけをずらすということがあつてはならぬと思ひます。

特に、労働省の場合は民間企業を相手にしておりますわけですが、政府が雇用者になる場合、つまり国家公務員及び地方公務員、公庫公団等の職員について、これは政府がみずから決めなければならぬことですね。だから、政府がこのことを決められなければ当然民間もそれに追いついてこない。追いついてこなければ、厚生年金の支給年齢だけを一方的にずらすということは、野党の皆さんが批判するように私はもつともな点もあると思う。政府は国家公務員、地方公務員、公庫公団等についてどう考えておりますか。これは総

理府ですな、人事局。

○島中説明員 まず、公務員についてお答えいたします。

将来、共済年金についても厚生年金と同種の措置が講じられた場合に生ずる公務員の雇用問題につきましましては、関係省庁の局長クラスを構成員とする検討委員会をこの四月に発足させ、検討を進めることといたしております。

国家公務員の定年制度は、先生御存じのとおり、計画的な人事管理を通じて公務の能率の運営を図ることを目的としておりまして、定年の延長につきましましては、共済年金の支給開始年齢の改定問題のほか、こういった公務の能率の運営に与える影響とか民間企業の定年制度の動向など、諸般の事情を総合的に勘案して検討する必要がある課題であるというふうに考えております。

○伊吹委員 これは厚生大臣というよりも、年金担当の国務大臣としての戸井田大臣にお願いをしておきたいのですが、このあたりはやはり内閣で十分お話をしていたら、そして遺漏のないように将来策にお取り計らいをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○戸井田国務大臣 年金の給付と雇用の問題というものは、まさに密接に関連をしている問題でありますので、今後とも関係省庁と十分話し合つてその実現に努力をしたいと思います。

○伊吹委員 政府の原案では、平成十年から厚生年金の支給年齢を六十一歳とするということでありまして、六十一歳になるのが平成十年より万が一にでも後におくれたということになると、現在六十歳であるのが平成十年からは六十一歳になるわけですから、将来的には一年分の給付の額とその給付の額の運用益とがパンクするということですね。そう理解していいと思ひますが、だからこういうことはやはりしてはいかぬですな。先ほど私が申し上げたように、この四回の委員会、国会での修正の結果、やはり二兆円という大穴があいておる。私は野党の皆さん方も十分そのことは考えておられると思ひますが、万が一にも、平成

十年から六十一歳というスケジュールが仮に十年おくれたら、どれくらい穴があきますか。

○水田政府委員 引き上げのスケジュールを十年ずらしまして、その場合の最終保険料を二六％に抑えるという前提で計算をいたしますと、利息を含めまして減収額は平成二年から六年の五年間で六兆円、平成二年から十一年までの十年間で見ますと、利息を含めて二十四兆円程度の減収になります、こういうふうに見ております。

○伊吹委員 今、政府委員の言われた金額は、いざ私たちが子供が税金で負担せねばいかぬということですね。そう理解していいですか。

○水田政府委員 保険料が税金か、いざれかによって負担する、こういうことにならうかと思ひます。

○伊吹委員 もう一つ、これもあつてはならぬこととありますが、保険料率は、今回の六％の給付改善のために一二・四％から一四・六％に引き上げるといふふうな設定をされております。仮に、かつてそういうことがあつたわけでありまして、これを〇・一％の引き上げ幅を抑えるということがなつて、しかも、その資金的穴埋めを一般会計の負担、つまり消費税収からやらなくということになると、どれくらい負担になりますか。

○水田政府委員 〇・一％引き下げますと、平成元年度、満年度ベースで約九百四十億の減収になります。

○伊吹委員 今の数字で、もうこれ以上何も論ずることはないわけですが、退職年齢の繰り下げと保険料の引き上げというのは、国民にとつて嫌なこととあります。私もできればそうしたくない。しかし一方、給付の改善というのは国民にとつては非常に望ましいことであつて、だれも喜んでくれる。そしてだれしもがそうしたい。特に選挙の洗礼を受ける者はみんなそうでしょう。しかし、そういうことをやれば大変なことになるといふことが、今政府委員の答弁から、私は傑然としてこれを聞きました。あのまじめに働いているJRや国鉄職員のような人たちの気持ちに厚生年

金受給者をさせてはならない。そのために私は政府原案どおりにこの法案を通すべきだと思ひます。

「葉根譚」という中国の漢籍に「一時の寂寞を受けるも、万古の凄涼を取る」となれど。そのときに国民からは何か言われるかも知れないけれども、後々しりを受けない政治家の方が私は立派な政治家だと思ひますが、大臣どうですか。

○戸井田国務大臣 その前に、先ほどの年金と雇用の問題についてちょっと補足をさせていただきます。

それは、年金の開始年齢がおくられて、そして雇用が十分でない状況を想定されているいろいろの御質問でありましたけれども、大体、昭和六十二年の実際に年金を受給している方々の平均的な年齢が六十二歳になっております。でありますから、雇用はその年金の開始年齢よりも進んでいるというのが現状ではないかというふうな見方もできるのではないかと考えます。

そして次の御質問で、将来にシケを回してはいけないという問題であります。そのとおりでございます。そして財政再計算に見込んだ保険料の幅が大きく減るというふうなことになる。次の財政再計算のときには非常に苦勞しなければいけないし、それだけの負担が同時にまた重なる。こういふことにならぬと思ひます。そして今度の場合には、約三十年後に二六％程度に抑えるという前提に立つて、五年ごとの引き上げ幅を二・二というふうな設定をして極力小幅なものにいたしましたわけですが、さらにこれが縮小していくということは、今委員御指摘のようないろいろな問題になるし、次の対策というものが非常に大きな負担につながっていくということになるわけがあります。

そういうふうになれば、まさに国民の合意が得られない状況がさらに出てくるだらうというふうな考えております。でありますから、今委員の、国鉄共済がたどった道を歩かぬようにという御指摘は筆々服膺していかなければならない、かよう

に考えているわけであり。そして給付と負担のバランスというものを常に考えて対策を立てていかなければいけない、かように思います。

○伊吹委員 次に、保険というものは、年金というものは世間の助け合いですから、今六〇%の給付を引き上げてもらうのは、現に年金を受給している方々ですね。ところが、その保険料を負担し、退職年齢を後へずらされるのは、これから年金を受ける団塊の世代といいますが、そういう人たちはどう思われるのです。団塊の世代にとっては、六十歳から年金をもらっている人を支えて、自分たちも六十歳になったら同じようにしてもらえたいというふうな前提で保険料を納めてきておったのに、将来的には年金をもらえなくなるのが六十五歳になって保険料が少し上がってくるというのは一体どういふことだと、これは素朴な疑問だと思います。大臣、どうです。

○戸井田国務大臣 そのとおりだけれども思うところは、かように思います。しかし、年金というのは一方に給付の改善という面もあるわけで、私は世代間扶養という観点からすれば、やはり終局的に退職した後において安定した給付、すなわちその退職した時代の人が受けている平均的な給与の七〇%の所得を保障するということが最も合意として大事な合意だろう、かように思います。それを達成するために年齢というもののある程度の引き上げが考えられるということだと思います。で、そういう意味で整合性を保つていかなければいけないというふうに考えています。

○伊吹委員 それでは、今度厚生年金の保険料が二・二%引き上げられるということに伴って、現在働いている人たちの家計の状態はどうなるか、これが国民的合意が形成できるかどうかというところのポイントだと思うのです。なるほど大臣がおっしゃったように、自分たちはいざ将来また年金によって生活を支えてもらうんだから今は負担はしなくちゃいけないんだ、これは論理としてはわかる。しかし実感として生活が苦しくなればだれしもいやなんですね。

それで、大蔵省来ていますか。大蔵省にちょっと伺いたいだけでも、年収三百万、五百万、六百万、中堅的なサラリーマン、こういう人たちの例にとりて、今回の税制改革の結果、所得税減税がどれくらいあったのか。それからモデル計算でいいから、消費税の負担額はどれくらいあるのか。そして今回保険料が二・二%引き上げられる結果、負担増がどれくらいになるのか。つまり最終的に三百万、五百万、六百万の人は税制改革と年金改革の結果、生活が実質的にプラスになっているかマイナスになっているかという数字を教えてください。

○河上説明員 お答えいたします。

夫婦子供二人の標準世帯につきまして、片働きということで給与収入が三百万円の場合に、昨年十二月の税制改革によりまして所得税、住民税の減税額は四万円でございまして、五百万円の給与収入の場合には八万五千円の減税、六百万円の給与収入の場合には十一万九千円の減税でございまして、一方、消費税の導入に伴います負担の増というところにつきまして試算してみた結果でございまして、給与収入三百万円につきましては約二万五千円程度の増加、五百万円につきましては三万七千円程度の増加、六百万円につきましては四万一千円程度の増加でございまして、

なお、保険料の引き上げにつきましては、私どもの方の試算では出てございません。

○伊吹委員 それでは年金局長、今の保険料の負担については大蔵省は入っていないと言っている。これも困るんだな。政府に質問しているのだから余り省庁ごとのセクショナリズムを發揮せずに、だれかがぼんと答えてくれれば一回で済むのですから。今の保険料の負担増を含めて三百万、五百万、六百万の家計が最終的にどうなるのか、それを教えてください。

○水田政府委員 今大蔵省の設定された標準世帯で、保険料の実質負担増との相殺関係を見ますと、三百万の年収階層では九千円の負担増になり、最終的に九千円の負担増です。五百万の階

層は減税効果が依然として残りまして一万四千円でございます。六百万の階層は減税効果がなお残り三万八千円、このようになっております。

○伊吹委員 それでは、私はいざ後でこのことも聞きたいと思うのですが、日本の年金を受けている人たちは厚生年金、これはつまり比較的大きな企業の年金を受けている人たちと、国民年金、厚生年金に入れない、それでも一生懸命まじめに人生を生きている人たちが受けている年金とがあると思うのです。

厚生年金というのは比較的大きな企業の方が受けておられる年金だから、今の政府委員の御答弁では、年間収入三百万円の人は年間九千円です。マイナスになる。しかし五百万、六百万の人は保険料の引き上げがあってもなおプラスになるという御答弁なんだが、比較的大きな企業で三百万の年収を受けておられる若年サラリーマンというのは、一生懸命働くことによって将来的に五百万、六百万、七百万の所得を受け得る可能性が国民年金受給者よりはるかに大きな人たちでしょう。そういう方々が将来自分たちが税制改革の結果、所得減税の恩恵を受け、年金が受けられ、あるいはまた安定した老後が送れるということになれば、そのあたりはつらいけれども、私は、年収三百万の方々にも政治家みずからが説得をし、厚生省も積極的にPRしなければいかぬと思うのです。厚生大臣、その辺はどうですか。

○加藤政府委員 真に手を差し伸べるべき方々に対しましてはそれなりの、今年三月にも臨時福祉特別給付金等も給付もいたしましたし、そういうことにつきましては積極的にPRをいたしてまいりたいと思っております。

また、厚生年金につきましては、そういう将来負担になるべきものにつきましては、やはり給付と負担のバランスをとる上で必要なものでございまして、そういう趣旨も十分にPRをしてまいりますので、そういう趣旨も十分にPRをしてまいります。

○伊吹委員 厚生大臣、私、要望しておきますが、税制改革のときも非常にPRがためなんです

ね、我々にも責任があると思いますが。だから、今言ったようなツケ回しをしてその場逃れをすればどういふことが将来起こるのかとか、厚生年金と国民年金は別ですから、厚生年金というのは比較的大きな企業のサラリーマンのもので、この人たちに於いての将来的な問題がどうなるかということとは十分PRをしてください。

さて、そこで、もしも今回の会期中にこの法案が成立したという仮定のもとに立って言えば、支給のスケジュールというのはどういふふうになりますか。

○土井政府委員 会期中に法案が成立した場合の支給でございますけれども、年度内最後の支払い期であります平成二年二月、そのときに改定差額を何とか支払いたいと考えておりまして、そのためには、年金の支払い作業に相当の日数がかかるものですから、十一月末ごろを目途にその作業に入る必要があるというふうに考えております。

○伊吹委員 相当な日数がかかるというのはいいんだけれども、十一月終わりがいまだにめどが立たなければ、いつごろにあなたはこれだけの差額が受けられますよというところを通知できて、いつごろに実際の二千五百万人という実質生活が目減りをしてしなから待っている人にお金がいくのですか。

○土井政府委員 改正法案に基づく新しい年金額の改定通知でございますけれども、これは一月末ぐらいまでに各人のところへ全員送達できるというスケジュールでございます。それから具体的なお金でございますけれども、厚生年金受給者は二月一日、国民年金受給者は二月十五日というふうに予定をしております。

なお、差額が幾らであるかというのは、現在の実務処理上そういう形の処理に相なっておりますので、これにつきましては直接個人々々に対しては行かないという仕組みになっております。

○伊吹委員 衆議院の社会労働委員会というのは、野党の皆さんも、何というのか、大変まじめに議論をしていただき、そして物のわかつておられる皆さんばかりですから、私は順調に審議が進

むのじやないかと期待をしておりますけれども、しかし、参議院の自主性というものもあるわけだから、簡単にあらかじめ準備をするというわけにもいかぬと思うのです。ですから、我々政治に携わる者も審議のスピードアップをするという義務があるが、あなた方もスケジュールのスピードアップをしてもらねと困る。最大限努力していつまでにできますか。

○土井政府委員 過去の業務の実績をもとに、私も七十日の日数が必要であるというふうに考えておりますけれども、これは何としても年金受給者に二月の定時払いには一緒に改定差額を払いたいということとで内部で種々検討しております。その場合に、具体的に申し上げることは困難でございますけれども、事前に何らかの準備に取りかかるというようなことで今のようなスケジュールに何とか間に合わせていきたいという気持ちでおります。

○伊吹委員 それで、これは年金額によってばらばらだからといって誤解を招くといけないのだけれども、厚生年金と国民年金について、この差額ですね、六%相当分は一月当たり大体平均すればどれぐらいになるのですか。

○水田政府委員 老齢基礎年金満額の場合は一月当たり約三千二百円、それから厚生年金の場合はおおよそ一月一万円前後、それから老齢福祉年金の場合は九百円、それから障害年金の一級の方の場合はおおよそ四万円、こういう感じになります。

○伊吹委員 今の厚生年金の場合は御家庭ごとの計算で一万円ということですね。——モデル計算で、それはいい。ただし国民年金の場合はそれは一人当たりだから御夫婦だと倍になるのですか。

○水田政府委員 そのとおりでございます。

○伊吹委員 そうすると、四月から始まったとして十二月まで、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二月、九カ月分のその金額が大体国民の方々のお手元に行く、こういうことですね。

○水田政府委員 四月から、二月払いでございますので、来年の一月までですから、十カ月でございます。

います。

○伊吹委員 これは私が一番最初に申し上げたことなんだけれども、税制改革の結果、やはり一番しわの寄っている人たちですから、我々も野党の皆さんとともに政治家として一生懸命頑張りますから、どうか政府の方も徹夜してもやってください。厚生大臣いかがです。

○戸井田国務大臣 御指摘のとおり、今二千五百万人の受給者はこの年金の行方をじっと見守っているのだろと思ひます。精力的にその期待にこたえるように努力をしたいと思います。

○伊吹委員 次に、私は今厚生年金の議論をしたわけですが、年金の中にもいろいろな不公平があると思う。そして、その年金を受けている人たちの強者が弱者かという社会的な立場も十分考えなければいかぬ問題をたくさん含んでおられるのです。例えばお亡くなりになった山口年金局長が昭和六十年の改革で大変公平な道筋をつけられたと私は思う。しかし、それは必ずしもまだ十分でございましていない。あの改革の前は、驚くべきことだけれども、厚生年金の給付に二〇%の補助金が入っており、つまり、大きな企業に勤められな

く二人の町工場、本場に小さな町工場で自分一人で働いておられる方が納められた所得税で、それよりはおおに大きな厚生年金をもらう人たちの二〇%を負担していたということですから、私はこれは全く驚くべきことだと思ひます。今は亡き山口年金局長の改革でそのあたりが取り払われて、基礎年金と、そして厚生年金についても二階建てであるいは厚生年金基金という三階建てになったということ、私は非常に良かったと思ひます。しかし、まだいろいろな問題が残っています。例えば国民年金は既に六十五歳の給付になっておられるわけでしょう。ところが、厚生年金は今度六十歳を段階的に繰り上げることにいろいろな議論が起こっている。もちろん自営業者につきましては、これがサラリーマンかどうかというようにいろいろな問題がある。そして、定年制があるかな

いか、どうかという問題もある。しかし、また一方で所得税やいろいろな問題もあるということも事実。そして同時に、年金というものがサラリーマンから始まったということも事実だけれども、この辺の将来的な負担と給付の一元化というか、公平をどうするかという問題について、いかがですか、年金局長。

○水田政府委員 政府は制度の長期的安定を図るために五十九年に既に公的年金の一元化を図るという方針を決めているところでございます。今御指摘の自営業者とサラリーマンの開始年齢の格差、これを埋めるということも今回の改正の課題といたしていただいております。

○伊吹委員 一つの具体的な例を挙げますと、今回この法案の中で国民年金基金というものがつくられたということは私は制度としては良かったと思う。これが動くかどうか、実際的にはこれが大問題だ。なぜかという、厚生年金の中の一階部分の基礎年金ですね、これはいわゆる国民年金と言つてもいい、これは二階建ての厚生年金の部分、三階建ての厚生年金部分に加入している大企業を中心とした人たちは、その掛金が所得税の計算上これはみんな控除されているわけでしょう。そして、法人負担の分についても法人税の計算上これは経費の計算になっているわけですね。ところが一方、自営業者の人たちが国民年金に入っております、厚生年金の二階建て、三階建ての部分に当たるそういう受け皿が今までなかったから、民間での生命保険とか信託銀行とかの年金商品に入ると、所得税控除は驚くべきことに年間五千円しかないんだね。ということは、厚生年金に加入している人たちは、所得税で年間一体どれぐらい掛金のために恩恵を受けておられるのか、そして厚生年金基金のためにどれぐらいの恩恵を受けておられるのか、そして法人税計算上どれぐらいが企業負担として経費に落ちているのか。これは、大蔵省、わかりませんか。

○河上説明員 お答えいたします。具体的な推計につきましては、個人、法人別の金額だとかあるいは被保険者に占めます実際の納税者の数、こういった数字がきちんとしたものがございませんとそのような推計は非常に困難でございますが、しかしながら、例えば現在被保険者が二千七百万人を超過しておるか、あるいは厚生年金の保険料の収入が八兆円を超過しておるか、こういったようなことを考えますとそれなりにかなりの額になっておるのではないかと感じを持っております。

○伊吹委員 具体的な数字はわからないけれどもかなりの金額になるということは、国民年金に入っている人たちの立場からいうとまことに腹立たしいことなんです。つまり、自分たちは自営業者としての所得税をまじめに納めている。しかし一方で、厚生年金に入っている人は将来のために備えていけばその分が経費に落ちていく、所得税から控除されるということですからね。だから、その受け皿として今回国民年金基金をつくられたというのは発想としては良かったと私は思う。国民年金基金に自営業者が加入をした場合には、その加入をした金額は、上限はあるだろうが所得税控除の対象になる、こういうことではしょう。ただ、これはうまく動きますか。どう思ひます。

○水田政府委員 地域型基金と職能型基金がございしますが、職能型基金については既に十を超えているところが準備を進めております。地域型基金についても各県十分設立することができ、私どもはこのように見込んでおります。

○伊吹委員 これは国会でスマートに答弁をしたというところで済む問題ではないと私は思う。各都道府県に置いてある保険課ですか、こういうところを通じてよほど指導してもらって、そして同時に、余り許可可のときに難しいことを言わぬこと、これはぜひよろしくお願ひをしておきたい。これは自由主義というものの本来のいいところをどう評価するか、あるいは社会主義的な物の考え方立つかということによって違ってくると思ひます。基礎年金というものは現に今国庫負担が入っていますね。国民から集めた税金でその

三分の一をカバーしておる、保険計算だけじゃなくてカバーしておる。しかし、その上の二階建てである厚生年金の部分、あるいは厚生年金基金の分は、今まではあなた方が関与している部分については所得税の減税だとかいろいろいい目を見ておったけれども、あなた方に助けてもらえない零細自営業者の人たちはみんな自己負担で老後に備えておったわけですから、今年金型商品に設定されている五千円という所得税の控除額を大きくとるといふことも一つの考え方と思うけれども、将来的には厚生年金の二階建て部分、三階建て部分、国民年金基金あるいは民間のどの商品に加入しようと、国民一人当たり幾らという所得税の控除額をとって、まじめに働いてどんどん積み立てる者は老後に厚い手当を受けられる。しかし、積み立てない人は人間らしく暮らしている生活の最低水準を守る基礎年金でやってもらうという形にした方がむしろいいのじゃないかと思うのだけれども、この辺はおの政治家を持つている政治哲学のような問題ですから大臣にちょっと答えてもらいたい。

○戸井田国務大臣 今伊吹先生が御指摘の問題は、非常に多方面にわたって検討すべき問題が含まれていると思います。そのために一言で申し上げることはできませんけれども、伊吹さんの場合には長い間そういった年金制度について私見を持っておられるというところはかねがね聞いております。私自身としては、一つの御提言としてそういった方向についてもよく考えてみたい、かように思っておりますが、今言いましたようにこれは非常に多方面にわたってあります。今先生が言われたのは政治家である個人としてどう考えるのかという御意見でございますので、そういう意味に受け取らせていただきます。

○伊吹委員 イギリスのロブソン教授という方の著書の中に、これからやらねばならないのは福祉国家という概念から福祉社会という概念に進んでいかねばならない。つまり政府がすべて主導的な立場に立ちながら福祉をやっていきますと、とか

く今言ったような不公平が気がついていない中で出てくる。だから社会全体として福祉がどうなるかという形に持っていかなければならないということになると、私の生きざま、政治哲学から言うところ、私は自由主義の原則をもう少し福祉の中へ注入した方がいいと思っておりますから、戸井田厚生大臣は社会福祉の面での指導者でありますし今後ともうあられると思っておりますから、今の御答弁、お約束は私は重く受けとめておりますので、よろしくお願いいたします。

時間もだんだん迫ってまいりましたが、今度は厚生年金基金のようなお金を預かった方です。これはもう少しちゃんと運用して、ここにこそ自由競争をもっと入れてやってもらわなければいかぬという部分もある。しかし、これを余り強調し過ぎると、ともかく利益を上げたらいんじやないかといって投機に走って、穴をあけられたら後はどうするかという問題もある。今回の法案の中で預託先の多様化をしておられるのだけれども、これはどういふスケジュールで進みますか。

○水田政府委員 一応法案を成立させていただきましたら、私も明年度からこの制度の運営を開始したいと思っております。この中でございます。○伊吹委員 これも先ほどの国民年金基金と同じで、書いてあることはなかなかいいことだと思っております。けれども実際の行政指導、運用、この辺に余りくちばしを入れ過ぎず、といって野方図なことをされずに、これは難しい。ひとつうまくやってください。

それから、結論的に言えば、先ほど大臣がおっしゃったように、二千五百万人といえは有権者の三〇％です。選挙が近いから票をとりたいたとか、そういうことではなくて、これは野党の方々も我々もみんな、国民の福祉を預かっている社会労働委員会の一員として、受給者の期待を裏切つてはいかぬ、しかし同時に、もしこれがおくれることとあるならばどういふことでおくれたのか。実は三月に国会へこの法案を出されたわけでしょう。国会の中でいろいろなことがあったことも事

実だ。それは行政府としては言いにくいことでしよう。しかし、この議論をできるだけ開かれた議論として国民に聞いてもらって、なぜおくれいているのか、野党のポイントはどこにあるのか、それが保険の数理計算として成り立つのか、あるいは自民党の主張のどこが野党の御提案を聞いて直さねばならないのか。私は、国会の役割はまさにそこにあると思うのです。そして国民に判断をしてもらわねばならぬわけですから。

しかし、一番大きな問題は、先ほど私が言ったように、そのときに国民に好かれることだけをやって、後々ツケ回しをしてそれは知らぬぞという形は困るのです。これは過去四回、この中にはおられないと思いますが、当時社会労働委員会をしておられた方の責任は重大だと私は思うのです。そういうことを言われないようにしなければいけないと思ひますが、健康になるのならば苦い薬も飲んでもらいたい、痛い手術も受けてもらわねばならないということをおっしゃる政治家が私にはありたいと思うのですが、どうですか、政治家戸井田三郎は。

○戸井田国務大臣 伊吹委員御提言のことはそのとおりだと私は思います。しかし、我々政府といましては、一つの理想であると思う負担と給付のバランスをとりながら、そして国民の期待にこたえられる年金制度というものを御提案申し上げていくわけでありまして、早く成立させてい

ただ、この一言でございませうけれども、政党内には、これは同じイデオロギーではないといつても、それぞれ重点として考え、国民のためにどう言ったらいいかという主張はいろいろおありだと思ひます。しかし、そのある主張というものを十分に聞かせていただいて、そして早く結論を出し、二千五百万人の大勢の人が待っているということにこたえてあげていただきたい、かように思う次第であります。

○伊吹委員 私のところに国鉄の共済年金受給者の方がよく来られます。そのお話を承って、私は

本当にお気の毒だと思ふ。指導者というのが場当たり的なことをやれば、多くの人たちは必ずつらい目に遭います。幸い社会労働委員会の野党の先生方も、イデオロギーよりも国民福祉というか、今の年金受給者の方々のことを思うという大きな旗のもとで審議が順調に進んでいくと思ひますから、厚生大臣もそれを受けて、一刻も早く今の年金受給者が困らないように支給のスピードアップ等を図っていただきたい。

以上で終わります。ありがとうございました。

○丹羽委員長 河野正君。

○河野(正)委員 御承知のように昨年七月から精神保健法が施行されました、この法の精神に示された障害者の人権の問題あるいは社会復帰を促進するといふような非常に大きな基本的な使命があるわけですから、そこでの改正は、大臣も御承知のように大変画期的な、歴史的な改革だったと思うのです。

そこで、長い間の古い歴史がありますから、あの中であらうな技術的なあるいは画期的な改正が行われたら、それが一体スムーズにうまくいくだろうか、こういう議論があったことは御案内のとおりでございます。ですから、今諸外国におきましてはあの法の改正の内容については非常に高く評価をいたしております。であるけれども、なるほど内容というものは高く評価すべきであるが、果たしてそれがスムーズに、適正に運用されるかどうかということについては国際的にも非常に関心の深いところでもございます。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

そういう意味で、やはりあの法改正というものが非常に画期的な、歴史的な改正であっただけに、それをぜひそのまま運用し、また適正化を図っていかねばならぬということが一般的な現場の皆さん方の御見解だと思ひます。でございますから、私はそういうことを考えてまいりますと、なお中身的には運用面において矛盾のある点も若干ございます。当時大臣は社労のそういう方面のエキスパートとしていろいろ理解を示された

経緯があるわけですから、きょうの質疑に対しては、同時に多くの期待をいたしております。同時に、大臣の当時の御見解等をぜひこの運用の中で生かしていただきたい。そういうことで若干の点に触れてまいりたいと思っております。

そこで、基本的には、人権の擁護それから医療の適正化という点で、例えば任意入院制度を中心としなければならぬとか、あるいは適正な運用のために精神保健指定医というものが新しくできまして、そして多くの義務というものが与えられてまいったわけです。そういうことで、私は、その発想は従来のような収容施設的な考え方では困るんだ、やはり本来の治療施設という見解でこの円滑な運営に当たっていかねばならないということだったと思うのです。

でございますから、後で若干の点については個々に申し上げますが、一応大臣に対しては、そういう法改正に基づく発想、それからまたこうあるべきだ、それが一番法の精神を生かす道だという御見解がありましようから、私も最初はその御見解を承って、後で若干の質疑を続けたい、こういうふうに思います。

○戸井田国務大臣 河野先生、精神衛生法の改正のときには大変御尽力いただいて、特に病院側で不安といろいろな御心配をしておられたときにも積極的に御尽力いただいてあの法案が通過したわけでありまして、今そのときのお話を聞きながら思い出して、心から感謝をいたしております。

そこで、もちろん人権擁護あるいは収容施設的な役割として果たしていくことが主要な考え方でございますので、精神医療については精神保健法の改正やあるいは衆議院及び参議院の社会労働委員会での附帯決議の御趣旨等も踏まえまして、そして昭和六十三年四月の診療報酬改定のとときには、外来診療を重視する観点に立つて通院カウンセリングの点数を引き上げたり、あるいは精神療法についても点数を引き上げるとともに、応急入院にかかわる新たな点数を設定したところ

でありましたが、必ずしもそのことによって十分満ちていたというわけではなく、いろいろな御意見があったこともよく存じております。また、平成元年年度予算においても、措置入院者の定期病状報告書の作成にかかわる経費等についても助成する措置等も講じておりますし、これからの法改正の精神にのっとった対応を十分していきたい、かように思っております。

○河野(正)委員 今大臣から御見解をお述べいただいたわけでございますけれども、全くそのとおりでございます。私も当時一番心配しましたのは、非常に画期的な改正を行った、一体どうなるだろうかというような危惧があったことは事実です。そういう御意見等がいろいろ述べられて、結果的には衆参両院で、この法律は成立させるけれども、こういう点についてはぜひ改善を図っていかねばならぬという附帯決議が出されましたことは大臣お話しのとおりです。

衆参両院の附帯決議の内容というものは大体同じでございます。それらを見てまいりまして一番考えますのは、任意入院、応急入院というものが柱になるわけですから、そういうことが新設された、したがって、その運営については円滑な運営がなされなければならぬということは当然でございます。そこで、今諸外国でも法律の内容については非常に高く評価する。しかし、それを運用する、円滑な実施をする上において政府が一体どういう措置をとられるだろうかということについて非常に大きな関心を持っておるということでは先ほど御見解を承った、こういうことでござい

ます。そこで、当時この法改正に基づいていろいろな杞憂があった、心配事があった、それに対してはこうやりますよという意思表示の附帯決議があったと思うのです。実際には「今回の改正の趣旨、今後の精神医療のあり方を踏まえ、診療報酬の面等において適切な配慮を行っていくこと。」ということがあります。それから、任意入院、応急入院等云々につきましては今申し上げたとおりでこ

ざいます。ところが、現実には今大臣に若干お答えいただきましたような改善が行われたことは事実でございます。しかし、具体的にはなおこの法の精神と矛盾するような面が多々ございます。改正が円滑に実施されるためにはそういった面の解決も必要ではなからうか、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで、その点について若干触れておきたいと思えます。大臣は、そういう意味では非常に御理解をいただいてまいりましたから私もとやかく言う立場ではないと思えますけれども、ぜひひとつ御検討をいただきたい。あるいは御善処をいただきたいというふうに思うわけです。

それは、今措置入院については前年度から配慮したということでございますけれども、今度新しく医療保護入院という制度が設定されました。ところが、要するに精神保健指定医に義務づけられておるわけです。義務的に今提出を求められておるわけですから、それは医療保護入院者の定期病状報告、それから入院時の届け出、これは義務づけられておる。しかも、それも単なる医師ではないのである。精神保健指定医に対して義務づけられておる。そういうことになりましたと、ここにもありますけれども大変な書類になるのですね。これが一年に一遍の定期報告書の内容ですね。大変な書類になるのですね。それから入院届、これもまた示さぬでも御承知だと思われ、ただごらんいただければ結構だと思えます。しかも、これはただが書くかという、精神保健指定医が書かなければならないという義務づけが行われたわけですね。

措置入院については、昨年度からいろいろ御配慮いただいておりますからとやかく申し上げるわけではございませんが、それと並列して義務づけられたら、届け出も義務づけですね。それから、これを記載する人も特別な指定医というライセンスを持った人が義務的に届けなければならぬということでございますから、これは相当前向きで御

検討いただいておりますと思うけれども、これも医療保護入院患者の適正化という意味で義務づけられておるわけですから、これについては当然の配慮を行うべきだろうと思われ、これについて御見解を承ってみたいと思えます。

○長谷川政府委員 お答えいたします。先生お尋ねの医療保護入院につきましては、お話がございましたように医療保護入院の入院届、あるいは定期病状報告書の作成が義務づけられておるわけでございます。この医療保護入院につきましても、家族等の保護義務者の同意による入院であるというのが基本的にはあるわけでございます。基本的には病院と家族間で民事的に対処すべきことというふうに思うわけでございます。

先生のお話にございましたように、新しくつくられました精神保健法を円滑に運用するためにも、この報告書の作成が病院なり家族なりに過重な負担とならないように私どもの方策を考えなければならぬということ、現在いろいろ検討いたしておるところでございます。

○河野(正)委員 過重な負担にならぬようにということであるけれども、新設されたわけですから、負担に当たっていることは事実ですね。ですから、それに対してどういうふうな配慮をされますか、こういうふうにお尋ねしておるわけです。

○長谷川政府委員 厚生省といたしましては、来年度予算編算要求におきまして、この医療保護入院のための入院届け出及び定期病状報告書の作成にかかわります経費の助成について財政当局に要望してまいりたいというふうに考えております。

○河野(正)委員 これは医療保護入院の適正化を図っていく意味においてこういうことが義務づけられたわけですから、当然我々は医療保護入院の医療の適正化を図っていく意味において協力をしなければならぬということだと思われ、ですね。ですけれども、非常に煩雑ですね。負担がからないうようにとおっしゃるけれども、これは大変な作業でしょう。したがって、措置入院については既

に措置がとられておるわけですから、それに並行して考えられるべき筋合いのものではなからうか、こういうふうに思ふわけですね。ですから、これはもう既に概算要求をされておるといふ話ですけれども、ぜひ今申し上げましたような実態について折衝に当たっていただきたいと思いますが、これはいかがですか。

○長谷川政府委員 先生の御要望の趣旨を体しまして、私も精いっぱい努力するつもりでございます。

○河野(正)委員 そこで、先ほどもちよつと大臣の見解を承ったわけですが、従来やもすると精神医療というものが収容施設だといふ発想で運用されてきたところにいる世論とか出てきたと思うのです。ですから、実際には、世論で言われておりますように収容施設ではなくて治療施設である、こういう発想が原点にならなければ本当の新たな精神を生かすということとはなかなか難しいと思ふのです。

そういう意味で、今局長からお答えいただいたように、措置入院でできるわけですから、医療保護入院についても、負担を過重にさせてはいかぬという発想であればなおさらのこと、この点については恐らく大蔵省と折衝が残っておるわけですから、ぜひ善処をお願いしたい、こういうふうに思ふます。よろしくごさいますか。

○長谷川政府委員 努力してまいります。

○河野(正)委員 私は、今申し上げましたように今度の新法というものは非常に画期的な改正だつたと思ふのです。そして中身のにも、世界でも評価されておりますように、一つには人権保護、一つには社会復帰促進ですね。それが、私どもが言っているように収容施設ではないんだ治療施設だといふ発想でいかないと、入れておけばよろしい、収容施設だといふ考え方はこの法の円滑な運営というものはできないと思ふわけですね。そういうことで私どもが考えてみますと、どうも今まで収容施設的な感覚で運営されてきたという長い歴史があります。ですから、この新法はそ

うじゃないですね。要するに、人権尊重もさることだけれども、社会復帰を促進しないといふわけですから、そういう意味ではやはり治療施設という発想で運営していかなければ、またもこの収容施設的な感覚での運営に戻ってしまう。これでは新法で上がった意味がございませぬので、ぜひ善処をいただきたいというふうに思ふます。

時間がございせんから多くを申し上げることはできませんが、そこで、今日の医学技術も非常に進歩しまして、そして新しい先端技術というものもが次々に誕生しますね。ですから、この精神医療についても、なるほど、向精神薬とかその他のいろいろ新しい医師が導入されてきたといふことはそのとおりですが、これはもう内部矛盾でございませぬけれども、感覚的にまだ再検討しなければならぬ面がたふさふさと思ふのです。

それは例えば例を挙げて申しますと、隔離入院、この隔離入院はだれでもできないのです。いわゆる人権を尊重しなければならぬという建前から、隔離等の場合には精神保健指定医に義務づけられておるわけですね。そして、これは少なくとも毎日診察に当たらなければならぬ、やらなければならぬ、そういうような義務づけがあるわけですね。それからもう一つは、そういう隔離した場合一般医療でいうICU、集中治療的なものですね。精神医療の中ではそういうもの。ところが、これも何ら考慮されていないという面がございませぬ。

そこで、現場ではとにかく何となく新法の精神に沿って努力しなければならぬ、ところが、さつき局長がおっしゃったように、そのために仕事の負担が過重、そういうことがあつてはならぬといふ話がありまして、これは確かに隔離の場合には今申し上げましたような実情がありませぬ。ICUのような性格を持つておるし、それから、これは新しく誕生いたしました精神保健指定医に義務づけられておる、これ以外の人は隔離することはできないわけですから、それからま

た、診療についても必ず一日最低一回、頻りに診療しない、診察しない、こういうことも義務づけられておるわけですね。ですから、こういう点、どうしても技術料というものが余り新法に沿うような形で考えられてないのじゃないかといふ気がいたします。この点についてはどうでしようか。

○坂本(龍)政府委員 精神衛生法の改正に基づきまして、先ほど大臣からもお答えがございましたように、改正の趣旨を踏まえた診療報酬の改定というところにつきましては私も努力をいたしたわけですが、実際に診療を担当される側の立場から見まして必ずしも十分でない面もあるというところについては、私もいろいろいるとそういう認識は持つておるわけでございます。

ただいま御指摘のありました、隔離の際の毎日の診療を含めまして医療の評価という問題につきましても、やはり現在の精神医学におきまして、患者の病状によって個室に隔離し、常時診察を継続する、こういう必要性があることも承知はいたしております。こうした御指摘の点につきましても、今後どのような診療報酬の対応をすべきかという点につきましては、先ほどまた御指摘ございましたような外来診療の重視という面もございませぬ、そういう精神医療全体のあり方の中で十分検討をしていきたい、こう考えておるわけでございます。

診療報酬の問題は、いづれにいたしましても中央社会保険医療協議会において御議論をいただきまして、私もその御意見を踏まえて、その対応を考えていくことになるわけでございますが、ただいまの点は、私もとてもそういう問題があるということを認識の上で今後の検討を進めたいと存じております。

○河野(正)委員 すべてはしよつと申し上げますので、お答えにくい点もあると思ひますが、いづれにしても先ほどから何回も繰り返して申し上げますが、とにかく精神病院というものは治療施設

である、そして新法では人権を尊重しない、社会復帰を促進しない、こういう大きな柱のもとで、いろいろな意見がございまして、成立をしても、もう既にこれ一年間実施をされたといふことで、その経験の中から、当時いろいろ杞憂があつた、心配があつた。内容は実にすばらしいものであるけれども、実際に適正に運営ができるのかできないのか、そういう点のいろいろな疑問があつたわけでありませぬけれども、今もう既に実施されて一年、非常になされまされまされ、いろいろ実施のために努力をされておるといふ段階でございます。

そこで、私がさっき言いましたように衆参両院で法成立に当たつての附帯決議が行われておるわけですから、少なくともその附帯決議については善処をしていただきたいという建前から申し上げておるわけですが、その根幹になるものは、やはり今申し上げましたように精神医療の実態というものの認識が十分ではないかという感じがいたします。それは例えば隔離のことなどは精神医療だけに限られているわけですから、これは一般的に言へば、ICU、集中治療室と同じような性格のものでございませぬ。ですから、そういう問題があります。それから、御案内のように、あの新法の精神に沿うて現場ではやはりその成果が上がつてくるような努力を一々やっていかねばならぬので、そういつて、先ほど局長からもちよつと御答弁がございましたが、いわゆる負担を過重させてはいかぬというお話もありました。ですから、負担が過重されておることは、これは事実なんです。さしてはいかぬといつたつて負担が過重されておるの、例えば先ほど申し上げましたように定期病状報告とかあるいは入院時の届け出とか、こういうものがあります。それから、例えば隔離の場合のいろいろな義務づけが出てきまされたね。これは負担が過重されておることは事実なんです。ですから、まずそういう点は附帯決議の精神に沿うて、これは最終的には大臣に御見解を承りたいと思ひますけれども、これは中協の議

論もございます。中医協の議論を踏まえて大臣が告示をするわけですから、これは十分そういう方向が理解されるような努力をぜひお願いしておきたい、こういうふうに思っています。これはよろしくございませう。

○坂本(龍)政府委員 ただいまの附帯決議の御趣旨も十分私どもは踏まえながら今後対処してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 そこで、矛盾点を申し上げたのですが、例えば社会復帰を促進するための努力をしなければならぬですね。医療の運営の中で社会復帰を促進するために努力をしていく、そういうことに今後力が注がなければならないことはそのとおりですね。ところが、運用の面では、それに逆行するような形の運用が行われている事実があるわけですね。例えば、精神療法とかあるのは作業療法、こういうものは社会復帰を促進するためににはとくに積極的に関与をしなければならぬ。ところが、それに対して制限が加えられておるわけですよ。要するに、精神療法なり作業療法というものは社会復帰を促進するための作業の一環ですから、それをべらぼうにやれということをお我々は言うておるわけじゃないんです。ところが、それに対して、とにかく入院患者の精神療法のごときは週一回、それから作業療法のごときは週五日、土曜、日曜は休みなさい。しかし、社会復帰を促進するためには、とにかく例えば作業のごときは毎日やってでも一日も早く社会復帰ができるように努力すべきだと思ふのです。特に任意入院制度ができましたから、やはり精神医療でも仕事の中のウェットがいろいろ変わってきた。ですから、社会復帰のために精神療法というものを積極的に展開をしなければならぬだろう、こう思っておるわけだけれども、それを今のうちに制限をするということになりますと、一方では社会復帰を促進しない、こういう使命を与えながら一方ではそれを阻害するという格好が出ていますね。そういう点は早く改めていただかなければならぬのではなからうかと思ふのですが、

その点はいかがでしようか。

○坂本(龍)政府委員 ただいま御指摘のとおり、精神医療にかかわる診療報酬につきましても、社会復帰促進の観点に立つて考えるべきであると私も考えておるわけでございます。

例えば、そういう見地から、六十三年四月の診療報酬改定の場合におきまして、入院中の患者に対する精神療法でありまして、かつ通院カウンセリングの点数を引き上げたといったような社会復帰促進の観点に立つた改定を行っておるわけでございます。今後とも、外来診療の重視あるいは新しい精神医療の方向に沿った診療報酬の合理化を行っていくというところは必要であると考えておるわけでございます。御指摘の趣旨をも踏まえまして、中央社会保険医療協議会の御意見も伺いながら私どもも検討を重ねてまいりたいと考えている次第でございます。

○河野(正)委員 私は精神療法と作業療法について述べましたが、これはカウンセリングの問題もあります。これもやはり社会復帰を促進する、あるいは再発を防止していくということなんです。

これは、言われておる通りに、再入院の医学管理料の問題があります。再入院する場合に管理料をどこから起算するか。ある意味においてはカウンセリングによって再発を防いでいくということになればこれはやはり非常にいいわけですから、私も、しかし、残念ながらこれは、精神分業病を初めとしてなかなかそういう状況にはない。そうしますと再入院ということになる。そうすると、今までは要するに再入院の管理料というのは第一回の入院から通算する、こうなっております。ですけれども、一遍入院をして退院をして、そしてまた再入院をする、こういう状況のもとでは再入院の場合の管理料の起算、それは改めて入院したところから起算するというのが適切ではなからうか。何も我々は物取り主義で言っているのではありません、新法の精神に沿っていくためには、そういう矛盾というものは、あるいはいろいろな問題点というものを解決するということが必要ではなからうかというふうに考えるがゆえに、この問題についてでもぜひ御検討をいただきたいと思っております。

○坂本(龍)政府委員 入院時医学管理料につきましては、御指摘のとおり、入院期間の経過に即して点数が通減するように設定されておるわけでございます。したがって、一たん退院した患者が同一の傷病によって再び入院いたしました、入院期間の計算は初回の入院料を基準として算定するという扱いになっておるところでございます。

精神障害のような傷病のものでございまして、確かに、本質的に長期にわたりますと寛解、再発を繰り返す者があるというところは御指摘のとおりであろうと思ひます。そういった性格を持つている傷病につきまして入院時医学管理料をどのような取り当てていくか、これも今後の検討課題の一つであらうと私どもは理解できるわけでございます。そして、中央社会保険医療協議会の御意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 そういうことをずらっと各論で検討してまいりますと、基本というものは、精神医療のあり方に対する理解というものが十分でないのではなからうか、要するに、従来の収容施設的な、入れておけばよろしい、これは長い歴史があるわけですから、そういう発想でそういうことがいろいろやられてきた、運営されてきた、だからそういう矛盾点、不合理な点というものが残ってきた、こういうことだと思ふのです。精神医療については新法ができて世界的にも国際的にも非常に評価されておる。ですから、私どもはそれにはそれなりに対応するよう努力しようものをしていかねばならぬということはそのとおりだと思っております。

そのためには不合理というものの、例えば初診時ですね。患者を初めて診ます。家族それから関係者等の問診をかなりして、最終的には患者の問診ということになるわけですから、一般の風邪引きとかあるいは胃腸障害とかと違ってかなりの時間を食うわけですね。しかし、それらについても何

ら考慮されてない。しかし人権を尊重する建前からいえば、そういう診療に長時間を要するということがなければ、当然それについては負担を加重させてはいかぬとおっしゃってあったが、負担をかけておることは事実ですから、それも考慮に入れなければならぬ。ということを考えてまいりまして、率直に言って、どうも全般的に昔の収容施設的な発想で来た、長い間の慣習となつた、ですけれども、今は精神医学そのものも進歩した、法律そのものも非常に内容的に進歩してきておるわけですから、それに対応するような措置というものを、一つずつ申し上げるも本間に時間がありませんが、そういうふうな出発点が少し、ボタンのかけ違いではないけれども間違っておったのではなからうかという感じがいたします。ですから、その点一言お答えいただきます。

○坂本(龍)政府委員 法律も新しくなりましたし、また医学も新しい内容をもつて日々行われておるわけでございます。私どもとしても、従来の発想にとらわれることなく、新しい医学の実態に即してこういった問題を考えたいべきであるという点については先生の御指摘と考え方と同じくしておるわけでございます。ただいまお述べになつたような今後の新しい精神医療のあり方というものを十分踏まえながら、この問題の解決に当たってまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 時間がございませぬから結論に入りますけれども、大臣ひとつお答えいただきましたと思うのです。

それは、今も申し上げますように、新法は国際的にも高く評価されました。ですから、評価されるだけではなくて、問題は、その評価されたと同じような適正な運用が行われる、そういうことが一番大事だと思うのです。そうしなければ仏つくて魂入れずですから、そういう意味で私は新法のときにはいろいろ、大臣は当時与党の責任者として御理解をいただきましたが、私どもも大臣に対して非常に大きな期待を持っておるわけ

の問題等ということになりますと、福島県の場合を例にとりまして、この検討委員会のいろいろな原因、因果関係あるいは具体的な事例をもとにいたしまして、これに対して慎重に検討をいたしてまいりたい、私もこのように思っているところでございます。

今先生から御指摘の、どのような点について改正ということについては、まだ具体的に何をどうするといったような形では私も考えておられないのでございます。ただ、法制的な問題以外に、運用の問題といたしまして、先生一番御指摘の問題点は、排出事業者から出た産業廃棄物の流れがこのような不法投棄に至るまでのような問題があるわけでございますので、このような流れをきちんと把握できるように、いわゆる積み荷目録、マニフェストシステムといったようなものを現在試行的に行っているところでございます。こういうようなものの結果を見ながら私も慎重に対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

○渡部(行)委員 そこで、産業廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがあられるわけですが、これではどうしようもない面があるわけですね。そこで、そのどうしようもないというところを今後法を改正して埋めてもらわないと完璧な法律とはいえないと思うので、

そこで、御承知のように、これはいろいろかかっておりますが、産業廃棄物には事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻それから汚泥、廃油、廃酸そして廃アルカリ、廃プラスチック類その他十三種、合計十九種類が定められているが、五十九年にそこに木くずが加わって二十種類、そして有害物質は八物質であったが、そこに平成元年にトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが追加されて十物質になったということでございます。

そこで、この処理に当たって排出事業者の責任が第一義的に考えられます。これはみずから処理

するということですね。産業廃棄物処理業者に委託するのがその次の方法であります。そして三つ目は、地方公共団体のサービス提供を受けて処理する。大体現在はこのような三つの方法で処理が考えられているようでございます。そこで、時間が余りありませんからはいまして申し上げますけれども、生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会が昭和六十三年三月に報告書を出しているわけですね。それによりまして、産業廃棄物処理の現状として、最終処分場の用地取得が困難となつていくこと、それから二番目が、相当量の産業廃棄物が都道府県域を越えて広域移動していること、三番目が、排出事業者がみずから設置する処分場が少なく、産業廃棄物処理業者が処理の中心的役割を果たしていること、そして四番目が、法的に基づく産業廃棄物処理及び施設に係る基準が包括的、一般的であるため、基準の理解に差が生じていることなどが指摘されております。

そこで、この産業廃棄物の処理体制の整備として、全国レベルの基本方針とブロック別処理計画の策定、それから優良業者の登録、そして広域処理センターの整備、こういうものが一応提言され、さらに産業廃棄物処理方法等に関するガイドラインの策定、産業廃棄物の性状及び取り扱い方法を記載した積み荷目録による管理制度、先ほど言われたマニフェストシステムの導入などが提言されているわけですが、こういう点で今のよう

に具体的な指導がなされておりますか。

〔煙委員長代理、理退席、委員長着席〕

○目黒政府委員 御指摘の点でございますが、この審議会の答申を逐次私も慎重に対応しているわけでございますが、御指摘のマニフェスト制というものの、積み荷目録制が、先ほど申し上げましたような産業廃棄物の流れをきっちり把握するということでは一番効果的であるということから、平成元年度からこの予算措置をとりまして現在試行をいたしているところでございます。また、この辺のことににつきまして、それぞれの都道府県に協力要請等を必要に応じたいしながら行

ているところでございます。

また、広域的な産業廃棄物の移動処理等につきましては、私もそれぞれ都道府県知事さんの間の調整をする、あるいは具体的な事例があれば指導をするといったようなことを行っているところでございます。

○渡部(行)委員 そこで、この問題について県知事からの要請が厚生省にまでおると思っています。これを全部読むことは差し控えていただきますけれども、「この産業廃棄物の処理に対する不信感が物すごく住民の中に大きくなって大変な事態になっていく。」そして、「この産業廃棄物の適正処理については、関係法律に基づく機関委任事務として地方自治体としてなし得る各種の対策を講じてきたところでありまして、この際、国におかれましては、現行の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律について下記の事項を検討の上、改正されますよう強く要望します。」となっているのです。

そこで「下記の事項」というものは、「産業廃棄物の委託処理事業者、排出事業者に係る法的責任をもっと強化していただきたい。」それから二番目は、「産業廃棄物処理施設の設置、変更は、現行の届け出制から許可制にすること」、これは非常に大事なことです。届け出制というのは全く無責任な制度でありまして、これが残っている限りこれはさる法と同じでございます。私からも強くこれを訴えておきたいと思っております。そして三番目に、「産業廃棄物処理施設に対する国の財政的援助の確立について」となっておりますが、私もその現場を見てまいりましたところ、業者任せに処分場などをつくらせると、これはなるべく地価の安いところ安いのところということで、一番上流の方、言ってみれば山の方にそういうところを見つけてるわけですね。そして、しかもそれが飲料水の上流に当たって、下流の住民は大変困り、また不安におののいている、こういう実態があるわけですね。

したがって、この辺は届け出制でなくて、やはりそういうこれからの一般廃棄物あるいはこうい

う産業廃棄物というものは、公的機関、例えば地方自治体なり、それが中心になって計画的に、しかも住民の賛同を得られるような場所にもっと大々的に設置して、そこに国から補助なり援助をする、こういうふうにしていかないと、この産業廃棄物はこれからどうすることもできなくなってしまうわけでございます。そういう点でひとつ大臣はどのようにお考えでしょうか。

○目黒政府委員 事務的にちょっと御説明をさせていただきます。

この届け出から許可制、一番先生の御指摘の件でございますが、これは先生御承知のとおり法に定めておるものでございます。これを具体的に申し上げますと、産業廃棄物の処理施設をつくらうとする者は計画を届け出の義務があります。届け出たものは、一定の基準に従って審査をいたします。この計画その他施設が不良の場合には、計画の変更または廃止を命ずる場合があります。また一たびつくりました処分場につきましても、設置の後この維持管理等この基準が適合しない場合には、改善命令、停止命令といったようなことが出来るようなのが現行の法律なのでございます。それからまた、排出責任者につきましても、許可を受けた産業廃棄物の処理業者に委託を行なった場合には、この委託基準に従って行うようにというふうなことになるのでございます。さらにこの排出事業者が委託基準に違反をいたしました、これは御指摘のような懲役等を含む罰則の適用があるわけでございます。また、認可の業者でこの委託を受けた者が不法投棄等を行いますと、これは生活環境保全上の重大な支障等々という要件になりますと、この支障のある廃棄物の除去あるいは発生の防止等々の必要な措置を都道府県知事ができる、このようになっているのでございまして、先生御指摘の不法投棄の問題はいずれもこの認可を受けていない業者が不法な形でやって行くといたうものでございまして、これは私も排出事業者あるいは処理業者に対して強い指導を行うと同時に、

この法律を適正に遵守するように厳重に行うこと
によってかなり防げる、あるいは効果を上げてい
く、このように考えているところでございます。

それからまた、公的な関与につきましては、先
生御指摘の点の中で特に私どもはこの処理業者に
対しまして、いわゆる政策金融、中小企業金融公
庫あるいは公害防止事業団等の低金利の融資制度
のほか、御承知のように市町村、都道府県が関与
した処分場がございます。しかし、いずれにいた
しましても、これらの処分場におきましては排出
事業者が経費を負担するという原則に基づきまし
て適切な費用を取る、こういったような仕組みで
行っているところでございます。

したがって、現行法がきちんと守られない
ということが問題なのであって、これを守らせる
ようにするために、法規制以外に運用という面で
先ほど申し上げましたマニフェストシステムのよ
うなものをきちっとしていく、こういうことに重
点を置いてまいりたい、このように考えておる次
第でございます。

○渡部(行)委員 法律を守ればそういうことは起
きないんだと言われども、守らない人がいるか
ら問題なんです。その守らない人たちにどうす
れば守るようになるかという、そこが大切な
ので、だから届け出させればいんだと思ひ込ん
でいるのです。そういう条件なんて何ら構って
ないのです。そればかりか、まだ届け出る方は
いいのです。遠くの方、どこから来たかわから
ないトラックで、何というか、くぼみの土地に捨
ててそのまま逃げてしまおうのですから、それをど
うしてつかむのですか。まさか警察官がずっと夜
通し立っているわけにいかないのです。そうい
う現実を私は見えないふりはできないと思ひの
です。だから、その辺をきちっとしていくには、
やはり法というものは字で書いてあればいいの
だ、ではない。最近、物すごい凶悪犯罪がある
というのは余りにも刑罰が軽過ぎるからで、そう
ならなくさん、何億も詐欺で取って、そして二、三
年入っても後は出てくれば一生ただで暮らせる

いうような計算で詐欺をやっている人だってい
るのです。そういうふうに、計算で悪い
廃棄物投棄をやって、そして罰金を取られてもこ
っちの方が得なんだ、こういうことを許す結果に
なるのです。

だから私は、もしその法律を改正しないで運用
でやるとすれば、例えば、今アメリカでやってお
るチケット制とかそういうもので排出業者から処
分の間までの業者の介入した、いわゆる廃棄物の
歴史がはつきりとわかるようなシステムをつくら
ないと、それはどうにもならないと思うのです。
これはひとつ今後の産業廃棄物対策ということ
で、そういう点で非常に御理解のある大臣から御
答弁をお願いしたいと思います。

○戸井田国務大臣 先生御指摘の福島県の問題
は、今お話を聞いただけでも非常に重要な問題だ
ろう、かように思うわけであります。そして、厳
正な処理ということが一つは必要であらうと思ひ
ますが、どうも、私ども前にこういって業者の人
から直接聞いた話もあるのですが、その当時、一
番困っているのはアウトサイダーのような、今言
ったどこで何をやってたかわからなくて、行っ
てみたら今度は処理業者が倒産してどこにいるか
わからないというふうなものがあって非常に困る
ということをお願いしたこともあります。そういうこ
とから考え、また、今アメリカのやり方というも
の御指摘がありましたけれども、これも大体日
本と同じようなやり方をしているようでもあります
から、やはり一つは、法改正ということも先生の
お気持ちにはよくわかりますけれども、まず運用に
よって十分対処をしていく、厳正な処理をしてい
く、そのためには、この事件におきましては福島
県における検討委員会の結果というものを十分に
私どもも聞いて事後の処理をしていきたい、かよ
うに思っていますので、よろしくお願いいたしま
す。

○渡部(行)委員 時間が参りましたので、これで
終わります。
警察の方、どうも申しわけなかったけれども、

この次やりますから……。
○丹羽委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十三分休憩

午後一時十一分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○池端委員 私は、最初に北海道のウタリ福祉対
策についてお尋ねをしたいと思います。

北海道では昭和四十九年から今日まで第一次、
第二次そして第三次にわたってウタリ福祉対策を
進めてきておられるところでございます。これは住
宅、道路、上下水道あるいは教育、福祉といった
面についてアイヌ民族の皆さん方の中にかんがりの
格差が見られるということで対策を進められてき
たところでございますが、これについて厚生省と
しては今日までどのような姿勢で取り組んでこら
れたのか、まずその点をお尋ねしたいと思うので
あります。

○長尾政府委員 厚生省のウタリの福祉対策につ
いてのお尋ねでございますが、厚生省はウタリの
方々の特に福祉の面につきましてその対策を講じ
てきたところでございます。まず、いわゆるウタ
リ集落の生活環境を改善するという観点からス
タートをいたしまして、昭和三十六年度に生活館、
共同浴場等の施設整備費を計上いたしました。逐年
事業種目の拡大に努めてきたところでございま
す。それからもう一方は、こういった建物という
か、ハードの整備と並行いたしまして、この運営
費の面につきましては昭和四十八年度から生活館
に計上いたしました。それからウタリの保育の問
題につきましては、一般の保育事業の上に特別保
育事業費を計上してまいりました。また、昭和五十六年度からは生活館運営費の中に
人件費を算入するというものもいたしまして、生
活環境の改善、社会福祉の向上、保健衛生の増進
といった分野につきましての諸施策を推進してき

たわけでございます。
○池端委員 それで来年度予算ではどのような施
策を講じようとしておられるのか、その方針を承
りたいと思います。

○長尾政府委員 明年度のウタリの福祉関係予算
でございますが、今申し上げました地区改善等の
環境整備費の分につきましては予算計上を考へて
おりますことと、生活館の運営費につきましては
増枠の所要の改善を図りたいということでも要求を
させていただきたいと思っております。

○池端委員 年々歳々厚生省のウタリ福祉対策予
算も増額をしておりますけれども、来年度の概算
要求を見ましても総額七億余り、こういうことで
金額的には非常に微々たるものでございます。大
臣、このウタリ福祉対策というものは国の方針じ
やないわけでありまして、これは北海道庁の方針に
なっております。国のものではないわけでありま
す。やはり国の責任というものを法的に明確にす
るといふことなしにはこの抜本的な解決はなか
か難しいのではないかと、私はこのように思ひわけ
てございます。

加えて、御承知のように、アイヌ民族の民族的
な権利の回復を前提としたアイヌ新法の問題
につきまして、北海道知事は北海道にウタリ問題
懇話会を設置していろいろ検討をいただいてお
たわけでありますが、三年余りの検討の結果、昨
年の三月に、この懇話会が新法の必要性をまと
めた報告書を知事に提出いたしました。その後、北
海道議会におきましても、昨年の七月の定例道議
会におきまして、満場一致、超党派でこの問題が
可決された。八月には知事や道議会あるいは北海
道ウタリ協会が、政府に対してアイヌ新法の制定
についての要請、陳情活動を行ってきたところで
ございます。これは今日まで再三にわたって政
府、関係当局に対してこういう行動を展開してお
るわけでありまして、残念ながらまだその姿が一
向に明らかになっておらないという状況なわけで
ございます。
そこで、厚生大臣は北海道旧土人保護法を所管

する大臣でもございますので、新法の制定に対してどのような認識を持っておられるかを承りたいと思っております。

○戸井田国務大臣 池端先生と長くこの社会労働委員会にいらる間でも、数年の間、毎年毎年、最終の段階になって旧土人法の問題の処理についてお話し合いをしたことを今思い出します。そういう中で池端議員はいつも、もう少し待ってくれ、ウタリ懇話会の報告が、今北海道でやっているのだから、そのときにはひとつアイヌ新法についてやりたいという御意見等もたびたび聞いたことがあります。いわゆるウタリの権利の回復というものを中心にしたアイヌ新法については、今言った北海道知事の私的諮問機関のウタリ懇話会の報告や知事の要望等も聞いておりますが、その内容は人権擁護あるいはアイヌ文化の振興等を中心としたものであるようであります。

旧土人保護法を所管しておりました厚生大臣といたしましては、そういう意味では非常に重大な関心を持って取り組んでいきたいという考え方を当然持っておりますが、それには各関係省庁間でお互いに調整しながら対応を進めていきたい、かように思っております。

○池端委員 従来、北海道旧土人保護法の廃止というところで与党が提案をされておるわけでございますが、私どもは旧土人保護法の廃止だけではだめで、新法の制定と相まなければならないと主張してきたわけでございます。アイヌ民族は、多年にわたる有形、無形の人種差別によって教育、社会、経済などの諸分野において基本的な人権が著しく損なわれてきた、これは厳然たる事実であります。このような差別を絶滅するためには、何よりも新法の制定が必要だ、こういうふうに考えるわけでございまして、そういう意味からこの際、旧土人保護法を所管する大臣としてではなく、国務大臣としての戸井田三郎さんの、先ほどの政治家戸井田という発言が何回もありましたけれども、御意見を承りたいと思います。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕

○戸井田国務大臣 今、ウタリの人たちは、既に地域の方々と同和といいますが、同化といいますが、同じような関係で生活をともしておるわけでありまして、やはり民族としての古来の文化といふものをいろいろ持っておりますし、そういう意味での新しい生き方といいますが、そういうことについて私どもは、このウタリに対する人権、今差別の問題等が言われましたけれども、ウタリの人権、そして文化、こういったものが適当に、長い歴史の中にただ同化して消滅していくのではなくして、そういった存在といいますが、そういったものの歴史といふものが高く評価されていくようなことが必要であらうというふうに考えております。

〔野呂委員長代理退席、畑委員長代理着席〕

○池端委員 本日は、藤本官房副長官にもお話をいただいたおるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、昨年の三月にウタリ問題懇話会が報告書をまとめて知事に提出をして、七月の末には北海道議会がこの制定を支持する決議を行った、そして八月には政府に対して正式にアイヌ新法制定の要請を行った、こういう経過になっておるわけでございます。

〔畑委員長代理退席、野呂委員長代理着席〕

そしてその後、再三にわたって北海道並びにウタリ協会、そして私ども日本社会党としても、関係大臣に対してこの新法の制定を急ぐように、そしてとりあえずは窓口を決めてもらいたい、いろいろこれは関係省庁に広範にまたがった問題でありますので窓口を設けてもらいたい、あるいは政府に審議会を設けてひとつ検討に入ってもらいたい、いろいろ要請をしましりました。国会でも何回となくこの問題が取り上げられてきたわけでございますが、既に一年有余を経過しておるわけでございますが、私は、全く事態は進展していないのではないかと、こういうふうに思っております。

います。

この新法制定の問題について、どういふような政府としては基本的な認識をお持ちなのか。また、これまでの取り組みの具体的な状況はどうなっているのか、この辺の状況について、藤本官房副長官から承りたいと思っております。

○藤本政府委員 昨年八月に、今池端先生からお話があったように、北海道知事からの要望書を政府はいただきました。当時私厚生大臣でございまして、記憶に間違いなければ、先生からの御質問に對しましていろいろ厚生大臣の立場から御答弁申し上げたわけでございまして、今戸井田厚生大臣の言われていること、全くそのとおりだと拝聴いたしました。

新法問題につきましては、今まで委員会におきましていろいろと御熱心に御質疑があったところございまして、政府といたしましては、各関係省庁非常に多いわけでございまして、また内容的には教育、文化、生活、産業、就労等広範多岐にわたる問題を扱うわけでございまして、この取り扱いにつきましては十分に検討、研究してまいりたい。今日まで研究、検討してまいったわけでございまして、また今後十分に研究、検討してみたいと思っております。また、今内閣官房に参るようになりまして、この点についてはどのように進めていくかという点につきましては非常に責任を感じておりますし、関心を持っておりまして、いろいろと事情を聞いております。

いろいろな議論の中で今言われました窓口の問題等の問題もあるわけでございまして、政府部内で研究、検討をするわけでありますけれども、やはりどこが中心になってやらなければならないわけでございますので、内閣官房の内政審議室、これを中心としたしまして北海道開発庁、総務庁、厚生省、文部省などの関係省庁でこの新法問題について取り組み方の検討を今いたしておる、こういう状況でございます。

○池端委員 内政審議室を中心に総務庁、開発庁、文部省、厚生省等関係省庁と緊密な連絡をと

って今検討を進めておる、こういうお答えでございます。初めて具体的な省庁の名前がききよう出てきたように思っておりますが、それじゃ今後一体いつまでに具体的なお答えを出す御予定なのか、今後の取り組みは一体どうなるのか、これは関係者の皆さん方、もう一日千秋の思いで待っているわけですから、せめて早く窓口を決めて具体的な検討に入ってもらいたい。あすも北海道ウタリ協会は東京で集会を開いて再度関係者に対する理解と協力を深める、そして関係当局に要請をする、こういうような行動等も予定をされておるわけでございますので、このアイヌ新法問題への今後の取り組みをひとつ具体的に御示しをいただきたい、こう思うのです。

○藤本政府委員 今までの経緯もあるわけでございまして、私といたしましてはできるだけ早く結論を出したい、かように考えておりますので、御理解いただければ幸いです。

○池端委員 できるだけ早くというのは、年内ぐらいというふうに考えてよろしゅうございませうか。

○藤本政府委員 できるだけ早くでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○池端委員 できるだけ早くというのは、可及的速やかに、こういうことですね。

○藤本政府委員 そのように御理解いただいて結構でございます。

○池端委員 もう時間でございますのでこれ以上申し上げませんが、本日にこの問題は緊急に処理をお願いしたい。本日に関係者の皆さん方はもう熱望をされている問題でございます。北海道からは高橋理事もお見えでございます。私ども党派を超えてこの問題に実は積極的に取り組んでいこうとございまして、ひとつそれを受けて内閣官房として、あるいは厚生省としても取り組んでいただきたいということを切にお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○野呂委員長代理 貝沼次郎君。

○貝沼委員 細かい問題をたくさんやらせていただきましたと思います。

初めに、これは新聞の報道で知ったことでありますが、「東大阪」五年間で、市ぐるみ七億円不正受給、徴収奨励の国保交付金食う」こういうことになっております。「赤十字町村の累積赤字総額が約千三百億円にもなる国民健康保険、収納率が全国最下位の東大阪市が国からの調整交付金を不正に受けていたことが、会計検査院の調べで明らかになった。不正受給は市が組織的に行っていたもので、昭和五十一年度から始まっているとみているが、同院では証拠書類が残っている五十九年度からの交付分について、不正金額は七億六千五百一十一万円にのぼると算定「不当事項」として検査報告に載せる方針。こういうふうなことが載っているわけで、大変な数字でございます。こういうようなことが、この報道の内容というものが事実なのかどうか、まずこの点について伺っておきたいと思ひます。

○坂本(龍)政府委員 東大阪市におきまして国民健康保険の調整交付金の不正受領事件があったという事は事実でございます。また、この問題につきましては会計検査院が調査を行ひまして、私どもの方にもその内容については連絡が参つております。

○員沼委員 それで、これが一年だけとかそういういうことじゃないのです。組織的に、しかも何年間にもわたってやっておる、こういうことは、どうしてわからなかったのか、これが一点疑問なんです。また、どうしてこんなことが起こり得るのか、この点についてはどうお考えでしょう。

○坂本(龍)政府委員 私どもは、国民健康保険の調整交付金その他国からの補助に際しまして、地方公共団体からの申請に基づいてこれを交付するわけでございますが、全国に三千以上ある市町村につきましても、第一次的にそれぞれ管轄する都道府県がその審査を行うことになっております。これは国の補助金の適正化法において、国の審査権を都道府県知事に委任しておるわけでございます。したがって、申請の内容についてはまず都道府県が審査をいたしておるわけでございます。

が、やはり私もにしましても、都道府県にしましても、市町村という地方公共団体が組織ぐるみでこういうことをやるという事は通常予想し得ないことでございまして、やはり申請の内容については公的に提出されたものとしての審査をするのが通常でございます。したがって、この問題は非常にまれなケースと申しましようか、市町村がそういうことを行つたという事は極めてまれな事例だろうというふうに考えるわけでございます。

いづれにしても、このケースにつきましても、実際の保険料の収納率というものを市町村の段階で数字を操作して申請をしておつたものでございまして、これは結局実際に保険料として調定した額と実際に徴収された額との比率が問題になるわけでございますが、もし、このような数字につきましても操作をされましても、これは最初から全部調定額と収納額と実地に調査をしなければわからないという面があると思います。なかなか発見というのには困難なものだろうと思つております。しかしながら、こういったことはあつてはならないこととてございまして、また、今回も私も直接調査する以前に会計検査院の方に投書が行つたというふうなことも承つておりまして、やはり内部事情に詳しい人が通報してわかつたということもございまして、いづれにしても、今後こういう事例が生ずることのないように十分審査の面でも注意をしまひたいと考えております。

○員沼委員 この種のものは今まで起こつたことがありませんか。

○坂本(龍)政府委員 実はこの東大阪のほかにも、これも非常に似たようなケースでございまして、これも福岡県におきまして一つ事例がございまして、これは、たまたま比較的近い時期に二つの事例がありましたので、私もとしましてはある意味では非常に驚いておるわけでございますが、こういうことがしょっちゅうあるということではございません。

○員沼委員 私は、これをさらに追及するとかそういう考えはございません。ただ、こういうことが起こりますと、厚生行政に対する不信が起こります。これは大変申しわけないことでありますので、この際チェック体制というものをきちつとしておくべきではないのか。基本的には都道府県で審査だけれども、結果的にはやはり厚生省の信頼が問われるわけでございます。そういう点で今後さらにきちつとした姿勢でこれを審査していくという事を望みたいと思ひますが、いかがですか。

○戸井田國務大臣 今先生御指摘のとおり、今回の東大阪の件は全く想定のできなかつたこういう不正事件でありますので、こういったものがやはり事前にチェックできるような、いろいろな意味での慎重な対応をしていくことによって国の行政への信頼を回復していく努力をしていかなければならない、かように思つております。

○員沼委員 次の問題は、手話通訳制度の問題でございます。

私は、国会におきましてこの手話通訳制度、これを早くつくるべきであるという事を何回も取り上げてまいりました。今回それが実現をし、いよいよ手話通訳士試験が行われ、十一月二十六日に筆記試験が行われるわけでございますけれども、大変喜ばしいことだと思ひます。

そこで、手話通訳制度につきましても、いろいろ決まつておるわけでございますけれども、果たしてこれが当初思つたようにうまく進むかどうかというのが実は気がかりな点でございます。それでお尋ねしたいわけでありまして、いよいよ十一月二十六日に試験が行われるわけですが、これも、現在の、その申し込み状況というものはどうなつておるのか、また、それが予想どおりの数字になつておるかどうか、この辺のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。千人を超える申し込みがあるというふうに承知しております。

○員沼委員 千人という数字はわかりましたが、予想どおりであつたかどうか、この点もお尋ねし

ております。

○長尾政府委員 現在私どもの方で手話通訳ができるかと推定をいたしておりますが、全国で大体二千人程度と考えております。日常会話というふうな程度ではなくて相当に高いレベルの通訳といったお仕事ができる範囲で申し上げたわけでございますが、そういう意味では今千人を超える受験予定というのはやや低いかなという感じはいたします。わけでございますが、初めてのことでございまして、今後増加していくのではないかと思つております。

○員沼委員 千名の人が試験を受けて果たしてどれだけ合格するのか、これはできふことがあるわけでありまして、しかし、これだけのことをやる以上、二千名ぐらいの人がおる、そのうち大体千名ぐらいの人が試験を受ける、そうしたら、まあ何名ぐらいまでは合格者にしたものだというふうな予想というものがあつたと思ふのです。この点はいかがなものでしょうか。

○長尾政府委員 大変難しい御質問でございます。お答えが難しいわけでございますが、今回の手話通訳士の試験につきましては、各方面の専門家の方に御参加をいただきまして、どういった試験内容にすることが適当かということについての検討をしていただいたわけでございます。

それで、この中で、手話通訳士として要請されます内容、率直に申し上げまして大変広く、また、非常に深いものがあるように思ふわけでございます。もちろん手話という大変特殊なお仕事でございまして、一般的な意味の教養面の充実という点もございまして、もちろん手話技術というものの、日常会話的なものではなくて、相当広い範囲のものをしただけでなく、いかに正確に思ひますし、また、すぐれてこつた障害を持つ方々への気持ちの面で細かな配慮がいただけるようなという、ある意味では大変欲張つたお願いであるかと思ふのでございまして、そういうことを手話通訳士としてふさわしい方と考へて、この受験制度をスタートするわけでございます。そ

ういう意味では、正直に申し上げまして、なかなか難しい試験ではないかという気がいたすわけでございます。

○員沼委員 ただいまの御答弁のように非常に難しいとは思っております。と申しますのは、手話通訳の場合は、単なる技術だけではなく、いろいろなものが加味されてきますので非常に難しいと思います。特に、例えば後でちょっとお尋ねしますけれども、選挙の政見放送とか、こういうときに比べてまいりますと、非常に影響が大きくなってまいります。

そこで、通訳士が誕生した、誕生した段階でどういうところにこういう人は配置されるのか、設置されるのかということが問題になるわけですが、義務的に設置されるものは一体どういうところをお考えなのか。また、それについて聾唖連盟等の団体からは、この方々の意見をぜひ聞いていただきたい、要望を聞いていただきたいというふうな要望が出ておるわけでありませうけれども、この二点についてお答えをいただきたい。

○長尾政府委員 お答えをさせていただきます。今先生の御質問は、手話通訳問題の基本的に触れる大変難しい問題の御指摘があるかと思うわけでございます。

それで、手話通訳というものの業務をどういうふうにとらえていくか、また、ある意味で手話通訳士の方に相当な責任といますか、そういうものもかかってくるお話になるかと思うわけでございますが、ある意味ではこの事業、いろいろな御要望の中でいわば事業の端緒についたばかりと言える面があるように思います。私も多分いたしましては従来社会参加促進事業という形で、都道府県でございますとか市でございますとか、そういうところで聾唖者の方が公的な機関への諸手続をなさいます場合に、こういった通訳の方を設置していただきたいということをやつてまいりましたわけでございますが、まずスタートはそういうところから考えたいというふうに思っております。

今先生御指摘になりました、今後の、例えば意

思をどれくらい正式に伝える責任といたしますか、そういうものを考えていくかということは大変難しい問題だと思っておりますが、まず、この通訳士のスタートでございますので、私も多分さらに検討させていただきますかと思っております。

○員沼委員 これは出発ですから、よくそういう方々の意見を聞いてやっていただきたいと思っております。

それからさらに、手話、実は地方で何ほかの方言があるようでございまして、それをならしめて標準手話四千四百五十五の言葉があるものでありますが、そういう標準手話の普及というものが全国的なコミュニケーションのためには大変必要でございます。このため、標準手話を身につけた指導員の養成、それから手話通訳士を養成する公的養成機関、これが必要になってくるわけでございます。これについてはどういうお考えをお持ちですか。

○長尾政府委員 標準手話につきましては、昭和五十四年度から財団法人全日本聾唖連盟に標準手話の研究事業を委託いたしました。その研究、それから造語という言葉が適当かどうかでございますが、そういった造語的なものを進めていただいております。この普及の問題でございますが、本年度から手話普及教材製作事業の委託実施を開始いたしましたわけでございます。それから、今先生お話がございました手話通訳技能審査制度、この通訳士の制度というもののこの標準手話を基本といたしまして実施をいたしますので、これも普及の一助になるのではないかとこのように思っております。

○員沼委員 これも非常に大事なことでございます。それからもう一点は、いわゆる補装具、日常生活用具と言われている、聾唖者に対するファクシミリの利用についてでございます。現在、工事費は国で負担をしておりますが、利用料の補助、つまり基本料金とリース料、特にリース料について都道府県では半額負担しておるところ

もあるし全部負担しておるところもあるようでありますが、この辺のところをもう少し公的負担をふやしていただきたいという要望があるわけでございますが、この点については検討したことはございませうか。

○長尾政府委員 今先生お話しになりましたように、ファックスにつきましては、確かにいわばヘッドの面だけの助成を我々はやってきたわけでございます。日常の料金部分までということにつきましては、現段階では他の諸制度との均衡からいいますとなかなか難しいのではないかと考えております。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○員沼委員 時間の関係で急ぎますが、自治省の方にお尋ねいたします。

先ほどちょっと申し上げましたが、先だつての参議院ではありませんが、前の前だと思っておりますが、選挙のときに聾唖者が候補者として出たことがございます。テレビの政見放送で、その中で声は出なかったわけでございます。こういったことから基本的な人権の問題といたしまして政見放送の問題が出てまいりました。そして、私も国会で何回かこの問題は取り上げさせていただいたわけでありましたが、その基本は、やはり手話通訳というものが公認されないと、人によってやり方が違つたのでは票に影響を及ぼすので公平を欠くというふうなこと、あるいはある人の容貌とかそういうものが票に影響するのではないかとというふうなことがありまして、大変難しいと言われておりました。今回手話通訳士というものが誕生いたしますと、これが公的な存在になるわけでございます。

公認された人でありまして。したがって、公職選挙法のあり方で、例えば政見放送のあり方とかそういうことに検討しなければならぬ部分が多々出てくると思うわけでございますが、この点は検討を始めておるのでしょうか。

○谷合説明員 お答え申し上げます。

政見放送は、いわゆる二面がございまして、聴覚、言語に障害のある方が立候補した場合の政見

放送について、この点につきましては学識経験者から成ります政見放送研究会で研究をしていただきまして、その結果に基づいて、原稿を候補者の方から出していただき、これを放送事業者が録音したものを利用して政見を伝えることができるようにする、こういう形で措置を講じております。

ただ、もう一面のいわゆる政見放送全体へ手話通訳を導入するという問題につきましては、これは非常に短期間の間に多くの候補者の政見放送を公平、公正に作成をしなければいけない、御指摘のとおりでございます。そのためにはやはり全国各地域でレベルの高い均質の手話通訳者をいかに確保できるかというような問題も含めて、いろいろ政策上、技術上の課題があるわけでございます。これを引き続き政策研究会の方で専門的な立場から検討していただいておりますわけでございますが、まだ結論を出すには至っておりません。ただ、今回のような手話通訳制度の導入、試験制度の導入ということを踏まえまして、さらに鋭意検討させていただきます。かように考えております。

○員沼委員 この手話通訳の問題は以上で終わります。

次に、医薬品の副作用の問題でちょっとお尋ねしたいと思っております。

これは厚生省の調査でございますが、七十歳以上の高齢の外来患者に病院の窓口で一度に渡される薬の数は四ないし六種類が最も多いという表が出ております。また、十種類以上ももらっている人が全体の一割近くも占めている。中には二十八種類の薬を渡されたケースもある。こういうわけでございます。これが厚生省の実態調査でわかりました。一番多いのが三種類でありまして、高齢者はほぼ倍の薬を渡されていた、こういう実態でございます。この実態を踏まえましてお尋ねしたいわけでございます。

まず、薬は本来的には毒物ではないのか。どのようにすれば安全な薬でも、その服用の回数と

から分量をやたらにふやすようなことになれば極めて危険な作用をあらわさないとは言えないのではないのか。また、同じような作用をする薬を何種類も一緒に服用することが考えられます。そうすると、その作用が、単独のときよりも計算以上強調される可能性があるのではないかと、この点、それから二種類の薬の成分で、たまたま同じような成分が入っていった場合には相乗作用を起こすこともあるのではないかと。そんなことから、医師、薬剤師は処方の際に配合禁忌といって相乗作用や副作用のないように薬の組み合わせに注意している、こう言っておるわけでございます。

○長谷川政府委員 先生がたまたま取り上げられた高齢者に対する薬物療法に関する調査結果の件でございますが、これは私も、国立病院・療養所の百四十四施設におきまして六日間、外来通院をした七十歳以上の高齢者六千四百十一例の服薬の実態を調べた調査でございます。この調査の結果、先生からお話ございましたように、一人の患者に処方された医薬品の種類は四ないし六種類が最も多かったわけでございますが、十種類以上処方されたケースが一割弱、最高は二十八種類でございます。この二十八種類の投薬、服薬をされた患者さんといえますのは非常に高齢の方でございます。いろいろな合併症を持っておるというようなことから、いろいろな薬が多種類投薬されておったわけでございます。

いずれにしましても、先生お話をいたしましたように、薬につきましてもいろいろな面での問題があるわけでございますので、今後ともそういう面で、薬の相互の反応といえますものを十分考えながら投薬するように指導してまいりたいというふうに思っております。

○貝沼委員 この報道によりますと、厚生省は「来年三月までに高齢者に対する適正で合理的な薬物治療指針」と医師・薬剤師へ向けた服薬指導指針を作成する方針」と、こういうふうに報道されておるわけでございますが、これはどういうことを意味しておりますか。

○長谷川政府委員 今回の調査結果を踏まえまして、これは研究班でやっていたわけでございます。その研究班の中におきまして引き続き適切な高齢者薬物療法の指針策定ということに向けて検討したい。それからまた、病院内のチェック体制の整備を含めまして、有効かつ安全な薬物療法の確保に努めてまいりたいということで、研究班の中におきまして引き続きそのための指針的なものについての検討を進めるということでございます。

○貝沼委員 その言葉はよくわかるのですが、例えばどういうふうにしてそれをやろうという御研究をされるわけですか。

○長谷川政府委員 具体的には、個々の病院におきましては診療会議とか薬剤委員会といういろいろ検討されているわけでございますが、そういうところの当たりまして、例えば多種類処方しておられる施設に対しまして個別指導についてのあり方、あるいは診療会議、薬剤委員会での十分な検討のやり方、あるいはカルテなりコンピュータシステムへの導入によりまして他科受診のチェックのあり方、あるいは処方の方等につきましましていろいろ検討して指針をつくりたいというふうに考えております。

○貝沼委員 これはなかなか難しいと私は思うのです。病院から薬局へ行って買う場合もあるし、あるいは小さな病院をたくさん回る人もおるし、大きな病院ばかりじゃありませんのでなかなか難しいと思えます。人間が動くわけですから。そこで、私はこう思ったのです。高齢者に対する適正で合理的な薬物治療指針」というところ

考えたのは、薬と人間の年齢の関係、これは今までどおりでいいのかどうかということですね。例えば、子供と大人というのは、よく薬で書いてあるのです。しかし、年をとってまいりますと体力もだんだん落ちてまいりますので、果たして大人という枠だけでこの薬というものを考えておいていいのか。それで、年をとってまいりますと体に悪いところがあるという出てまいりますから薬をたくさん飲むようになってまいります。そういう点から考えますと、やはり老人というものはある意味において、薬においては区別しても決して行き過ぎじゃないような気がするわけでございます。老人向けの薬の量とか成分とか、そういうことについて何か考えているようなことはございせんか。

○北郷政府委員 老人の場合に、今おっしゃいましたように腎臓とか肝臓の機能は衰えてまいります。いわゆる薬の代謝が大部分普通の成人の場合と違うということでございます。それはそのとおりなわけですが、老人に一定の服用量の基準を設けるといことは非常に難しい面もあるわけでありまして、個人差といえますが、一般的な年齢の差よりも個人差が非常に大きい、人によって年をとって内臓の変化が、個人差が非常に大きいというところがございます。一律に服用量を決めるということとは非常に困難なわけでありまして、子供さんの場合には年齢で大体並んでいる、こういう状況でありますけれども、そんなことで一般的な基準を設けるといのは難しいのでありまして、現実的にはやはり個々の患者さんが個人ごとに御判断いただいてということしか、現在はそういう方法しかない、こういうふうな考えられております。しかし、もうちょっと科学が進めば、もうちょっと何かの方法はないかということで、薬事審議会などでいろいろ研究はしていただいております、こういう状況でございます。

○貝沼委員 私は、そういう指針をつくれとかそんなに強く言っているわけではありませんが、そういう人間、年齢、体力ですけれども、それと

薬、こういう関係でもっときめ細かく、例えば医師にもっとそういう面で指導するとかいろいろな面があつていいのではないかと、こう思ったから申し上げたわけでございます。

それから先ほども申し上げましたけれども、例えば一人の高齢者が病院を渡り歩いて薬をもらう、合理的な薬物治療の指針というものを言われておりますが、どうやってそれをやるのか。本人が証明書みたいなものを持って歩くのか、あるいは初めにいった医師から薬をもらった、後にかかった医師の見立てで、前の医師の薬はかえってこれはまずいというふうになつたとか、あるいはいろいろな場合が出てまいりますけれども、その場合ももらった薬を服用しない場合もあるし、飲んではいけない薬を飲む場合もあるし、いろいろなことが起こってくるわけでございますが、こういう点については今後どういうようなことを研究しながらこういう副作用のないように進めようとしているのでしょうか。

○北郷政府委員 患者さんは、いわば自由に選択して医療機関に参るわけでございますから、先ほど御質問でお答えがございました国立病院の検査の場合は、複数の病院があるいは勘定されているかもしれませんが、患者さんは自由に病院に行ったり医療機関、診療所へ行ったりしたすわけでありまして、したがって、これをどこかでまとめるければ薬が重複になっていくかどうかというのとはわからないわけでありまして、あるいは医療機関で患者さんに尋ねるという方法も一つあるかと思えますが、なかなか医療機関の方も忙しくて困難なことであります。

私どもが今考えておりますのは、患者さんに一軒薬局を決めておいていただいて、処方せんをもらつてきて、そこで調剤してもらおう。そこに一つの薬歴簿みたいなものをつくつて重複あるいは先ほど御指摘のございましたような配合禁忌、こういうものをチェックしたらいかがか。特に老人の

場合には合併症が多いわけでありまして、どうしてもあちこちの医療機関に行く機会が多いわけでありまして、こういった薬の害を防ぐためにも、こういう表現がいかにわかりませんが、かかりつけの薬局みたいなものを決めていただいで、そこでチェックするような仕組みを考えたらどうかと思っております。そのために、ひとつモデル的にどこかの地域でそういうことをやってみたいということで予算の要求を数カ所いたしておるところでございます。

○貝沼委員 それから、この薬の副作用を防ぐために、副作用が起るおそれのある事例をたくさん集める、いわゆる密にする、これが大事であるというところからこの調査も行われたと思えますが、今回、来年中にモニター施設を総数三千程度にして、報告は当面五十件までふやしたい、こういうふうにして書いてありますね。ここでも五十件でよしとするのか。諸外国の数字も出ておられますが、例えば一九八七年、米国五万四千四百四件とか、西独が一萬九千三百三十三件、英国が一萬九千六百二十二件とかいう数字から見ますと、我が国の五千件というのはちょっと見積もりが小さいですね。これでいいのかどうか。今少しからせめてここでも、もっともつとつとということをはからぬことはありませんが、少ない。そしてなぜこれが少ないのだろう、予算の関係で少ないののだから、単なる予算だけであるところと問題があると思えます。この記事に書いてあるところを見ますと、一件の報告に対して政府の方が千五百円、メーカーの方では一けた多い、幾らかわかりませんが、こういうようなことも書いてあるわけですね。そういうようなことでこの報告が少なくないということなんですか。それとも、この報告をする医師の意識の問題なんですか。この辺のところはどうとらえておられるのでしょうか。

○北郷政府委員 モニター病院の数は多ければ多いほどいいと思っておりますが、協力していただくという建前のものでございますから、一遍にふやすのも困難であらう、こういうことで

とりあえず三千ぐらいにふやしたい。先般までは大体八百から九百ぐらいだったものでありますが、これをとりあえず当面の目標として三千ぐらいにふやす。今御指摘のとおり、日本の薬の副作用の報告数というのは外国に比べて非常に少ない、そのとおりであります。副作用の数が少ないのかという、同じような薬でありますからそんなはずはないわけでありまして、たくさん数を集めてどういふ場合に起こるか、こういうものを把握いたしますと次の手だてが打てるわけでありまして、そういうことから、さらにまたお医者さんに協力をお願いしてふやしてまいりたいと考えております。

○貝沼委員 時間がありませんので、これぐらいにしておきますが、いざにいたしまして、モニター病院に勤務している医師のうち副作用経験者、これを診た人ですね、九二%の人が診ている。うち、厚生省への報告一三%、メーカーへ三九%、こうなっております。これは大変問題があると思っております。さらに高齢者の方、全部とは申しませんが、その中には医者に行つてた診察をしてもうれしくなく、薬をもらわないうと承知しない、こういう方も実はおられるわけでございます。

そういうようなところから、やはり薬というのは本来毒物なんだというこの教育が必要だと思えますし、決して栄養ではないということと。同時に、そういうような薬に対する教育というものが必要ならぬと思っております。おられるわけでございますが、この点をひとつ、ぜひそうしていただくように要望して、これは終わりたいと思えます。

それから、次は医療廃棄物の問題でお尋ねをいたします。

これももうくどくど申し上げる必要はないわけでございますが、医療廃棄物処理という問題で、例えば米国の北東部の海岸で不法投棄された注射器や薬瓶とか、そういうものが問題になりました。それから、国内ではたくさん起こっております。

すね。岩手県の問題とかあるいは福岡県の問題とか山口県の問題とか、こういうふうなことが起こっております。これはもうよくおわかりのことでございますから一々申し上げません。

いざにいたしまして、今そういう感染性の廃棄物というのは非常に重要な問題でございます。きちんと処理しなければなりません。それに対しまして、政府は医療廃棄物の適正な処理の確保に関する方策をいまして、医療廃棄物処理ガイドラインというものをとおつくりになりました。まず、そういう実態が大事であり、そのためにこのガイドラインはどこにポイント置いてつくつたか、その点をちょっと御説明したいと思えます。

○目黒政府委員 この医療廃棄物のガイドラインの主な内容と申しますようかポイントと申すものは、大体こんな要領になっておるのでございます。

まず一つは、感染性の廃棄物の、どんな範囲かというものをある程度ポイントを決めて、それから医療関係の機関の管理の方法をどんな方法でやつたらいいかという点、あるいは処理業者への委託のやり方とかあるいは処理の方法、こういったようなことを主なポイントにいたしました。このガイドラインをつくつていったわけでございます。また、いろいろな問題点があったために御指摘のいろいろな新聞報道等が過去にありまして、この検討会で今のその線でおまとめいただいたわけでございます。

もうちょっと詳しく申し上げますと、感染性廃棄物の範囲と申すのは、一つは血液等が付着いたしました廃棄物を感染性廃棄物として取り扱うことだということで、例えば注射針とか透折の器具とか、あるいは血のついたガーゼというような一定の範囲のものをまず限定をいたしておるのであります。

それから次に、医療機関の中の管理の方法でございますが、これはまず管理責任者を設置するとか、あるいは処理の計画をそれぞれの医療機関の

中できちんと策定をする、あるいは他の廃棄物と分別したり違うこん包にするという方法をきちんとする。あるいは処理業者への委託につきましては、廃棄物の流れを的確に把握いたしますために、いわゆるマニフェスト制、積み荷目録といったようなものを使用する。それから、運搬する場合の再委託を禁止する。それから処理の方法といましては、他の廃棄物と違って運搬しないようにとか、あるいは焼却等によって滅菌処理した後に理立処分するようにといったようなことを決めているのでございます。

○貝沼委員 そのガイドラインは私、大体わかりますが、これではちょっと弱いのではないかと感じるわけがあります。

そこで、例えば病院内の管理。これは岩手県の例がそうですね。小学校五年生六人が病院敷地内に野積みになっていた医療廃棄物のポリ容器から中身を取り出して遊んでいたという、使用済みの注射器、注射針で指などを刺したという、これがそうであることが、この管理が適正であつたかどうかということがだれがどのようにしてチェックするのか。また適正でなかつたときはどうなるのか、この点についてお尋ねいたします。

○目黒政府委員 これは医療機関の外にある、今不法投棄とは申しませんが、それに近いような形の、ほうり出してあるようなものにつきましては、一般的に廃棄物処理法に違反したというふうに判断できるものについては、これは廃棄物処理法に基づいてある程度きつと規制をするというふうな方策をとっておりますので、したがって、これは一般の産業廃棄物等を含めた廃棄物処理の監視員のようなもので各市町村においてこの処理方法についてきつとフォローするということになろうかと思えます。

それから、個々の医療機関ということになりますと、これはそれぞれの担当の部局でその医療機関への指導を行つてまいる。それから、処理業者のところでもそういうものが出たらどうするかといったようなことにつきましては、それぞれ処理業

者に対して私も厳しく指導していくというよう
な形にいたしておるのでございます。

○員沼委員 ですから病院の敷地内で、例えば予
供の指を刺したとか、そういう事故が起こった場
合に、これは適正でない方法になるわけでしょう
から、その場合は罰則とかそういうものはあるの
ですかということをお尋ねしているのです。

○目黒政府委員 排出事業者として当該医療機関
には当然廃棄物処理法に伴う罰則があるわけでご
ざいます。

○員沼委員 それからもう一点確認いたします。
感染性廃棄物の処理委託に当たってマニフェス
トシステムで管理する、これはだれがだれを管理
するのかということですか。例えば業者を管理す
るのか、それとも、それを委託した病院側を管理
するのか、どちらの方なんでしょうか。

○目黒政府委員 両者に対して、委託基準に従
まして、きちっと監督をするということに相なっ
ておるのでございます。

○員沼委員 その業者が違反をした場合はどうい
うことになるのでしょうか。

○目黒政府委員 委託基準に違反をして委託をい
たしました場合には、廃棄物処理法によりまして
罰則がかかるということになるわけでございます。
つまり排出する事業者が業者に委託いたしま
す場合に、委託の基準というのがございます。そ
の委託の基準に従って適正に委託をしなければ
いけない、このようになっているのでございま
す。この委託の基準に相反するようなことがある
というようになりますれば、廃棄物処理法に従っ
て罰則が設けられる、あるいは適切な規制を行
う、指導を行う、このようなことになっているの
でございます。

○員沼委員 そのところをはっきり聞きたいの
ですけれども、本当にそうなっているものでしょ
うか。どの法律の何条でそうなっているのですか。
○目黒政府委員 廃棄物処理法のたしか第十二条
であろうかと思えます。

○員沼委員 それから、混載された他の廃棄物も
感染性廃棄物とみなされるわけですね。一緒に滅

菌するということですから、そういうことだと思
います。この管理、つまり感染性廃棄物と一緒に
にしたもの、それまでも同じようにみなされるわ
けでありますから、その廃棄物についてまずい点
があっても、その責任は問われるというふうにな
るわけですね。

○目黒政府委員 廃棄物処理業者の監督は、先
ほど来申し上げておりますように廃棄物処理法に基
づき都道府県知事が行うということになっている
のでございますが、廃棄物処理のいわゆるガイド
ラインに適合しないということのみをもって直ち
にこの罰則が適用されるということはないのでご
ざいます。しかしながら、不法投棄といったよう
なこと、先ほど来申し上げておるような不法投棄
というふうなものに認められるもの等この廃棄物
処理法に違反した場合には、同法によってこの罰
則が適用される、このようになっておるのでござ
います。

○員沼委員 いや、廃棄物処理法に決められてい
る業者であればそれはその法律に従うのは当たり
前なんです。

ところが、今回の感染性廃棄物はガイドライン
において、これは感染性であるがためにわざわざ
滅菌するまでのことをいろいろ言っているわけだ
しょう。滅菌してしまえばこれは産業廃棄物、い
いわけですね。それはそこから今までの法律でい
いのですよ。それを滅菌するまで、例えば病院で
滅菌する場合もある、それから滅菌しないものを
運んでいってする場合もある。私が今聞いている
のは、滅菌しないものをほかのものと一緒に積ん
だ、そうするとほかのものと一緒に滅菌しな
い、こういうガイドラインですね。それをやらな
かった、何か不都合なことが起こった、そういう
場合に罰則はあるのですかというお尋ねをしたの
ですが、それは罰則があるという答弁だった。そ
れは間違いないですねと僕は言ったのだけれど
も、間違いないということでした。それは間違
いないのです。そのところをもう一回確認し
ておきますよ。それから——じゃ、それを確認し

ましょう。

○目黒政府委員 先生御指摘の、具体的な事例と
してこの感染性廃棄物と他の廃棄物と混載して、
たまたまこれが混ざってしまった、それで何か事
故が起こったような、つまりガイドラインに違反
をしたということだけをもって罰則等が適用され
るということはいけません。しかし、結果とし
てその廃棄物がどこへ不法処理をされるという
ことになれば、なるということで、重大な環境上
の支障を来すようなことがあればなるけれども、
先生御指摘のように途中の時点でいわれるガイド
ラインに違反をしたということだけでは罰則は適
用されない。したがって、この点につきましては
私も、処理業者あるいは医療機関等を指導いた
しまして、この混載に当たって感染性廃棄物を
つきり区別して、そのようなことがないようにと
いうことでガイドラインで指導している、そうい
うことでございます。

○員沼委員 ですから、甘いというのです、それ
は。甘いのです。罰則がなければだめです、これ
は。ですから、廃棄物処理法の中にこういう感染
性廃棄物の問題をきちんと入れないとこれはく
れないのです。私はその点をきちんと言っている
のですが、罰則があると言ったから本当にある
のかと思つたら、そうじゃないのです。滅菌し
たのを持ってどこかへ捨てたら、それはあ
りますよ。それはよくわかつておるのです。だ
けども、滅菌しないものはないから、それじゃ感
染性廃棄物を扱う業者についてわざわざクレーム
をつけている意味が、それに違反してもただ指導
されるだけであれば余り効力がないのじゃありま
せんか、これはきちんと罰則を入れた法的措置が
必要じゃありませんかということをお尋ねしてい
るわけでございます。

この業者の募集によって随分申し込みが多いと
いうことでございすけれども、それは多いと思
いますね、そういう甘いのであれば、難しいのは
なかなか寄つてきませんけれども、恐らく規制が
甘いのだと思ひます。ということは、そこに

また問題が起こり得るわけでありまして、もつ
と厳重にやっていた方がいい。特に今、エイズの
問題とかB型肝炎とかいろいろな問題で、血液の
場合は難しい問題がたくさんありますから、もう
少し強力に、ひとつお願いしたいと思ひます。
それから、時間がもうあと五分しかありません
ので、はしょって申し上げます。

歯の方ですね、歯医者さん。歯医者さんのこと
で問題になっておりますのは、総義歯の不採算の
問題、つまり高齢化社会を迎え、現行の保険点数
では、歯科医師がみずからの技術を生かし最良の
総義歯をつくることは不可能である。しかし、時
代は着実に高齢化社会に向かっている。したがっ
て、この点数をもっと上げて実際の仕事と合うよ
うなものにしていただきたい。例えば総義歯をや
る場合に、今自費でやりますと五十万とか百万と
かかるわけですが、これが点数でいきますと四
万円ぐらいになるそうでございます。この点、改
正する気はないか。

それからもう一つは、歯科医師の経営実態が大
変悪くなつてきております。こういう状況では恐
らく立派な仕事ができないという不安が出てまい
ります。こういう点についての改善、そのための
歯科診療報酬の適正化、こういうことをひとつ御
検討していただきたいと思ひますが、この点につ
いて御見解を承りたいと思ひます。時間があ
りませんので、まとめて申し上げます。

それからもう一つは、脊髄空洞症、これを難病
に指定していただきたいということを私も陳情
いたしました。それについて厚生省は、今すぐの
難病指定は困難であるが、原因究明、治療法確立
など研究体制の一層の拡充を図られるよう何らか
の方法を検討したい、こういう答弁をいただい
ておるわけですが、この作業が、いよいよ来
年ぐらゐに特定疾患対策懇談会に難病に指定する
かしないかというような話としてこれをのせると
いう情報を得ておるわけでありまして、こ
の点についてお答えをいただきたいと思ひます。
それからもう一点、これは同じく全国脊髄損傷

者連合会から陳情が出ておると思いますが、無年金者の救済について陳情が出ておると思いますが、この点についての御見解を承りたいと思ひます。

それからもう一点は、ハンセン病療養費関係の要望が来てると思ひますが、これもいろいろ御意見もあると思ひますけれども、御見解を承ればと思ひておきます。

以上、お願いいたします。

○坂本(龍)政府委員 歯科の診療報酬については、お尋ねがございましたが、診療報酬につきましては、従来から国民医療費の動向、保険財政の状況、賃金、消費者物価の動向、医療経営の実態等、医療を取り巻く状況を総合的に勘案して改定を行つてきております。またその際、これも従来から技術料を重視するという観点に立つて改定を行つてきているところでございまして、今後とも中央社会保険医療協議会における御議論を踏まえまして診療報酬の合理化という方向へ向けて適切に対処をしていきたいと思ひております。

○長谷川政府委員 まず脊髄空洞症についてお答えを申し上げます。

脊髄空洞症につきましては先生も十分御案内のとおりでございますので、現在この脊髄空洞症がどうなっているかということでお答えしたいと思ひます。

このいわゆる特定疾患治療研究事業といふのは、医療費の公費負担を行う、あるいは研究を行うというような事業をやっておるわけでございしますが、現在この医療費の公費負担を行う特定疾患治療研究事業といふものは、診断基準が一応確立した疾患のうちに重症度が高い等の要件を満たすものを対象としているわけでございまして、脊髄空洞症につきましては現在まだ診断基準が確立してないものでございまして、直ちに特定疾患とすることは非常に問題があるというぐあいに認識いたしております。しかしながら、今後本疾患につきましては調査研究を行い、診断基準を作成することにつきましては、関係者、先生もお

話がございましたような懇談会の先生方に対ししてもいろいろ御意見を承りまして検討してまいりたいというぐあいに考えております。

それから、第二点目のハンセンのお話でございますが、ハンセン病に対する対策につきましては、正しい知識の普及は当然のことでございますが、それ以外に、私どもで持つております国立ら療養所におきましてハンセン氏病対策につきましても、現在の考え方を御説明申し上げたいと思ひます。

国立ら療養所につきましては平成二年度予算要求で、現在財政当局に要求いたしているわけでございまして、厳しい情勢の中におきまして対前年度四・四増の三百二十七億円の要求をいたしておるところでございます。今後この要求の実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思ひております。中身といたしましては、患者さんからの要望等もございまして、入所者の高齢化あるいは身体障害の不自由度の増大等に伴ひまして、医療の充実あるいは処遇の改善、施設の整備といふものを三本柱としてその対策を推進してまいりたいと思ひております。

○加藤政府委員 脊髄空洞の無年金の問題でございますけれども、従来国民年金の任意適用の場合に脊髄空洞になりまして無年金ということも起きてたわけでございしますが、現在提案中の年金改正法案におきましては学生につきまして法定適用にするということにしております。これが成立いたしますとこのような事態は将来に向かっては解消するわけでございまして、それをもつて御了解いただきたいと思ひます。

○員沼委員 終わります。

○丹羽委員長 田中慶秋君

○田中(慶)委員 私は民社党の立場から、立憲以来三十年福祉の充実を目指して取り組んでまいったわけでありますが、昨今、二十一世紀に向けて高齢化社会に対応した福祉政策を充実するため、普遍的かつノーマライゼーションの理念に基づいた施策の充実を図るとともに、将来の国民の

負担が過重なものにならないように効率的社会保障の確立を私は求めておるわけであります。そのために、国や地方自治体において各種の福祉サービスを効率的に受けられるようにするために総合的な施策が必要であらう、こういうふうに思ひます。国においては高齢者や障害者が地域で快適に生活できるように町づくりのためのアメニティーガイドラインの策定を行うとともに、各市町村においては総合的な地域福祉計画を策定し、社会的にハンディをよけた人たちがだれでも安心して生活できるように環境の整備が必要だと思ひます。これについて大臣はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○戸井田国務大臣 高齢化社会が急速に進むに従いまして各種の施設の充実を図っていかねばならないようになっております。特に特別養護老人ホームであるとか、そういったものが農村には比較的つくりやすいけれども、先生のとらえに比較すると都市の方にはなかなかつくりにくい、そういった個別のニーズに対応した取り組みをしていかねばならない。そのことによつて、ある地域に偏つていくようなサービスではなく、全国的な範囲で行き渡るような対策をきめ細かくとつていかなければならないというふうに考えております。

○田中(慶)委員 今大臣から施設の充実あるいはまた老人ホームの問題についてお答えをいただいたわけでありますが、やはり今施設の不足といひますかアンバランスが随所に目立っているような気がしてならないわけであります。大臣も今大都市についてという一つの例示を述べられたわけでありまして、これからの施設づくりというものは、今国はどちらかというと特別養護老人ホームに力を入れている、その特養についても全国的にアンバランスである。例えば横浜のようなところは、この特養を今申し込んでいても少なくとも二年、三年からなければ入れないというのが実態であります。ハンディをよけた人たちが、それぞれ介護を要するお年寄りが二年も三年もそれ

だけ待てるかどうか、こんなことを考えてまいりますと、その施設の不足というものが大変目立っているわけであります。国においてはこの老人ホームあるいは特養については比較的充足したような勘違いをされているわけでありますけれども、これらについてどのようにお考えになるか、これからの取り組みについて具体的に考えを述べていただきたいと思ひます。

○戸井田国務大臣 本格的な高齢化社会を迎え、介護を要するお年寄りが安心して暮らしていくためには、在宅福祉対策の充実と同時に、家庭で介護を受けられないお年寄りが適切に施設サービスを受けられるような特別養護老人ホームを充実していくことが必要であります。先ほど委員から御指摘がありましたように、長い間順番待ちをしなればならないというように、長い間順番待ちをしなればならないというように、かように考えているわけであります。

平成十二年度を目途に特別養護老人ホームを約二十四万人程度整備することとして毎年八千人程度拡充しているわけでありますが、さらに平成二年度要求におきましてはこのペースを速めて、五年間にわたり毎年一万人程度ずつ緊急に整備していきたくと思ひております。

また今後は、心身が脆弱になりつつあるお年寄りができるだけ自立して安心して生活できるように、新しい形の軽費老人ホームであるケアハウスも大幅に整備をしていく方針であります。同時に、高齢者の増大する都市における特別養護老人ホーム等の整備を進めるためには、地方自治体も積極的に取り組んでいかないとかなかなかできません。特に公有地の活用をするとか、例えば保育園、そういうような施設があればその上の二階なり三階なりの部分を活用するとか、あるいは民有地の借り上げであるとか、そういったその地域に適合したような新しい取り組みによつて施設の複合化を進めていくということも考えていかねばならない、かように思ひております。

○田中(慶)委員 大変前向きな答弁をいただいたわけであります。

特にこれからの特養の問題を一つとつても、確かに都市においては土地が高い、土地がない。公有地の活用ということが述べられて大変力強く感じておりますけれども、私は特養の基本的な考え方をいまだ少しとめていた方がいいのではないかと思います。例えば、時代とともにこの特別養護老人ホームに入所される人たちも、長い間自分の生活の中で親しみを感じておる家具類であるとかそういうものが持ち込めるような個別の、個室化といえますか、そういうことも必要ではないか、こんなふうにも考えておりますし、あるいは、今軽費老人ホームのことについても触れられましたけれども、基本的には今制度上は軽費老人ホームという制度はありません。地方自治体がそれを認可してくれません。こういうことであれば、制度をつくってあるにしても現実にはそれが運用の面で大変厳しい環境でありますから、これらについてもっと力を入れてもらいたい。あるいはまた有料老人ホームについても、現実問題としていろいろな形の問題はありますけれども、これらに対する許可の問題についても非常に難しい問題があるわけであります。

そんなことを含めると、用地の問題は、例えば農水省初め建設省との話し合いも必要だと思います。調整区域やあるいはまたそれぞれの農用地区、こういう問題についても、規制が厳しいためになかなかできないという要素がありますので、こういうことも含めて御検討いただけるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○岡光政府委員 まず、個室化の問題でございますが、先生御承知のとおり、軽費老人ホームとか養護老人ホームにつきましては、個室化という方向で整備を進めております。それから、特別養護老人ホームにつきましても、個室の必要な、例えば痴呆性のお年寄りのような、そういうケースについては、個室に入ってもらうようにその整備を進めておりますが、まず基本的には、手厚い介護が必要であるとか、あるいはお年寄りを一人にしておくと孤独になるんじゃないかというふうなこ

とがいろいろ言われておまして、その辺は特別養護老人ホームについては、完全に個室化というのはちょっと問題もあるんじゃないかという指摘も受けたらしております。その辺はいろいろな試みをしながら、お年寄りの最も適切な処遇ができるような、そういう仕組みで内容の整備を図っていくのが適切ではないかと思っております。それから、軽費老人ホームにつきましては、先ほど大臣御答申申し上げましたように、新しいタイプの、地域の生活に根差しながら、かつケアがちゃんと受けられるようにということで、ケアハウスのようなタイプのものをつくっていくことと思っておりますが、本年度について申し上げますと、まだ四カ所しか整備できていない、そんなふうなことでもございますので、もう少し地方団体とも相談をしながら、そういうタイプの軽費老人ホームの整備を充実したいと考えております。

それから、有料老人ホームにつきましても、いろいろ問題がありますので、少なくともケアつきでひとついいホームをつくってもらいたい。しかも、せっかくつくってもらうんだからいいものにしてもらって、かつお年寄りがせつなく高い金を出して有料老人ホームを買っても、後でひどい目に遭うということでは困りますので、関係者で協議会をつくってもらって、質の内容を維持してもらおうように、関係者内での努力もひとつお願いしたい。そして私どもも一緒にその辺を研究していきたい、そんなふうにも考えております。

○田中(慶)委員 老人ホームばかりやっているわけにまいりませんから、次の議題に移りますけれども、その前に軽費老人ホーム、四カ所です。う、全国です、あなた、一つの県や市じゃないんですから。その辺をもっと徹底してやっていただかないと困ります。それぞれの地方においては、軽費老人ホームを建てようとしても、厳しい環境や補助率の問題で建てられないのですから、そのことを含めて私は申し上げているわけだし、有料老人ホームであれば、やはりそれは一つのモデル設計的なものを、マニュアルをつくっておけ

ばいいんで、最低限これだけのものは整備してほしいよ、それが許可の一つの要素としてつくっておく必要があるだろう、こんなふうに思っておりますので、そのことを含めてこれから前向きに取り組んでいただきたいと要望しておきます。

そこで、今、介護の問題についても若干お話が出たわけでありましても、高齢化社会という大きな、過去に経験のしたことのない社会にぶつかるところでありますから、お年寄りが安心して老後を送れるような社会保障制度の構築が不可欠となっているわけでありましても、中でも、体が不自由になったときどうするか、家族の者が寝たきりになったり、あるいはまた国民の多くの老後の最大の不安となっているのは、今住みながらこの地域、家庭、これを現実問題としてこれから離れていかなければいけないではないかと、そういう問題も心配をされております。

現在我が国は、寝たきり老人の介護施設等については不十分のため、高齢化に伴い体が不自由になるほど献身的な家族、殊に女性の犠牲が多いと言われていると。老人病院や特養に入れる人は別にしても、老後の過ごし方そのものがやはりみずからの選択によって決められるようなことも必要ではないかと思ひます。そういう点で、なれた地域や自宅、あるいはまた老後を送れるような環境づくりを根本的に改める必要があるだろう。そういう点では、今在宅の場合においては非常に負担が多いわけですから、これらに対する補助制度を設けるために一定の基金をつくってみたい、こういうことを含めて、寝たきり老人あるいは寝たきりのお年寄りというものはまず考えてみますと日本が非常に多い、よその国では少ない、こういうことから寝たきり老人というものの、寝たきりの生活をさせないように努力する必要があるだろう、こういうふうに思ひます。その辺についてどのような考え方をもちになつていいのかお伺いをしたいと思います。

○戸井田国務大臣 お年寄りが介護を要するようになって、できるだけ住みなれた家庭で、家族

とともに安心して暮らしていけるために住環境の整備をするとか、まず住環境が一番大切だろうと思ひます。特に二世帯住んでいるような場合には、やはりお互いが自由な時間を維持していくために住環境の整備が基本的に必要だと思ひます。このため、これまでも市町村を通じてお年寄りの居室等の整備のための資金の貸し付けであるとか、建設省との協力によるシルバーハウジング・プロジェクトや車いすが場合によつては使えるような新しい形の軽費老人ホームであるとか、そういう設備を充実していきたい。さらに、平成二年度の要求においては、お年寄りの住みやすい住宅改造のための相談体制を整備をいたしております。さらに、日常生活用具等の給付の事業に車いす等の介護機器を追加する等の事業も実施し、在宅介護の環境づくりをさらに進めていきたいと思ひております。そして、お年寄りが住みやすい環境をつくっていくことがまず第一に必要である、こういうふうにも考えております。

○田中(慶)委員 ありがとうございます。いづれにしても、施設に入るのと在宅で介護をするのと、その差が余りにも税制その他においても大きいわけでありましても、これからは積極的な取り組みをして不公平感が出ないようにしたい。ただ、お年寄りの問題とあわせて問題は、子供の問題、保育の問題について若干触れてみたいと思ひております。

この三十年間、保育所の整備は著しいものが政府初めそういう所管庁の努力によってできてまいりました。一方においては、婦人の職場進出やライフスタイルの変化に伴い保育の需要が大きく変化しております。行政の対応のおくれもあり、保育所は乳児保育を行わないだけでなく、延長保育のニーズや一時的な保育のニーズには全くこたえることができてないのが現状であります。このため劣悪なベビーホテルや不安なベビシッターサービスなどに子供を預けるのが現状であります。女性が安心して子育てを行えるようにするた

めに、あるいはまた保育所での保育の時間を子供を預ける母親のニーズに対応できるように、相当幅を持った保育という問題について検討する必要があると思います。これらの問題について厚生省としてどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

○古川政府委員 御指摘のように、もろもろの社会の変化に対応しまして適切に施策を進めていくということは大変なことであらう、こう考へておるわけでございます。先生御指摘のような核家族化の進行あるいは婦人の就労の増加あるいは就労形態の変化、こういったことに対応しまして、私もしましては、保育所における延長保育あるいは乳児保育等の対策を従来から進めてきたわけでございます。ただ、やはり社会の変化により対応すること、例えば延長保育につきましては五十六年度から実施いたしておりますけれども、これが対象の児童規模がおおむね二十人以上、こういうふうになってございまして、ネックもあるということから、平成元年度におきましては対象児童数の基準を大幅に緩和いたしました。これは、おおむね二十人以上というところから六人以上、こういうところも対象にするというような緩和をいたしまして改善を図ったところでございます。

また、乳児保育につきましては四十四年度から実施いたしておるわけでございますが、保育所数につきましても、前年度が三千七百三十八カ所対象になってございまして、平成元年度におきましては四千三百四十カ所というふうに大幅に増加させたところでございます。今後ともこういった延長保育あるいは乳児保育等の特別保育対策の一層の充実を図っていくという考えでございますと同時に、近年特に増加しておりますところのパート就労に伴う一時的な保育需要あるいは母親が病気になるとか、そういった疾病等による緊急の保育需要、こういったものにも対応するような対策を講じてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、これらの問題もやはり全国的なバランスシートを考へていかなければいけないのだらうと思います。やはり首都圏においてはどうしても、あなたがおっしゃったように五十六年からいろいろなことが実施されてきたといっても、現実問題としてまだまだ厳しいわけであります。ですから、延長保育をしていただくとすれば順待ちでいるわけですが、延長保育をしていただけないところは逆に定員割れをしておるわけでありまして、こんなことを考へてきめ細かきや、そういうことが必要であらう、こんなふうに思つて私は現場を見てきて申し上げているわけでありまして、そのことが大変重要だと思つたので、デスクワークだけではなくして、そういうことを含めてちゃんとしていきたい、こんなふうに要望しておきます。

さて、限られた時間ではありますが、我が国の医療をめぐる諸問題について若干述べさせていただきます。

我が国は、経済的な繁栄もあり、また医療保険制度の整備もあつて、かつては国民病とまで言われた結核の激減に見られるように、国民の健康水準は大きく改善し、世界一の長寿国を誇つてゐるわけでありまして、しかし、欧米諸国と比較してなお低いものの、国民医療費は国民の所得を上回つて増加を続けており、重くなる医療費負担、殊に老人医療を公平に負担するために制度改善が大きな課題となつており、医療資源の効率的利用を促進するなど医療費の適正化を一層推進することが必要となつてゐると思ひます。

現在、老人医療は、老人保健制度として各保険者の拠出金を主要財源として運営されているわけでありまして、拠出金が急激に増加し、健康保険組合等の保険料の引き上げも難しい現状になつてゐるわけでありまして、このために、制度間負担の公平を図るために公費負担をむしろ三割から五割に引き上げるとともに、加入者按分率などを現行の九〇％程度にとどめて保険者の自助努力の余地を残すことが適切だと思ひます。世代間の負担の公

平を図るために、老人の一定額負担を五％負担に改め、高額医療費制度を導入して適切な診療を抑制されないように配慮することが望まれているわけでありまして、また、社会構造の変化に伴ひ財政基盤が貧弱になつてゐる国民健康保険の抜本的な見直しを進め、現在市町村単位の国民健康保険を都道府県単位に改善する必要がある、こういうふうにも言われております。これらに対して政府としてどのような見解をお持ちか、お答えをいただきたいと思ひます。

○戸井田国務大臣 医療保険制度につきましましては、これまでも給付と負担の公平化に向けて逐次改革を実施してきたところでありますが、現在検討中の老人保健制度及び国民健康保険制度の見直しの帰趨を見ながら、段階的に各制度間の給付と負担の公平化のための措置を講じていくこととしております。その際には、現行の保険料を余り引き上げないで済むように、また低くない給付率として八割程度にそろえるのが適当であらうか、かように思つておりますが、いずれにしても、こうした一元化の具体的内容については関係方面に種々御意見があるわけでありますので、その意見を踏まえて検討してまいりたいと思ひます。

また、特に老人保健制度に対する公費負担の問題についてもお触れになりましたけれども、これも今老人保健審議会において御検討をいただいているときでありますので、いずれその結論が明らかした暁において十分検討していきたい、かように思つております。

○田中(慶)委員 昔は医師が不足している、こういう時代だったと思ひますが、医師も歯科医師も現在は、従来の人口十万人当たり医師百五十人、歯科医師五十人という数値をもう既にオーバーしてゐるのが現状であります。ところが、医療間の格差というものがあつてございまして、現実には格差医療体制の改善ということが必要だと思ひます。地域における医療機関や医師等の数無医村地区が現在地域医療指定の中で二百七十四地区あると言われております。こんなことを考へ

てみますと、一方においては医師が過剰だと言われておりながら一方においては無医地区がある、こういう状況がこの狭い日本に現在あるわけでありまして、これらに対してどう対応されるのか。医療というものはいつでもどこでも安心してかかれるような体制をつくっていくことが必要であらう、こんなふうに思つてゐるわけであります。これらに対する対策をお伺いしたいと思います。

○清水説明員 お答えをいたします。御指摘の医師、歯科医師の需給問題につきましては、御案内のとおり昭和六十一年に、昭和七十年を目標として新規参入の関係を医師については最小限一〇％、歯科医師については最小限二〇％を削減する必要がある、そういうような検討会の最終意見がありまして、それを受けまして私も、文部省その他の関係方面と話し合ひをし、医学部、歯学部の入学生定員の削減についてはいろいろ協力をお願いしてきてゐるところでございます。

その結果、平成元年度までの累計で申し上げますと、歯科医師についてはほぼ目標に近い一八・七％、医師については五・六％程度の入学定員の削減等が行われてゐるというのが現状でございます。このような実情を踏まえまして、特に医師につきましましては、今年八月には私どもの健康政策局長より文部省の高等教育局長あてに、なお一層の御協力方をお願いしております。私どもとしましては、御指摘のように適正な医師の水準あるいは歯科医師の水準というものがあろうかと思ひます。そういう適正水準の確保にまず努力してまいりたいと思ひます。

それからその次に、それは言つても僻地その他では無医地区などがあるではないかという御指摘でございますが、残念ながらおっしゃるとおり、医師数にしても医療施設にしても地域間に格差があるわけでございまして、私も私どもといたしましては、御案内のとおり医療法の改正をしていただまして、初めて都道府県が医療の分野に地域医療計画というものをつくることができるよう

になりました。おかげさまでまもなく、今年三月に全部の都道府県でこの医療計画が出そろいましたので、この医療計画における二次医療圏ごとの過剰地域とか不足地域とか、そういうものを一つの基準にしたが今後一層適正な配置に努力していきたいと思ひますし、これまでも離島、山村等の僻地につきましても僻地診療所の整備であるとか僻地中核病院の整備であるとか、それなりの努力をして、医療過疎に悩む方々にこたえるべく誠心誠意努力をしているところでございます。

○田中(憲)委員 最後の質問になりますが、日本の医療技術というのは確かに世界一という形で評価されることもできたと思ひます。しかし、患者側にしてみれば、例えば三時間待って三分診療、こんな言葉が現在もございいます。あるいは病院に入つてみますと、本来ならば温かく看護をするべきところでしようけれども、冷たい給食という表現に今でも代表されるわけでありまして、こういうことを考えてみますと、医療というものが患者サービスの面でもっとも質の向上を求められるのではないかと、こんなふうに思ひます。こういう一連の問題を含めて、精神的にもぬくもりが要求されるのではないかと思ひます。

そこで、これらに対する行政の立場での指導をどのように行われているのかお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○清水説明員 お答えをいたします。

御指摘のとおり、ぬくもりのある心のこもった医療サービスをしていくということは大変重要なことだと考えております。御案内のとおり先般も患者サービスの改善に関する報告書その他の御指摘、御報告をいただいておりますので、私どもとしてはそういう報告を受けながら、例えば給食が早く冷たくなりすぎたといったような御批判を受けながら、民間機関への委託の活用その他を含めまして、御指摘のようなことが一歩でも改善されるような努力を、今までも続けてきていますつもりでございますが、これからの一層努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○田中(憲)委員 以上で終わります。

○丹羽委員 児玉健次君。

○児玉委員 戸井田大臣は、就任後新聞社のインタビューに対して「老人保健の医療費の国負担を二〇%から三〇%にしたら将来的にいづからかかってくる。そういう具体的な問題提起をしようと思ひます。」これは八月二十四日の毎日新聞の朝刊ですが、そのように述べていらつしやいます。このインタビューは大臣が就任されて約二週間を経過し、満を持しての発言だと私は思ひますが、この御発言がその後どのように具体化されつつあるのか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○戸井田國務大臣 その新聞に出たことは、いろいろな新聞それぞれ若干ずつニュアンスが違つておるのだけれども、私が申し上げたのは、当時消費税の問題に絡んで福祉税という構想がいろいろ打ち上げられて、その一環としてどのようにそれを考えているかという御質問の中で、例えば老人健康保険とか年金とか、これも基礎年金制度が導入されたんだから、そういう意味では公費がそこにつぎ込まれるということは一つの考え方である。しかし、これが将来ずっと伸びていくわけですから、財政便直その他につなげていくというようなこと等は当然そういう懸念が考えられる。そして福祉関係者も、そのときには福祉関係者という言葉を言ったかどうかはわかりませんが、厚生省の予算というものは十一兆あるが福祉という目的税なものに行くと足りない、そういう意味で、そういうことは一つは考えられるけれども、そういういろいろな問題があるという発言をしたのが集約されてそうなたと私は思つております。

○児玉委員 消費税は、たとえそれが福祉目的税と言おうとどうしようも、国民の審判が既にきつぱりと下つてしまつてしまつたから、廃止以外にならぬ。それで、私は大臣のこの御発言の中に、老人保健に對して、長く社会保障の仕事に参加されてきた戸井田大臣として、ある積極的な抱負をうかがうわけでして、その点での御努力をさらに強めて

ていただきたい、私も努力をするということをしてきていただきたいと思います。

きょう私は、一九八二年八月に成立した老人保健法のもとで老人の医療が現実にはどのようになっているか、この点を中心にして質問します。

昭和五十八年三月に厚生省が発行された「老人の診療報酬について(問答)」があります。その中で「問2」老人保健法では、医師の診療が若い人にくらべ大幅に制限されるような診療方針・報酬が決められたそうですが、老人に対する不当な差別ではないですか。このような質問を限定して、それに対して「決して必要な医療を制限するようなものではありません」と当時答えておられます。この点今も変わらなかつたか、はっきり伺いたいと思ひます。

○岡光政府委員 おつしやいます。ような「問答」を出してございまして、基本的にはこの考え方は変わっておりません。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕

○児玉委員 私は、そうだとすれば、このまづ歯科から伺いたいのですが、老人特掲診療料によれば「歯周組織検査」とは歯槽膿漏症に必要な検査のことだ。こう書いてありますが、これが、老人保健法に該当する老人の場合、診療報酬に算定されないことになっております。七十歳を過ぎたら、ないしは寝たきり六十五歳以上の方には歯がないという前提に立つのでなければこれは理解できないのですが、ますます高齢を元気に生きてもらうためには歯に対する介護、治療というのは必要だと思ひますが、どうしてこういうことになつてしまつたのでしょうか。

○岡光政府委員 基本的な考え方を申し上げますと、お年寄りは心身の特性を考えますと、少なくとも個別の対応ではなくて総合的な管理というところが必要なのではないだろうか、このように考えて特掲診療料については整理をしているものでございまして。そして、今の口腔疾患指導料についての御指摘でございますが、恐らく先生の御指摘は、「初診の日から当該初診の日の属する月の末日までに行つた指導の費用」について個別に請求できないではないかという御指摘であらうと理解をいたしますが、それは要するに初診時の基本診療料に含まれておるといふ考え方でございます。繰り返しますと、総合的な管理ということが必要でございまして、したがって、基本診療料というものを手厚くしているわけでございます。それで、そういう診療料に含まれると考えられるような指導の費用については、したがって個別には算定しないのでこの基本診療料に含まれて、こういうふうな理解をしているわけでございます。

○児玉委員 歯周組織検査とは、歯槽膿漏症の患者に對して、「歯及び歯周組織についてポケット測定検査、歯間開口度検査、歯の動揺度検査」云々とそう言つて、「歯槽膿漏症に必要な検査をいう」この明記されている。そして、老人保健法においては「本区分は算定できない」、こう書いてあります。私が質問しているのは、結局、歯槽膿漏については診療報酬に算定しない、既に歯が抜けてしまつて、そういうものが出てこないという前提でなければそれは理解できないじゃないですか。

大阪大学の新庄先生という方が一九八四年に養老院と老人病院での調査をなさつています。これは「食べもの通信」というなかなかおもしろい雑誌、去年の六月号にあります。それによりますと、ぐあいが悪くて入院中、寝たきり、そして、悪いところなく元気、何とか普通に暮らせる、お年寄りを四つに区分して、その中で、歯がなく入れ歯もないという方は、悪いところなし、何とか普通に暮らせるという方が実に八〇%です。そして、入院中と寝たきりが二〇%です。主に自分でかむという場合は、悪いところなし、普通に暮らせるという方が九二%で、そして入院中と寝たきりという方が八%です。自分の歯を使って生活しているというのがどのくらい老後の生活を鼓舞しているか、元気づけているか、これは明白じ

側のお医者さんとの判断の相違によるものだろう
と思っております。

○児玉委員 厚生省が以前こういう基準を出されて
います。老人保健法の規定による医療及び特定
療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基
準、その中に「手術及び処置」というのがありまし
て、「手術は、必要がある」と認められる場合
に行う。」「処置は、必要の程度において行い、
みだりにこれを行ってはならない。」先ほどの事例
であった人工呼吸器の装着それから人工透析は手
術に当たるのでしょうか、それとも処置に当たる
のでしょうか。

○岡光政府委員 処置でございます。

○児玉委員 そうすると先ほどの島根と山梨の場
合、いずれもそれぞれの処置について当初におい
てはそれが支払い報酬として認められ、事後にお
いてそれが認められない、または部分的にしか認
められない、こういう事態になっているのです
が、その際、もしかしたら「みだりにこれを行つ
てはならない。」というところが基金なり審査委
員会の判断の根拠になっているのじゃないです
か。どうですか。

○岡光政府委員 先生十分御承知のとおりであり
ますが、老人保健法による医療の取り扱いの基準
が決めてあるわけでございまして、その中に御指
摘のような文言が入っているわけでは

ありません。先生十分御承知のとおりであり
ますが、老人保健法による医療の取り扱いの基準
が決めてあるわけでございまして、その中に御指
摘のような文言が入っているわけでは
考え方として、この文章を説き及ぼした
だきまして、「老人の心身の特性を踏まえて、患
者の療養上妥当適切に行われなければならない。」
「特に漫然かつ画一的なものとならないよう配意
して行われなければならない。」、「こういうふう
に書いておられるわけでありまして、また御指摘のよう
な、みだりに行つてはならないという表現もとつ
ておられるわけではございません。これは要するに、漫然
と画一的に検査が続けられる、投薬が行われると
いうことではお年寄りの医療としてはふさわしく
ないのではないかと、お年寄りの心身状態の特性に
合わせながら、その変化に応じてながら療養が行わ
れるのが妥当適切なことなんで、そういうチェッ
クをしないで漫然として画一的に検査、投薬が行

われるのはまずいであろう、こういう考え方でご
さいます。

○児玉委員 まさにその点なんです。先ほど部長
は審査委員会なり基金の側の判断と主治医の判断
の問題を答弁の中でお答えになりましたが、漫
然、画一的とか、みだりにとか、そういう形であ
る種の社会的な雰囲気や醸成され、保険診療の支
払いに対する制限という形で経済的な強制力ない
しは経済的な誘導がなされている。その結果、最
初に認められなくても二カ月目からそれは認めな
い、または部分的にしか認めない。この二つの事
例は、結局は主治医の正当な意見を受け入れると
いう好ましい結果で終わりました。そのことを私
は結構だと思っておりますが、そういう事態が生ま
れていることについて、厚生省は今どうお考えな
のか。皆さんはここで必要な医療を制限するもの
ではありませんかと言っているけれども、処置だ
といって、人工呼吸だとか人工透析というのはま
さにフェイタルなものでしょう。命が失われるかど
うかという問題です。それに対してまでこういう制
限が行われている。これは手直しが必要だと思
うのですが、どうですか。

○岡光政府委員 お許しをいただきまして、やや
過去のこともさかのぼりながら御回答させていた
だきたいと思っております。
現在のような老人の診療報酬体系に持つていき
ましたのは、実は昭和五十六年ごろ非常に象徴的
な老人病院での非常に忌まわしい事件が起きたわ
けでございます。その中身は、結局、病気の診断
と称して連日血液検査をやるとか心電図のチェッ
クをやるとか、あるいは治療と称して大量の点滴
注射や抗生物質の投与が繰り返されて、その病
院に入ったお年寄りは極めてひどい取り扱いを受
けたわけなんです。当時、薬づけとか検査づけとか点
滴づけとかいふ言葉があらわれたようなことにも
まさに象徴されているわけでございます。

それで、昭和五十七年の老人保健法の附帯決議
においても、「老人医療についての診療方針及び
診療報酬は、老人の心身の特性を踏まえて改善を
図るものとする。」、「こういう附帯決議もつい

ているわけでございます。それで、そのような考
え方に従って中核協で十分御審議をしていただき
今のような仕組みになっておられるわけではござ
いませぬ。療養担当規則もそれでお認めをいただ
いたわけではございません。この考え方は私も間違
っていないのではないだろうか、そういうふうと思
っております。ただし、個別の事例におきまして行
き過ぎがあつてはいけません。それで、そのこと
は十分再審査という話し合いの機会というの
はつくつてあるわけではございまして、やはり主治
医の考え方と審査委員会での先生方の考え方と、
そこは十分突き合わせをしていただきたい、そん
なふうにお考えをしております。

○児玉委員 一般病院が老人病院に指定された
きにどのようなことになるのか、それから、いわ
ゆる慢性の疾患における点滴その他の七百五十円
と二百円の違いがどういう事態を現実にもみ出し
ているか、これらについては十月十二日に私ども
の不破哲三委員が予算委員会でも十分に論議した
ところでございます。

私がきょう取り上げたのは、高齢者で急性の症
状、しかもそれが非常に濃厚な、集中的な治療を
必要とする、そういう場合においてすら困難な、
そして非常に遺憾な事態が生まれている。そして
もう一つは、歯科診療における皆さんの今とつて
いる態度、それは最近の新しい治療に照らせばど
うしても抜本的な是正をしなければならぬ、こ
ういう事態に至っていることについて私は申し上げ
たのであります。

老人福祉法の第二条に「老人は、多年にわたる
社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、か
目次中「第十章 国民年金基金」を「第一章 国民年金基金及び国民年金基金連合会」に、「第一節
「第一節 国民年金基金」
第一款 通則(第百十五條―第百十八條の二)
第二款 設立(第百十九條―第百十九條の五)
第三款 管理(第百二十條―第百二十六條)
第四款 加入員(第百二十七條―第百二十七條の二)
第五款 基金の行方業務(第百二十八條―第百三十三條)
第六款 費用の負担(第百三十四條―第百三十四條の二)
第七款 解散及び清算(第百三十五條―第百三十七條)

つ、健全で安らかな生活を保障されるものとす
る。」高らかにうたい上げられていますよ。とこ
ろが、実際はそうなっていない。

そこで私は、老人特掲診療料、そしてさきに触
れた老人保健法の規定による医療及び特定療養費
の取扱い及び担当に関する基準、これは本来廃止
すべきものだ。とりあえず、これらについては抜
本的な見直しが必要だと思ひますが、厚生省のお
考えをいただきたいと思ひます。

○岡光政府委員 老人の診療報酬につきまして
は、お年寄りの心身の特性を踏まえて、お年寄り
に適切な医療が提供されることを確保する観点か
ら設けられているものでございまして、今後とも
こうした観点に立つて、関係審議会の意見を踏ま
えながら必要な改善を図ってまいりたいと思ひま
す。

○児玉委員 この点については、ただいまのお答
えは、全国の高齢者の願いに全く反するものでし
て、そのことを厳しく述べて、質問を終わりに
す。

○丹羽委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前
九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十分散会

「第二節 国民年金基金連合会」

第一款 通則(第三百三十七條の二)

「第二節 基金の業務(第二百二十八条―第二百三十二条)を
第三節 費用の負担(第二百三十三条・第二百三十四条)」

第二款 設立(第三百三十七條の五)

第三款 管理及び会員(第三百三十七條の六)

第四款 連合会の行方業務(第三百三十七條の七)

第五款 解散及び清算(第三百三十七條の八)

第三百三十七條の四)
第三百三十七條の七)

条の八―第三百三十七條の十四)

条の十五―第三百三十七條の二十一)

条の二十二―第三百三十七條の二十四)

三節 雜則(第二百三十八条―第二百四十二条の二)に、「第五節」を「第四節」に改める。

第七條第一項第一号中「次のいずれかに該当する者」を「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。)を受けることができる」に改め、同号イ及びロを削る。

第八條第三号を次のように改める。
三 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。

第九條第四号中「第七條第一項第一号イ又はロに該当するに至つた」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつた」に、「同項第二号」を「第七條第一項第一号」に改める。

第十六條の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第十八條第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第二十七條及び第三十三條第一項中「六十万円」を「六十六万六千円」に改める。

第三十三條の二第二項中「六万円」を「六万四千元」に、「十八万円」を「十九万二千元」に改める。

に、「第四節 雜則(第三百三十五條―第三百四十二条)」を「第

第三十四條第四項を同条第六項とし、同条第

三項の次に次の二項を加える。
4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六條第二項ただし書において同じ)に係る当該初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当したもの

が、当該傷病により障害(障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六條第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5 第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

第三十條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六條第二項に次のただし書を加える。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十條第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

に係る保険料納付済期間である期間に限る。

第四十五條第二項中「当該国民年金基金」の下に「又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会」を、「その国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加え、同条第三項中「国民年金基金」を「国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会」に改める。

第八十七條第四項中「六千八百円」を「八千四百円」に改める。

第九十四條の二に次の一項を加える。
3 第八十七條第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

第九十四條の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 年金保険者たる共済組合は、厚生省令の定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、第九十四條の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生省令で定める事項について厚生大臣に報告を行うものとする。

4 厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、前項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に報告を行うものとする。

第九十五條の二(見出しを含む)中「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第三百三十七條の十九第一項の規定により国民年金基金連合会が当該解散した国民年金基金から徴収すべきときは、この限り

に

に

に

に

でない。

第百十一條の二「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加える。

「第十章 国民年金基金」を「第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会」に改める。

「第一節 通則」を「第一節 国民年金基金」に改める。

第百十五條の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第百十五條の次に次の一條を加える。

(種類)

第百十五條の二 基金は、地域型国民年金基金(以下「地域型基金」という。)及び職能型国民年金基金(以下「職能型基金」という。)とする。

第百十六條中「基金」を「地域型基金」に改め、「されている者」の下に「及び農業者年金の被保険者」を加え、「第百十九條」を「次項」に、「同種の事業又は業務に従事する」を「基金の地区内に住所を有する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 職能型基金は、第一号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3 前二項に規定する者は、加入員たる資格を有する者という。

第百十八條の次に次の一條及び款名を加える。

(地区)

第百十八條の二 基金の地区は、地域型基金にあつては、一の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

第二款 設立

第百十九條を次のように改める。

(設立委員等)

第百十九條 地域型基金を設立するには、加入

員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから厚生大臣が任命した者が設立委員とならなければならない。

2 前項の設立委員の任命は、三百人以上の加入員たる資格を有する者が厚生大臣に地域型基金の設立を希望する旨の申出を行つた場合に、都道府県知事の意見を聴いて行うものとする。

3 職能型基金を設立するには、その加入員とならうとする十五人以上の者が発起人とならなければならない。

4 地域型基金は、千人以上の加入員がなければ設立することができない。

5 職能型基金は、三千人以上の加入員がなければ設立することができない。

第百十九條の次に次の四條及び款名を加える。

(創立総会)

第百十九條の二 設立委員又は発起人(以下「設立委員等」という。)は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 設立委員等が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、地区及び加入員に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、加入員たる資格を有する者であつてその会日までに設立委員等に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可)

第百十九條の三 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期)

第百十九條の四 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日加入員の資格を取得するものとする。

(理事長への事務引継)

第百十九條の五 設立の認可があつたときは、設立委員等は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

第三款 管理

第百二十條第一項第三号を次のように改める。

三 地区

第百二十條第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一を加える。

十一 業務の委託に関する事項

第百二十條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一を加える。

2 職能型基金の規約には、前項に掲げる事項のほか、その設立に係る事業又は業務の種類を定めなければならない。

第百二十二條第三項を次のように改める。

3 代議員は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。

第百二十二條中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一を加える。

改める。

2 理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、代議員会において、年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することができる。

3 設立当時の理事は、創立総会において、第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選任する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することができる。

第百二十四條第八項を同条第九項とし、同条第七項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一を加える。

6 設立当時の監事は、創立総会において、学識経験を有する者及び第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから、それぞれ一人を選任する。

第百二十五條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

第百二十六條の次に次の款名を付する。

第四款 加入員

第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る。

第百二十七條第一項中「者が」の下に「住所を有する地区に係る地域型基金又はその」を加え、「又は」を「若しくは」に、「基金」を「職能型基金」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一号」の下に「又は第四号」を加え、同条第二号中「当該事業」を「地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業」に改め、同条第四号を次のように改める。

第百二十四條第二項及び第三項を次のように改める。

四 農業者年金の被保険者となつたとき。

第百二十七条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

(準用規定)

第百二十七条の二 第十二条第一項の規定は、

加入員について、同条第二項の規定は、加入員の属する世帯の世帯主について準用する。

この場合において、同条第一項中「市町村長」とあるのは「基金」と、同条第二項中「被保険者」とあるのは「加入員」と読み替へるものとす。

第五款 基金の行方業務

第百二十八条第二項を次のように改める。

2 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

第百二十八条第三項中「含む」の下に「。以下同じを、一時金」の下に「に要する費用」を加え、同条に次の二項を加える。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社その他政令で定める法人に委託することが出来る。

第百二十八条の次に次の一条を加える。

(年金数理)

第百二十八条の二 基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

第百二十九条第一項中「以下「基金年金」という。」を削り、同条第二項中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に改め、同条第三項中「以下「基金一時金」という。」であつて、死亡を支給事由とするもの」を削る。

第百三十条第一項中「基金年金」を「基金が支給する年金」に改め、同条第二項中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に改め、同条第三項中「死亡を支給事由とする基金

一時金」を「基金が支給する一時金」に改める。

第百三十一条中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に、「当該基金年金」を「当該年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基金が支給する年金及び一時金に充てらるべき積立金の積立て)

第百三十一条の二 基金は、政令の定めるところにより、基金が支給する年金及び一時金に充てらるべき積立金(次条第一項及び第百三十七条の十五第二項第一号において「積立金」という。)を積み立てなければならない。

第百三十二条第二項中「前項」を「前条及び前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金の積立金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第百三十三条を次のように改める。

(準用規定)

第百三十三条 第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替へるものとする。

第百三十三条の次に次の款名を付する。

第六款 費用の負担

第百三十四条第一項中「基金年金及び基金一

時金」を「基金が支給する年金及び一時金」に改め、同条第二項中「加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間の」を「年金の額の計算の基礎となる」に改め、同条の次に次の一条及び款名を加える。

(準用規定)

第百三十四条の二 第八十八条の規定は、加入員について、第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、掛金及び第百三十三条において準用する第二十三條の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八条中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百三十四條の二において準用する前条第一項」と読み替へるものとする。

第七款 解散及び清算

第百三十六條の見出し中「基金年金等」を「年金等」に改め、同条中「基金年金」を「年金」に、「基金一時金」を「一時金」に改める。

第百三十七條第五項中「解散した基金の財産の処分の方法その他」を「前各項に定めるもののほか、解散した基金の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に分配しなければならない。

第十條中第百三十七條の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 国民年金基金連合会

第一款 通則

(連合会)

第百三十七條の二 基金は、第百三十七條の十七第一項に規定する中途退会者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することが出来る。

(法人格)

第百三十七條の三 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百三十七條の四 連合会は、その名称中に国民年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

第二款 設立

(発起人)

第百三十七條の五 連合会を設立するには、その会員となるうとする二以上の基金が発起人とならなければならない。

(創立総会)

第百三十七條の六 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することが出来る。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た基金の理事長の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に關し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可等)

第百三十七条の七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、連合会が成立したときは、その成立の日

に会員の資格を取得するものとする。

第三款 管理及び会員

(規約)

第百三十七条の八 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 評議員会に関する事項

四 役員に関する事項

五 会員の資格に関する事項

六 年金及び一時金に関する事項

七 附帯事業に関する事項

八 会費に関する事項

九 資産の管理その他財務に関する事項

十 解散及び清算に関する事項

十一 業務の委託に関する事項

十二 公告に関する事項

十三 その他組織及び業務に関する重要事項

2 第百二十条第三項及び第四項の規定は、連合会の規約について準用する。

(準用規定)

第百三十七条の九 第百二十一条の規定は、連合会について準用する。

(評議員会)

第百三十七条の十 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4 設立当時の評議員は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。

5 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

7 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

8 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三十七条の十一 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百三十七条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

3 設立当時の理事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、当該理事長以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。

5 監事は、評議員において一人を互選し、評議員会において学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

6 設立当時の監事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから一人を選挙し、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

7 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(役員の職務等)

第百三十七条の十三 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところに

よる。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。

5 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が連合会を代表する。

6 第百二十六条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

(会員)

第百三十七条の十四 基金は、連合会に申し出て、その会員となることができる。ただし、他の連合会の会員であるときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、基金又は加入員の便宜を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、いづれかの連合会に加入することを命ずることができる。

第四款 連合会の行う業務

(連合会の業務)

第百三十七条の十五 連合会は、第百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途退会者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。

2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生大臣の認可を受けなければならない。

一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

4 連合会は、信託会社又は生命保険会社と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託又は保険の契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5 第二百二十八条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

6 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社その他政令で定める法人に委託することが出来る。
(年金数理)

第二百三十七条の十六 連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

(中途退会者に係る措置)

第二百三十七条の十七 連合会の会員である基金は、政令の定めるところにより、中途退会者(当該基金の加入員の資格を喪失した者)当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)の当該基金の加入員期間に係る年金の現価に相当する額(以下「現価相当額」という)の交付を当該連合会に申し出ることが出来る。

2 連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の交付の申出に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

4 連合会は、第一項の交付の申出に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途退会者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

5 第二百二十九条から第三百三十一条までの規定

は、前項の年金又は一時金について準用する。

6 基金は、第一項の交付の申出に係る現価相当額を交付したときは、当該中途退会者に係る年金及び一時金の支給に關する義務を免れる。

7 連合会は、第四項の規定により中途退会者に係る年金又は一時金を支給することとなつたときは、その旨を当該中途退会者に通知しなければならない。

8 連合会は、中途退会者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二百三十七条の十八 連合会が前条第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途退会者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該連合会に對し、当該中途退会者に係る年金の現価相当額の交付を請求するものとする。

2 前項の交付の請求に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

3 基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途退会者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

4 連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、当該中途退会者に係る年金及び一時金の支給に關する義務を免れる。

5 前条第二項の規定は、第一項の規定による交付の請求について準用する。

(解散基金加入員に係る措置)

第二百三十七条の十九 連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 連合会は、前項の規定により責任準備金に

相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したとき又は当該基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を有していたときは、当該解散基金加入員に年金を支給し、当該解散基金加入員が死亡した場合には、その遺族が死亡一時金を受けたときは、その遺族に一時金を支給するものとする。

3 前項の年金の額は、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額とし、同項の一時金の額は、八千五百円とする。

4 解散した基金は、規約の定めるところにより、第二百三十七条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を第一項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した連合会に申し出ることが出来る。

5 連合会は、前項の規定による申出に従い、解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するものとする。

6 連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第二百三十七条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第二百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(年金の支給停止)

第二百三十七条の二十 連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入

員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第二百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、連合会について、第二十五條、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第二百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。

この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替へるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、第二百三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生大臣」とあるのは「連合会」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と読み替へるものとする。

3 第二百三十一条の二及び第二百三十二条の規定

は、連合会が支給する年金及び一時金に充て
るべき積立金の積立て及びその運用、業務上
の余剰金の運用並びに事業年度その他その財
務について準用する。この場合において、同
条第三項中「前条及び前二項」とあるのは、「第
百三十七条の二十一第三項において準用する
前条及び前二項」と読み替えるものとする。

第五款 解散及び清算

(解散)

第百三十七条の二十二 連合会は、次に掲げる
理由により解散する。

- 一 評議員の定数の四分の三以上の多数によ
る評議員会の議決
二 第百四十二条第五項の規定による解散の
命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により
解散しようとするときは、厚生大臣の認可を
受けなければならない。

(連合会の解散による年金及び一時金の支給
に関する義務の消滅)

第百三十七条の二十三 連合会は、解散したと

きは、当該連合会が第百三十七条の十七第四
項及び第百三十七条の十九第二項の規定によ
り支給するものとされている年金及び一時金
の支給に関する義務を免れる。ただし、解散
した日までに支給すべきであつた年金又は一
時金でまだ支給していないものの支給に関す
る義務については、この限りでない。

(清算)

第百三十七条の二十四 連合会が第百三十七
条の二十二第一項第一号の規定により解散した
ときは、理事が、その清算人となる。ただ
し、評議員会において他人を選任したとき
は、この限りでない。

2 連合会が第百三十七条の二十二第一項第二
号の規定により解散したときは、厚生大臣が
清算人を選任する。

3 第百三十七条第二項(第二号を除く)、第
三項、第五項及び第六項の規定は、連合会の
清算について準用する。

第三節 雑則

第百三十八条の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第百一条第一 項から第三項 まで及び第五 項並びに第百 一条の二	加入員及び会員の資格に関する処分、年金 若しくは一時金に関する処分、掛金に 関する処分又は第百三十三条及び第百三十七 条の二十一において準用する第二十三條並び に第百三十七条の十九第一項の規定による 徴収金に関する処分に関する者	前条第一項	この条におい て準用する第 百一条第一項
第百二条第一 項及び第二項	年金		
第百二条第三 項及び第四項	掛金並びに第百三十三条及び第百三十七 条の二十一において準用する第二十三條並び に第百三十七条の十九第一項の規定による 徴収金並びに一時金		
第百四条	加入員、加入員であつた者又は年金若しく は一時金の受給権を有する者の戸籍	社会保険庁長 官若しくは都 道府県知事又 は被保険者 は受給権者 つた者若しく は受給権者	基金、連合会 加入員若しく は加入員であ つた者又は年 金若しくは一 時金の受給権 を有する者

第百五条

加入員及び基金又は連合会が支給する年金
又は一時金の受給権を有する者

都道府県知事 又は市町村長	基金
社会保険庁長 官又は都道府 県知事	基金又は連合 会
社会保険庁長 官、都道府県 知事又は市町 村長	基金又は連合 会

第百三十九条の次に次の一条を加える。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認
等)

第百三十九条の二 この法律に基づき基金(第
百三十九条第一項又は第三項の規定に基づき基
金を設立しようとする設立委員等を含む)又
は連合会(第百三十七条の五の規定に基づき
連合会を設立しようとする発起人を含む)が
厚生大臣に提出する年金数理に関する業務に
係る書類であつて厚生省令で定めるものにつ
いては、当該書類が適正な年金数理に基づい
て作成されていることを厚生年金保険法第百
七十六條の二に規定する年金数理人が確認
し、署名押印したものでなければならない。

第百四十条中「基金」の下に「及び連合会」を加
える。

第百四十一条第一項中「基金」の下に「若しく
は連合会」を加える。

第百四十二条の見出しを「(基金等に対する監
督)」に改め、同条第一項中「若しくは基金」及
び「解散した基金」の下に「若しくは連合会」を加
え、「基金の事業の執行」を「基金等の事業の執
行」に改め、「又は基金」及び「定めて、基金」の
下に「若しくは連合会」を加え、「その」を「これ
らの」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項
中「基金」の下に「又は連合会」を加え、同条第三
項中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、
「その」を「これらの」に改め、同条第四項及び第
五項中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、
第十章第三節中同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第百四十二条の二 この章に規定する厚生大臣
の権限のうち、地域型基金に係るものは、政
令の定めるところにより、その一部を都道府
県知事に委任することができる。

2 解散した基金が、正当な理由がなく、第
百三十七条の十九第一項の規定により負担す
べき徴収金を督促状に指定する期限までに納
付しないときは、その代表者、代理人又は使
用人その他の従業者とその違反行為をした者
も、前項と同様とする。

第百四十五条各号列記以外の部分中「基金」の
下に「若しくは連合会」を加え、同条第一号中
「第百二十条第三項を第百二十条第四項(第百
三十七条の八第二項において準用する場合を含
む)」に改め、同条第五号中「基金」の下に「又
は連合会」を加える。

第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条 基金又は連合会が、次の各号の
いづれかに該当する場合には、その違反行為
をした基金又は連合会の役員は、十万円以下
の過料に処する。

一 第百二十一条(第百三十七条の九におい
て準用する場合を含む。)の規定に違反して、
公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第百三十七条の十七第七項又は第百三十
七条の十九第七項の規定に違反して、通知

をしないとき。

三 第三百三十七条の十七第八項（第三百三十七
条の十九第八項において準用する場合を含む。）の
規定に違反して、公告を怠り、又は
虚偽の公告をしたとき。

第四百七十七条第一号中「第三百三十八条」を「第
百二十七条の二」に改め、「又は」の下に「第百
三十八条において準用する」を加え、「第百五
条第二項」を「第百三十八条において準用する第
百五十五条第二項」に改め、同条第二号中「第百三十八
条」を「第百二十七条の二」に改め、「又は」の下
に「第百三十八条において準用する」を加え、同
条第三号中「第百三十八条」を「第百二十七条の
二」に、「第百五十五条第二項」を「第百三十八条に
おいて準用する第百五十五条第二項」に改める。

第四百四十八条中「第百十八条第二項」の下に
「又は第百三十七条の四第二項」を、「名称の下
に」又は「国民年金基金連合会」という名称を加え
る。

附則第五條第一項第一号中「第七條第一項第
一号イ若しくはロに該当する」を「被用者年金各
法に基づく老齢給付等を受けることができる」
に改め、同条第六項第二号中「第七條第一項第
一号イ及びロ並びに」を「被用者年金各法に基づ
く老齢給付等を受けることができる者及び」に
改める。

附則第六條中「第七條第一項第一号イ若しく
はロ」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受
けることができる者」に改める。

附則第七條の五第二項中「第三十條の第三第
一項」の下に、「第三十四條第四項、第三十六條第
二項ただし書」を加える。

附則第八條中「第七條第一項第一号ロに規定
する政令で定める給付」を「被用者年金各法に基
づく老齢給付等」に改める。

附則第九條の二第二項中「被保険者でないも
のに限る。」を削り、同条第四項を削り、同条
第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」
を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七條
の三第一項及び第十二條の四第一項に規定す
る支給繰上げの請求をすることができる者に
あつては、当該請求と同時に行為をしなければ
ならない。

附則第九條の二第八項を同条第十二項とし、
同条第七項中「第三項」を「第四項から第八項
まで」に、「第一項」を「第三項」に改め、「準
用する」の下に「この場合において、第四項、
第六項及び第七項中「第二十七條」とあるの
は、「第四十四條」と読み替へるものとする」
を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項
中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条
第十項とし、同条第五項中「第三十條の四第
二項」の下に、「第三十四條第四項、第三十六
條第二項ただし書」を加え、「並びに附則第五
條」を削り、「第二項」を「第三項」に改
め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の四
項を加える。

5 前項の老齢基礎年金の額については、受給
権者がその権利を取得した月以後における保
険料納付済期間は、その計算の基礎となしな
い。

6 被保険者である受給権者（その受給してい
る老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保
険料納付済期間が四百八十月に満たないもの
に限る。）が、六十五歳に達する前にその被保
険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となる
ことなくして被保険者の資格を喪失した日か
ら起算して一月を経過したときは、前項の規
定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、
当該受給権者がその権利を取得した月以後そ
の被保険者の資格を喪失した月の前月までに
おける保険料納付済期間（当該受給権者がそ
の被保険者の資格を喪失した月前にこの項の
規定による年金の額の改定が行われたことが
あるときは、当該改定により加算された額の
計算の基礎となつた保険料納付済期間を控除

した期間とし、当該老齢基礎年金の額の計算
の基礎となつた保険料納付済期間と当該受給
権者がその権利を取得した月以後その被保険
者の資格を喪失した月の前月までにおける保
険料納付済期間を合算した期間が四百八十月
を超えるときは、四百八十月から当該老齢基
礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付
済期間を控除した期間とする。）につき、第二
十七條の規定の例により計算した額から政令
で定める額を減じた額を加算して、年金の額
を改定する。

7 被保険者である受給権者（その受給してい
る老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保
険料納付済期間が四百八十月に満たないもの
に限る。）が六十五歳に達したときは、第五項
の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額
に、当該受給権者がその権利を取得した月以
後六十五歳に達した月の前月までにおける保
険料納付済期間（当該受給権者が六十五歳に
達した月前に前項の規定による年金の額の改
定が行われたことがあるときは、当該改定に
より加算された額の計算の基礎となつた保
険料納付済期間を控除した期間とし、当該老
齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納
付済期間と当該受給権者がその権利を取得し
た月以後六十五歳に達した月の前月までにお

ける保険料納付済期間を合算した期間が四百
八十月を超えるときは、四百八十月から当該
老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保
険料納付済期間を控除した期間とする。）につ
き、第二十七條の規定の例により計算した額
を加算して、年金の額を改定する。

8 前二項の年金の額の改定は、それぞれ、当
該受給権者が被保険者の資格を喪失した月又
は六十五歳に達した月の翌月から行う。

附則第九條の二に次の三項を加える。

13 前各項の規定は、昭和十三年四月一日以前
に生まれた者であつて被保険者であるものに
ついては、適用しない。

14 附則第五條の規定は、昭和十三年四月一日
以前に生まれた者であつて第三項の規定によ
る老齢基礎年金の受給権者であるものについ
ては、適用しない。

15 第三項の規定による老齢基礎年金は、前項
に規定する受給権者が被保険者であるとき
は、その間、その支給を停止する。

附則第九條の三第四項中「同条第二項」を
「同条第三項」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）
第二條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百
十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六條」を「第百三十六條の三」に、「第二節 厚生年金基金連合会（第百四十九條一
第百六十八條）」を「第二節 厚生年金基金連合会（第百四十九條一第百五十一條）
第一款 設立及び管理（第百五十二條一第百五十八條の四）
第二款 連合会の行う業務（第百五十九條一第百六十五條）
第三款 解散及び清算（第百六十六條一第百六十八條）」に改める。

標準報酬等級		標準報酬月額		報 酬		月 額	
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満					
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満				
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満				
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満				

第三十四条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。
第三十六条第三項中「五月、八月及び十一月

第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二九、〇〇〇円未満
第九級	一三四、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一〇級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一二級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一三級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一四級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一五級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一六級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一七級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二二三、〇〇〇円未満
第一八級	二四〇、〇〇〇円	二二三、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一九級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二一級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二七級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上

の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に、「但し」を「ただし」に改める。
第四十四条第二項中「十八万円」を「十九万二千元」に、「六万円」を「六万四千元」に改める。

第四十八条第一項中「障害等級の二級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る」を「その権利を取得した当時から引き続き障害等級の二級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く」に、「第五十二條の二」を「第五十二條第四項、第五十二條の二、第五十四條第二項ただし書」に改める。
第五十條第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。
第五十條の二第二項中「十八万円」を「十九万二千元」に改める。

第五十二條第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第五十四條第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の二級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び同条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間に、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他の障害（その他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の二級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第五十四條第三項中「について」の下に、「第四十七條第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について」を加える。
第五十七條中「九十万円」を「九十九万九千円」に改める。
第五十九條第一項第一号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。
第六十二條第一項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。
第六十五條の二中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。
5 第四十七條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
第五十二條の二に次の一項を加える。

2 障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金の受給権を有する場合において、同法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、これらの規定により併合された障害の程度に應じて、当該障害厚生年金の額を改定する。
第五十四條第二項に次のただし書を加える。
ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間に、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他の障害（その他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の二級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第五十四條第三項中「について」の下に、「第四十七條第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について」を加える。
第五十七條中「九十万円」を「九十九万九千円」に改める。
第五十九條第一項第一号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。
第六十二條第一項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。
第六十五條の二中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第八十一條第五項中「千分の百二十四」を「千分の百四十六」に、「千分の九十二」を「千

分の百四十六から千分の二十七を控除して得た率に改める。

第百十五条第一項第九号中「信託又は保険の」を「年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する」に改める。

第百二十条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

第百二十条の次に次の三項を加える。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第百二十条の二 理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

第百二十条の三 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生省令で定める行為をしてはならない。

2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

(理事長の代表権の制限)

第百二十条の四 基金と理事長(第百二十条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合

においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

第百三十条の見出しを「(基金の業務)」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「信託会社の下に」を「(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第四項とする。

第百三十条の二を第百三十条の三とし、第百三十条の次に次の一条を加える。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第百三十条の二 基金は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

2 基金は、年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金(以下「年金給付等積立金」という。)の運用であつて前項に規定する契約以外の方法によるものを適正に行うのに必要な要件であつて政令で定めるものに適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、同項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して、当該認定があつた日以後に当該基金が徴収した掛金の額の累積額及び当該累積額に係る運用収入その他の政令で定める収入の額の合計額から給付費の一部その他の政令で定める支出の額の合計額を控除した額(当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額。以下この条において単に「累積額」という。)について、政令の定めるところにより、信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。)と投資一任契約(同法第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結することができる。

3 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る累積額について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する金銭信託の契約を締結しなければならない。

4 第二項に規定する厚生大臣の認定を受けた基金のうち、年金給付等積立金の総額が五百億円以上である基金であつて、かつ、当該年金給付等積立金の管理及び運用の体制について政令で定める要件に適合する旨の厚生大臣の認定を受けたものは、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して、累積額について、政令の定めるところにより、前二項に規定する契約を締結し、又は金融機関若しくは証券会社で政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)と次の各号に掲げる契約を締結することができる。

一 運用方法を特定する金銭信託の契約(確定と認められる有価証券で政令で定めるものの購入により運用するものに限る。)

二 前号に規定する有価証券の購入に関する契約

三 預金又は貯金の預入に関する契約

5 基金は、前項第二号に掲げる有価証券の購入に關する契約を締結する場合においては、当該契約の相手方である金融機関等と当該有価証券の保管の委託に關する契約を締結しなければならない。

6 信託会社、生命保険会社又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、第一項から第三項までに規定する契約の締結を拒絶してはならない。

第九章第一節第五款中第百三十六条の次に次の二条を加える。

(年金給付等積立金の積立て)

第百三十六条の二 基金は、政令の定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金及び資金の運用等)

第百五十八条の三 理事は、自己又は連合会に

第百三十六条の三 年金給付等積立金は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない。

2 基金の業務上の余裕金は、政令の定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に運用しなければならない。

3 基金は、事業年度その他その財務に關しては、前条及び前二項の規定によるほか、政令の定めるところによらなければならない。

第百四十九条の見出しを「(連合会)」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第百五十一条の次に次の款名を付する。

第百五十三条第一項第八号中「信託又は保険の」を「年金給付等積立金の管理及び運用に関する」に改める。

第百五十八条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金給付等積立金の管理及び運用に關する連合会の業務を執行することができる。

第百五十八条の次に次の三項及び款名を加える。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第百五十八条の二 理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づいてする厚生大臣の処分、規約及び評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第百五十八条の三 理事は、自己又は連合会に

外の第三者の利益を図る目的をもつて、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生省令で定める行為をしてはならない。

2 連合会は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、評議員会の議決を経て、交代させることができる。

(理事長の代表権の制限)

第百五十八条の四 連合会と理事長(第百五十八条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

第三款 連合会の行う業務

第百五十九条の見出しを「連合会の業務」に改め、同条第四項中「第百三十条第六項」を「第百三十条第四項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第百五十九条の二を第百五十九条の三とし、第百五十九条の次に次の一条を加える。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第百五十九条の二 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

2 連合会は、年金給付等積立金の運用であつて前項に規定する契約以外の方法によるものを適正に行うのに必要な要件であつて政令で定めるものに適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、同項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して、当該認定があつた日以後に連合会がこの法律に基づき基金又は解散した基金から交付を受け、又は徴収した額の累積額及び当該累積額に係る運用収入その他の政令で定める

収入の額の合計額から給付費の一部その他の政令で定める支出の額の合計額を控除した額(当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額。以下この条において単に「累積額」という。)について、政令の定めるところにより、信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

3 連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る累積額について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する金銭信託の契約を締結しなければならない。

4 連合会は、第二項に規定する厚生大臣の認定を受けた場合において、年金給付等積立金の管理及び運用の体制について政令で定める要件に適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に關して、累積額について、政令の定めるところにより、前二項に規定する契約を締結し、又は金融機関等と次の各号に掲げる契約を締結することができる。

一 運用方法を特定する金銭信託の契約(確実と認められる有価証券で政令で定めるものの購入により運用するものに限る。)

二 前号に規定する有価証券の購入に関する契約

三 預金又は貯金の預入に関する契約

5 連合会は、前項第二号に掲げる有価証券の購入に關する契約を締結する場合においては、当該契約の相手方である金融機関等と当該有価証券の保管の委託に關する契約を締結しなければならない。

6 第百三十条の二第六項の規定は、第一項から第三項までに規定する契約について準用する。

第百六十四条に次の一項を加える。

3 第百三十六条の二及び第百三十六条の三の規定は、連合会の年金給付等積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。

第四款 解散及び清算

第百七十五条を次のように改める。

第百七十五条 削除

第百七十六条中「第百三十条第四項又は第百五十九条第五項」を「第百三十条の二第一項から第五項まで又は第百五十九条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第七條の二第一項中「第四十七條の三第一項」の下に、「第五十二條第四項、第五十四條第二項ただし書を加え、「次條第一項」を「附則第八條第一項」に改め、同條の次に次の三條を加える。

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七條の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、一年以上の被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの(被保険者であつてその者の標準報酬等級が政令で定める等級以上の等級であるものを除く)は、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二條ただし書に該当したときは、この限りでない。

一 附則第八條第二項各号に該当しない男子であつて昭和二十一年四月二日以後に生まれた者

二 附則第八條第二項各号に該当しない女子であつて昭和二十六年四月二日以後に生まれた者

2 前項の請求は、国民年金法附則第九條の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、当該請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二條

本文の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢厚生年金を支給する。

第七條の四 前条第三項の規定により支給する老齢厚生年金の額は、第四十三條の規定にかかわらず、同條の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額とする。

2 前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎とな

3 被保険者である受給権者が六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける被保険者であつた期間(当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く)につき第四十三條の規定の例により計算した額から政令で定める額を減じた額を加算して、年金の額を改定する。

4 被保険者である受給権者が六十五歳に達したときは、第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後六十五歳に達した月の前月までにおける被保険者であつた期間(当該受給権者が六十五歳に達した月前に前項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く)につき第四十三條の規定の例により計算した額を加算して、年金の額を改定する。

5 前二項の規定による年金の額の改定は、当

該受給権者が被保険者の資格を喪失した月又は六十五歳に達した月の翌月から行う。

6 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、

第一項の老齢厚生年金の額について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第七条の四第三項又は第四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」と、「前条」とあるのは、「附則第七条の四第一項から第五項まで」と、「同条」とあるのは、「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは、「附則第七条の四第一項に規定する額（同条第三項又は第四項の規定により加算された額を含む。）」と読み替へるものとする。

7 第一項の政令は、前条第一項の請求を行う者が当該請求を行うときに、当該老齢厚生年金の額に係るその者の六十五歳前の支給額と六十五歳以後の支給額の組合せに關し、少なくとも二以上の型から選択することができ、ように定められるものとする。

第七條の五 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が被保険者である場合において、その者の標準報酬等級が同条第一項に規定する政令で定める等級以上の等級であるときは、その間、その支給を停止する。

2 前条第六項において準用する第四十四条第一項の規定によりその額が加算された附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、その受給権者が六十五歳に達するまでの間は、当該加算された額に相当する部分の支給を停止する。

附則第八條第一項中「未満の者」の下に「（附則第七条の三第一項各号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第二項中「未満の者」の下に「（昭和二十

十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）」を加え、同条第四項中「附則第九条の二第四項」を「附則第九条の二第十五項」に改める。
附則第九條第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。
附則第十條第一項中「百分の五十」を「百分の六十五、百分の五十、百分の三十五」に改める。
附則第十二條の次に次の五條を加える。
（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）
第十二條の二 附則第八條第二項各号に該当しない男子であつて次の表の上欄に掲げる者について同条第一項及び附則第十一條の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十一歳
昭和十五年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十二歳
昭和十七年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十三歳
昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十四歳
昭和二十一年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十五歳
昭和二十三年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十六歳
昭和二十五年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十七歳
昭和二十七年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十八歳
昭和二十九年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十九歳
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十歳
昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十一歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十二歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十三歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十四歳
昭和四十一年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十五歳
昭和四十三年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十六歳
昭和四十五年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十七歳
昭和四十七年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十八歳
昭和四十九年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十九歳
昭和五十一年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十歳
昭和五十三年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十一歳
昭和五十五年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十二歳
昭和五十七年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十三歳
昭和五十九年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十四歳
昭和六十一年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十五歳
昭和六十三年四月二日から昭和六十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十六歳
昭和六十五年四月二日から昭和六十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十七歳
昭和六十七年四月二日から昭和六十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十八歳
昭和六十九年四月二日から昭和七十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十九歳
昭和七十一年四月二日から昭和七十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十歳
昭和七十二年四月二日から昭和七十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十一歳
昭和七十四年四月二日から昭和七十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十二歳
昭和七十六年四月二日から昭和七十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十三歳
昭和七十八年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十四歳
昭和八十年四月二日から昭和八十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十五歳
昭和八十二年四月二日から昭和八十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十六歳
昭和八十四年四月二日から昭和八十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十七歳
昭和八十六年四月二日から昭和八十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十八歳
昭和八十八年四月二日から昭和九十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十九歳
昭和九十年四月二日から昭和九十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳百歳

2 附則第八條第二項各号に該当しない女子であつて次の表の上欄に掲げる者について同条第一項及び附則第十一條の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十一歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十二歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十三歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十四歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十五歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十六歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十七歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十八歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十九歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十一歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十二歳
昭和四十二年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十三歳
昭和四十四年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十四歳
昭和四十六年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十五歳
昭和四十八年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十六歳
昭和五十年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十七歳
昭和五十二年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十八歳
昭和五十四年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十九歳
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十歳
昭和五十八年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十一歳
昭和六十年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十二歳
昭和六十二年四月二日から昭和六十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十三歳
昭和六十四年四月二日から昭和六十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十四歳
昭和六十六年四月二日から昭和六十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十五歳
昭和六十八年四月二日から昭和七十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十六歳
昭和七十年四月二日から昭和七十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十七歳
昭和七十二年四月二日から昭和七十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十八歳
昭和七十四年四月二日から昭和七十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十九歳
昭和七十六年四月二日から昭和七十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十歳
昭和七十八年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十一歳
昭和八十年四月二日から昭和八十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十二歳
昭和八十二年四月二日から昭和八十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十三歳
昭和八十四年四月二日から昭和八十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十四歳
昭和八十六年四月二日から昭和八十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十五歳
昭和八十八年四月二日から昭和九十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十六歳
昭和九十年四月二日から昭和九十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十七歳
昭和九十二年四月二日から昭和九十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十八歳
昭和九十四年四月二日から昭和九十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十九歳
昭和九十六年四月二日から昭和九十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳百歳

昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十二歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十三歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十四歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十五歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十六歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十七歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十八歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳六十九歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十一歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十二歳
昭和四十二年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十三歳
昭和四十四年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十四歳
昭和四十六年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十五歳
昭和四十八年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十六歳
昭和五十年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十七歳
昭和五十二年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十八歳
昭和五十四年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳七十九歳
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十歳
昭和五十八年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十一歳
昭和六十年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十二歳
昭和六十二年四月二日から昭和六十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十三歳
昭和六十四年四月二日から昭和六十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十四歳
昭和六十六年四月二日から昭和六十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十五歳
昭和六十八年四月二日から昭和七十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十六歳
昭和七十年四月二日から昭和七十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十七歳
昭和七十二年四月二日から昭和七十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十八歳
昭和七十四年四月二日から昭和七十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳八十九歳
昭和七十六年四月二日から昭和七十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十歳
昭和七十八年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十一歳
昭和八十年四月二日から昭和八十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十二歳
昭和八十二年四月二日から昭和八十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十三歳
昭和八十四年四月二日から昭和八十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十四歳
昭和八十六年四月二日から昭和八十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十五歳
昭和八十八年四月二日から昭和九十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十六歳
昭和九十年四月二日から昭和九十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十七歳
昭和九十二年四月二日から昭和九十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十八歳
昭和九十四年四月二日から昭和九十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳九十九歳
昭和九十六年四月二日から昭和九十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳百歳

第十二條の三 次の表の上欄に掲げる者について附則第八條第二項の規定を適用する場合においては、同表各号中「五十五歳」とあるのは、同表の下欄のように読み替へるものとする。

昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十五歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十六歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十七歳
昭和四十二年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	六十八歳
昭和四十四年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	六十九歳
昭和四十六年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者	七十歳
昭和四十八年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	七十一歳
昭和五十年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	七十二歳
昭和五十二年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	七十三歳
昭和五十四年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	七十四歳
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	七十五歳
昭和五十八年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	七十六歳
昭和六十年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	七十七歳
昭和六十二年四月二日から昭和六十四年四月一日までの間に生まれた者	七十八歳
昭和六十四年四月二日から昭和六十六年四月一日までの間に生まれた者	七十九歳
昭和六十六年四月二日から昭和六十八年四月一日までの間に生まれた者	八十歳
昭和六十八年四月二日から昭和七十年四月一日までの間に生まれた者	八十一歳
昭和七十年四月二日から昭和七十二年四月一日までの間に生まれた者	八十二歳
昭和七十二年四月二日から昭和七十四年四月一日までの間に生まれた者	八十三歳
昭和七十四年四月二日から昭和七十六年四月一日までの間に生まれた者	八十四歳
昭和七十六年四月二日から昭和七十八年四月一日までの間に生まれた者	八十五歳
昭和七十八年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	八十六歳
昭和八十年四月二日から昭和八十二年四月一日までの間に生まれた者	八十七歳
昭和八十二年四月二日から昭和八十四年四月一日までの間に生まれた者	八十八歳
昭和八十四年四月二日から昭和八十六年四月一日までの間に生まれた者	八十九歳
昭和八十六年四月二日から昭和八十八年四月一日までの間に生まれた者	九十歳
昭和八十八年四月二日から昭和九十年四月一日までの間に生まれた者	九十一歳
昭和九十年四月二日から昭和九十二年四月一日までの間に生まれた者	九十二歳
昭和九十二年四月二日から昭和九十四年四月一日までの間に生まれた者	九十三歳
昭和九十四年四月二日から昭和九十六年四月一日までの間に生まれた者	九十四歳
昭和九十六年四月二日から昭和九十八年四月一日までの間に生まれた者	九十五歳
昭和九十八年四月二日から昭和九十年四月一日までの間に生まれた者	九十六歳
昭和九十年四月二日から昭和九十二年四月一日までの間に生まれた者	九十七歳
昭和九十二年四月二日から昭和九十四年四月一日までの間に生まれた者	九十八歳
昭和九十四年四月二日から昭和九十六年四月一日までの間に生まれた者	九十九歳
昭和九十六年四月二日から昭和九十八年四月一日までの間に生まれた者	百歳

（老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）
第十二條の四 当分の間、附則第十二條の二第一項又は第二項に規定する者であつて、一年以上の被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上であるもの（被保険者であつてその者の標準報酬等級が附則第七条の三第一項の政令で定める等級以上の等級であるものを除く。）は、それぞれ附則第十二條の二第一項及び第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に達する前に、社会保険

庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることが出来る。ただし、その者がその請求があつた日の前日において、第四十二條ただし書に該当したときは、この限りでない。
2 附則第七条の三第二項の規定は、前項の請求について準用する。
3 第一項の請求があつたときは、第四十二條本文の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢厚生年金を支給する。
第十二條の五 前条第三項の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
一 第四十三條の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額
二 附則第九條第一項の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額
2 前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎とならない。
3 被保険者である受給権者が特例支給開始年齢に達する前にその資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金（以下この項において「被加算老齢厚生年金」という。）の額に、次の各号に掲げる額を合算した額を加算して、年金の額を改定する。
一 当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける被保険者であつた期間（当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。次号において「加算対象期間」という。）につき第四十三條の規定の例によ

百六十一、三第三項に規定する額に相当する額」と読み替へるに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

附則第七條の三第三項又は第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する年金給付については、第百六十一條の三第三項中「第百三十二條第二項」とあるのは、「附則第十三條第四項の規定により読み替へて適用する第百三十二條第二項」とする。

附則第十四條第一項中「並びに附則第八條第一項及び第二項、次条、附則第二十八條の三第一項並びに附則第二十八條の四第一項」を「の規定並びに附則第七條の三第一項、第八條第一項及び第二項並びに第十二條の四第一項の規定、次条の規定並びに附則第二十八條の三第一項及び第二十八條の四第一項」に改める。

附則第十六條の二第一項中「及び第四十七條の三」を「第四十七條の三、第五十二條第四項、第五十二條の二第二項及び第五十四條第二項ただし書」に改め、「当分の間」の下に「附則第七條の三第三項若しくは第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は」を加え、「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改め、同条第二項中「第五十二條第五項」を「第五十二條第七項」に、「又は」を「附則第七條の三第三項若しくは第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は」に改める。

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「第四十四條第一項」を「同法第四十四條第一項、同法附則第七條の四第一項及び同法附則第十二條の五第一項第一号」に、「第五十條（第五十條の二第一項）」を「同法第五十條（同法第五十條の二第一項）」に、

「第六十條」を「同法第六十條」に改め、「附則第九條第一項第二号」の下に「（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附則第十五條第二項中「第四十四條第一項」の下に「同法附則第七條の四第一項及び同法附則第十二條の五第一項第一号」を、「附則第九條第一項」の下に「（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。）」を加える。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる期間又は昭和六十年十月から平成元年三月までの期間であつて同表の上欄に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十一年三月以前の期間にあつては、船員保険の被保険者であつた期間を含む。）を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第七十三條第二項、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十條第一項及び昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三條第二項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、厚生年金保険法第四十三條中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額（その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第五條第一項に規定する政令で

定める期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、当該期間における標準報酬等平均額（厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）の標準報酬月額及び国民年金法第五條第六項に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額（組合員ごとの同法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律に規定する標準報酬月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額）、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（法律第九十二号附則第五條第一項に規定する政令で定める期間のうちの最後の期間における厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額及び国民年金法第五條第六項に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額（組合員ごとの同法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律に規定する標準報酬月額、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とし、その月が法律第九十二号附則第五條第一項の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、同表の下欄に掲げる率に同項に規定する政令で定める期間のうちの最初の期間に係る同項に規定する政令で定める率を乗

じて得た率に相当する率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とする。）とする。

昭和三十三年三月以前	一・四八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一・二三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・〇八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	六・四六
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	五・六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・一九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	四・四七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	三・四一
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	二・九六
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・一七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	一・八五
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・五三

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・四一
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・三三
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・二〇
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・一四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・〇六

2 次の表の上欄に掲げる期間又は前項に規定する政令で定める期間（昭和六十一年三月以前に期限を有する者に対する同項の規定の適用については、同項中「上欄に掲げる期間又は」とあるのは「上欄に掲げる期間若しくは」と、「期間を含む」とあるのは「期間を含む」又は次項の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であった期間」と、「附則第五條第一項の表の上欄に掲げる期間」とあるのは「附則第五條第一項（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項）の表の上欄に掲げる期間」と、「同表の下欄」とあるのは「同条第一項の表（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項の表）の下欄」と、「掲げる率に同項に規定する政令」とあるのは「掲げる率に同条第一項に規定する政令」と読み替へるものとする。

昭和三十三年三月以前	一一・三三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一〇・八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一〇・五一

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・三七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	六・六四
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	六・〇二
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	五・六九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	四・七三
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	四・一六
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	三・三一
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	二・九九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・〇五
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	一・七五
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・四五
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・三七
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・三二
昭和五十年十月から昭和五十年十一月まで	一・三二
昭和五十年十二月から昭和五十年十二月まで	一・一四
昭和五十年三月から昭和五十年三月まで	一・二二

昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで 一・〇五

附則第五條第三項中「昭和五十五年六月一日」を「平成元年十月一日」に改め、「四万五千円」の下に「第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる率に算することとされる率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に」を加え、「四万五千円」とを「当該政令で定める額」とに改め、同条第五項中「附則第九條第四項を、附則第七條の四第六項、同法附則第九條第四項及び同法附則第十二條の五第七項」に改め、同項後段を削る。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第一項中「第四十四條第一項」を「同法第四十四條第一項、同法附則第七條の四第一項及び同法附則第十二條の五第一項第一号」に、「第五十條（第五十條の二）第二項」を「同法第五十條（同法第五十條の二）第二項」に、「第六十條」を「同法第六十條」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三條中「附則第九條第四項」を「附則第七條の四第六項、同法附則第九條第四項及び同法附則第十二條の五第七項並びに昭和六十年改正法附則第六十二條の二第二項」に、「同法第五十條の二」を「厚生年金保険法第五十條の二」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第二項の表中「三十三万円」を「三十三万二千四百円」に改める。

第八條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條の見出しを「（二十歳未満の自営業者等の取扱）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第五條第九号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第十号から第十四号までの規定中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十七号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第十八号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十九号中「第八号の五」から「第五号まで」を「国民年金法第五條第一項第二号から第五号まで」に改める。

附則第八條第一項から第四項までの規定中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第八項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、昭和六十六年四月一日を「平成三年四月一日」に改め、同条第九項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十條の三第二項」を「同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項」に、「同法第三十七條ただし書」を「第三十七條ただし書」に改め、同条第十三項中「昭和六十六年四月三十日」を「平成三年四月三十日」に改める。

附則第八條の二中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「若しくは第十八條第一項」を「第十八條第一項若しくは第三十二條第六項」に改める。

附則第十一條第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新被用者年金各法」を「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律」に改め、同条第五項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十二條第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九條の二第二項」を「同法

附則第九條の二第二項」に改める。

附則第十三条中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九條の二第三項」を「同法附則第九條の二第四項」に、「及び附則第九條の二第三項」を「同法附則第九條の二第六項及び第七項並びに同法附則第九條の二第二項に改め、（含む）」の下に「並びに同法附則第九條の二第六項及び第七項」を加える。

附則第十四条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改め、同条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十五条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十七条第一項中「及び新国民年金法」を「及び国民年金法」に改め、同項第一号中「老齢福祉年金の額」の下に「（同条第三項において準用する国民年金法第十六條の二の規定により改定された額を含む）」を加え、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九條の二第三項」を「附則第九條の二第四項」に改める。

附則第十八条第二項及び第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十九条第一項中「新国民年金法附則第九條の二第二項の規定により支給するものを除く」を「その受給権者が六十五歳に達しているものに限り」に改める。

附則第二十条第一項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十條の三第二項」を「同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項」に改め、同条第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第二十一条中「前条」を「初診日が平成三年五月一日前における傷病による障害について、又は同日前に死亡した者について前条」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十條の三第二項」を「同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項」に、「の適用については、当分の間」を適用する場合においては「に改める。

附則第二十八条第五項及び第六項並びに附則第三十一条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第三十二条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同項の表を次のように改める。

旧国民年金法第三十 八条及び第四十三 条	旧国民年金法第二十 七条第一項	合算した額	
		千六百八十円に保険料納付済期 間	千六百八十三円（国民年金法等の 一部を改正する法律（昭和六十 二年法律第三十四号）附則第三 十二條第一項の規定によりなお従 前の例によるものとされる同法第 六條の規定による改正前の厚生 年金保険法等の一部を改正する 法律（昭和六十三年法律第九十二 号）附則第十二條第二項の規定 による改正前の同法第九十二條 の場合に三千二百円に納付済期 間）に保険料納付済期間
五十万六千六百円	六十万六千六百円	千六百八十円に保険料免除期間	二千三百三十三円に保険料免除期間

旧国民年金法第三十 九條第一項及び第四 十四條第一項	旧国民年金法第三十 九條の二第一項	旧国民年金法第五十 条	旧国民年金法第七十 七條第一項ただし書 及び第七十九條の 二第四項	旧国民年金法第七十 七條第一項第一号	附則第九條の二規定 による改正前の国民 年金法の一部を改正 する法律（昭和六十 四年法律第八十六 号）以下改正前の 法律第八十六號と いう附則第十六條 第一項	第六條の規定による 改正前の厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（昭和六十 二年法律第九十二 号）以下改正前の 法律第九十二號と いう附則第二十條 第二項
二万四千円	六万円	十八万円	二分の一	三十一万八千円	二百七万二千二百円	二百七万二千二百円
六万四千円	十九万二千円	十九万二千円	四分の三	三十四万八千円	三百四十四万四千四百円	三百四十四万四千四百円
				八百二十六円		

附則第三十二条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、「障害福祉年金及び老齢福祉年金を除く」を削り、同条第四項中「のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給されるものに限る。）及び通算老齢年金」を「（老齢福祉年金を除く。）に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、「（障害福祉年金を除く）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

年金（当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く。）を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び同法第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものである。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつた

ものを含む。厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、国民年金法第三十四條第一項及び第四項並びに第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項各号のいずれかに該当する者であつたものとみなす。

附則第三十二條第七項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第八項中「新国民年金法附則第九條の二第六項」を「国民年金法附則第九條の二第十項」に改める。

附則第三十二條の二を削る。

附則第三十三條第二項第一号中「第五條本文に規定する額（を）」を「第五條第一項に規定する額（同法第五條の二の規定により手当の額が改定されているときは、その額とし、）に、」を「額とする。」に改め、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第三十四條第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第四項第一号中「国民年金基金」を「国民年金基金又は国民年金基金連合会」に改め、「二百円」の下に「（国民年金法第二十八條又は附則第九條の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に基金が支給する年金については、政令で定める額）を加え、」加入員期間を、加入員期間（同法第三百三十條第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ。）又は当該国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つてゐる年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間に改め、同項第二号中「死亡」を支給事由とするを削り、「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加える。

附則第三十六條第三項の表の上欄中「昭和六十四年三月」を「平成元年三月」に、「昭和六十

四年四月」を「平成元年四月」に、「昭和六十五年三月」を「平成二年三月」に改め、同表の下欄中「昭和六十四年」を「平成元年」に改め、同表の昭和六十五年四月以後の月分の項及び同条第四項を削る。

附則第三十七條中「昭和六十四年三月」を「平成元年三月」に改める。

附則第四十一條中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改める。

附則第四十七條第四項中「昭和六十六年四月一日」を「平成三年四月一日」に改める。

附則第四十八條第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第八條第一項及び第二項、第十五條、第二十八條の三並びに第二十八條の四」を「附則第七條の三第一項、同法附則第八條第一項及び第二項、同法附則第十二條の四第一項、同法附則第十五條、同法附則第二十八條の三並びに同法附則第二十八條の四」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「第四十七條の三第二項の下に、第五十二條第五項、第五十四條第三項」を加え、「及び同法」を「及び」に改め、同条第七項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第四十八條の二を次のように改める。
（共済組合の組合員であつた期間の確認の特例）

第四十八條の二 厚生年金保険法附則第七條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「規定する組合員であつた期間」とあるのは、「規定する組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八條第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十四年四月一日前の期間に係るもの（以下この項において「組合員であつた期間等」とい

う。）」と、「又は附則第十五條」とあるのは「若しくは附則第十五條又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八條第五項若しくは第八十七條第六項」と、「当該組合員であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」とする。

附則第五十二條中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「第四十三條（の下に）」を「附則第六十二條の二第二項並びに」を加え、「及び第六十條第一項」を「及び同法第六十條第一項並びに同法附則第七條の四第三項及び第四項並びに同法附則第十二條の五第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項」に改め、「第四十四條の三第四項」の下に「並びに同法附則第七條の四第一項及び同法附則第十二條の五第一項第一号」を、「附則第九條第一項第二号」の下に「（同法附則第十二條の五第一項第二号において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第五十三條中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十六條第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新被用者年金各法（新厚生年金保険法を除く。以下この条において同じ。）及び「新被用者年金各法」を「同法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律」に改め、同条第六項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十七條中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第八條第一項及び第二項」を「同法附則第七條の三第一項、第八條第一項及び第二項、第十二條の四第一項」に改める。

附則第五十八條中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第三十四項並びに同法附則第七條の四第一項及び同法附則第十二條の五第一項第一号において適用する場合並びに附則第六十二條の二第一項においてその例による場合」に改め、「限る。」の下に「並びに同法附則第七條の四第三項及び第四項並びに同法附則第十二條の五第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項においてその例による場合」を加え、「及び同法附則第九條第一項」を「並びに同法附則第九條第一項第二号（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二條の五第三項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、

「この項」の下に「及び第四項並びに附則第六十二條の二第二項」を加え、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号」を「第四項並びに附則第六十二條の二第二項並びに厚生年金保険法附則第九條第一項第一号（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二條の五第三項第二号」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、

「この項」の下に「及び第四項並びに附則第六十二條の二第二項」を加え、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号」を「第四項並びに附則第六十二條の二第二項並びに厚生年金保険法附則第九條第一項第一号（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二條の五第三項第二号」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項を同条第六項とし、

「この項」の下に「及び第四項並びに附則第六十二條の二第二項」を加え、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号」を「第四項並びに附則第六十二條の二第二項並びに厚生年金保険法附則第九條第一項第一号（同法附則第十二條の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二條の五第三項第二号」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項を同条第六項とし、

あるのは「喪失した月」と読み替えるものとす
る。

3 厚生年金保険法附則第七條の第三項の規
定による老齢厚生年金は、その受給権者が六
十五歳以上の国民年金の被保険者である間
は、その支給を停止する。

4 厚生年金保険法附則第十二條の第四第三項の
規定による老齢厚生年金は、その受給権者が
六十五歳以上の国民年金の被保険者である間
は、附則第五十九條第三項の規定により読み
替えて適用する同法附則第十二條の第五第一
第一号に掲げる額（同条第三項の規定による
加算額（同項第一号に規定する額に限る。）、
同条第四項において準用する同条第三項若し
くは第五項の規定による加算額（同法第四十
三條の規定により計算される額に限る。）又は
附則第五十九條第五項において準用する同条
第四項の規定による加算額を含む。）に相当す
る部分の支給を停止する。

附則第六十三條第一項中「新厚生年金保険法」
を「厚生年金保険法」に、「並びに同法第五十八
條第一項第四号」を「及び第五十八條第一項第
四号の規定並びに同法」に改める。

附則第六十四條第一項中「昭和七十一年四月
一日」を「平成八年四月一日」に、「新厚生年金保
險法」を「厚生年金保険法」に、「第四十七條の三
第二項及び」を「同法第四十七條の三第二項、同
法第五十二條第五項、同法第五十四條第三項及
び同法」に改め、同条第二項中「昭和七十一年
四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第六十五條中「前条、新厚生年金保険法」
を「初診日が平成三年五月一日前にある傷病に
よる障害について、又は同日前に死亡した者に
ついて前条、厚生年金保険法」に、「第四十七條
の三第二項及び」を「同法第四十七條の三第二
項、同法第五十二條第五項、同法第五十四條第
三項及び同法」に、「同法第五十八條第一項た
だし書」を「第五十八條第一項ただし書」に、「の適
用については、当分の間」を適用する場合に

おいては、「及び第五十八條第一項ただし書」
を「及び同法第五十八條第一項ただし書」に改め
る。

附則第六十九條第一項中「新厚生年金保険法」
を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十二條第二項中「昭和七十一年四月
一日」を「平成八年四月一日」に、「新厚生年金保
險法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第三項
中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、
「障害等級」を「障害等級」に改め、「六十
歳」とあるのは「五十五歳」とを削り、同条第
四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」
に改める。

附則第七十三條第一項中「新厚生年金保険法」
を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号中「新
国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第
二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」
に改める。

附則第七十四條第一項中「新厚生年金保険法」
を「厚生年金保険法」に、「新国民年金法」を「国
民年金法」に改め、同条第二項中「新国民年金
法」を「国民年金法」に改める。

附則第七十五條中「みなす」の下に「ものとし、
次の表の上欄に掲げる者については、この条の
規定によりなおその効力を有するものとされた
旧厚生年金保険法第六十九條中「六十歳」とある
のは、同表の下欄のように読み替える」を加
え、同条に次の表を加える。

昭和十三 年四月二 日から昭 和十五年 四月一日 までの間 に生じた 者	六十一歳
昭和十五 年四月二 日から昭 和十六年 四月一日 までの間 に生じた 者	六十二歳

附則第七十七條（見出しを含む。）中「新厚生年
金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十八條第二項の表を次のように改め
る。

旧厚生年金保険法第 三十四條第一項第一 号	二千五十円	二千六百三円
旧厚生年金保険法第 三十四條第五項	十八万円	十九万二千元
旧厚生年金保険法第 三十四條第五項	二万四千元	六万四千元
旧厚生年金保険法第 三十四條第五項	六万円	十九万二千元
旧厚生年金保険法第 四十六條第一項	第一級から第六級までの等級で ある期間、第七級から第十一級 までの等級である期間又は第十 二級から第十四級までの等級で ある期間があるときは、それぞ れ、その期間については、	国民年金法等の一部を改正する法 律（昭和六十一年法律第三十四号） 以下「昭和六十一年改正法」とい う。第三條の規定による改正後の 附則第八條第一項第三号に規定す る政令で定める等級以下の等級で ある期間があるときは、その期間 の高低に応じて政令で定めるところ により、それぞれ
旧厚生年金保険法第 四十六條第二項	百分の五十	百分の三十五、百分の五十、百分 の六十五
旧厚生年金保険法第 四十六條の七第一項	第一級から第十四級まで	昭和六十一年改正法第三條の規定に よる改正後の附則第八條第一項第 三号に規定する政令で定める等級 以下
旧厚生年金保険法第 四十六條の七第二項	第一級から第十四級までの等級で ある期間、第七級から第十一級 までの等級である期間又は第十 二級から第十四級までの等級で ある期間があるときは、それぞ れ、その期間については、	昭和六十一年改正法第三條の規定に よる改正後の附則第八條第一項第 三号に規定する政令で定める等級 以下の等級である期間があるとき は、その期間の高低に応じて政令で 定めるところにより、それぞれ
旧厚生年金保険法第 五十二條第一項第三 号及び同法第六十條 第三号	五十万六千六百円	昭和六十一年改正法第三條の規定に よる改正後の附則第八條第一項第 三号に規定する政令で定める等級 以下
旧厚生年金保険法第 五十二條第二項	十二万円	十二万八千元
旧厚生年金保険法第 五十二條第二項	二十一万円	二十二万四千元
旧厚生年金保険法第 五十二條第二項	九万八千四百円	政令で定める額（その額が十万七 千八百円に満たないときは、十万 七千八百円）

旧交渉法第十九条の三第一項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十五条の二	五十万六千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第九十二号附則第三条第二項	五十万六千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	十九万二千元
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	二万四千元	六万四千元
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	六万円	十九万二千元

附則第七十八條第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び同法第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む）であつた者は、厚生年金保険法第五十二條第一項及び第四項並びに第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該

初診日において被保険者であつたものとみなす。

附則第七十九條中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十條第一項の表中「昭和六十四年九月」を「平成元年九月」に改め、昭和六十四年十月以後の月分の項を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第八十二條第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号及び第二号中「乗じて得た額」の下に「（厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第三号中「期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」を「期間（以下この号において「当該特例期間」という。）以外の加入員たる被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間（以下この号において「加算対象期間」という。）を除く。以下この号において同

じ。）に、「額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間を、額に当該特例期間」に改め、「乗じて得た額」の下に「から政令で定める額を減じた額（加算対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」を加え、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十四條第三項中「若しくは新厚生年金保険法」を「若しくは厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「規定する額」及び「合算した額」の下に「（同法附則第七條の三第三項又は第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

額を減じた額」を加え、同項第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「計算した額」の下に「（同法附則第七條の三第三項又は第十二條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第三号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十六條第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、並びに同法第五十八條第一項第四号、を「及び第五十八條第一項第四号の規定並びに同法」に改める。

附則第八十七條第三項の表を次のように改める。

旧船員保険法第三十五條第一号	四十九万二千元	六十二万四千七百二十円
旧船員保険法第三十五條第一号	三万二千八百円	四万六千四百四十八円
旧船員保険法第三十六條第一項	三十六万九千元	四十六万八千五百四十円
旧船員保険法第三十六條第一項	十八万円	十九万二千元
旧船員保険法第三十六條第一項	六万円	十九万二千元
旧船員保険法第三十六條第一項	十二万円	三十八万四千円
旧船員保険法第三十六條第一項	二万四千元	六万四千円
旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第一項	第一級乃至第六級ノ等級タル期間、第七級乃至第十一級ノ等級タル期間又はハ第十一級乃至第十四級ノ等級タル期間	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下ノ等級タル期間
旧船員保険法第三十八條第二項	夫々	当該標準報酬ノ等級ニ応ジテ政令ヲ以テ定ムル所ニ依リ
旧船員保険法第三十八條第二項	百分ノ五十	百分ノ三十五、百分ノ五十、百分ノ六十五
旧船員保険法第三十八條第二項	第一級乃至第十四級ノ等級	前項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級
旧船員保険法第三十九條ノ五第二項	第一級乃至第十四級ノ等級	第三十八條第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級

旧船員保険法第四十一条第一項第一号	二十四万六千円	三十一万二千三百六十円
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十條ノ二第三項	五十万六千六百円	六十六万六千円
旧船員保険法第四十一条ノ二第一項	十八万円	十九万二千円
	六万円	十九万二千円
	十二万円	三十八万四千円
	二万四千円	六万四千円
旧船員保険法第五十條ノ二第一項第二号	六万五千五百円	七万八千九十円
旧船員保険法第五十條ノ二第一項第三号	十二万三千円	十五万六千八百八十円
旧船員保険法第五十條ノ三ノ二	十二万円	十二万八千円
	二十一万円	二十二万四千円
旧船員保険法別表第三ノ二	六〇、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円
	二〇、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円
	一四四、〇〇〇円	四四八、〇〇〇円
	二四、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
旧交渉法第十六條第一項及び第十九條の三第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第三條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十六條	五十万六千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第五十號附則第十六條第四項第一号	二千五百円	二千六百三三円
改正前の法律第五十號附則第十六條第四項第一号	二千五百円	二千六百三三円
附則第九十條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十條	九万八千四百円	百九万三千二百六十円
改正前の法律第九十一號附則第八條第四項	五十万六千六百円	六十六万六千円

附則第八十七條第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五項中「のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び同法第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものである）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者を除く）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む）であつた者は、厚生年金保険法第五十二條第一項及び第四項並びに第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であつたものとみなす。

附則第九十四條第四項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十條の三第二項」を「同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項」に改める。

附則第九十七條第二項中「新法」を「児童扶養手当法第五條の二並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第九條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「五月、八月及十一月ノ四期」を「四月、六月、八月、十月及十二月ノ六期」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「三万四千円」を「三万四千二百円」に、「三万九千円」を「三万九千二百円」に改める。

第十一條 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

（手当額）

第五條 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万五千百円とする。

2 その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ二千円（そのうち一人については、五千円）を加算した額とする。第五條の次に次の一条を加える。

（手当額の自動改定）

第五條の二 前条第一項に規定する手当の額については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和六十三年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

第八條の見出し中「改定」を「改定時期」に改め、同条第一項及び第三項中「行なう」を「行う」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一

定める日

2 第七條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二條第二項の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定並びに第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十八條（第八條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六條の三の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（国民年金の年金たる給付に関する経過措置）

第二條 平成元年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四號。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第三條 平成二年三月三十一日において、第一條の規定による改正前の国民年金法（以下「改正前の国民年金法」という。）第七條第一項第一号イに該当した者（同日において同項第二号又は第三号に該当した者及び改正前の国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者であつた者を除く。）が、同年四月一日において第一條の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第七條第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四條第一項に規定する政令で定めるときを除く。）は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、改正後の国民年金法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 平成二年三月三十一日において、改正前の国民年金法第七條第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であつて改正

前の国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者であつたものは、同年四月一日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において改正後の国民年金法第七條第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、改正後の国民年金法第八條に該当しない場合においても、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

（国民年金の被保険者期間の特例）

第四條 改正前の国民年金法第七條第一項第一号イに該当した期間（同項第二号又は第三号に該当した期間及び改正前の国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者であつた期間並びに二十歳未満であつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く。）を有する者に係る当該期間を、改正後の国民年金法第十條第一項の規定を適用する場合にあつては、国民年金の被保険者期間に、改正後の国民年金法附則第九條第一項の規定を適用する場合にあつては、合算対象期間に、それぞれ算入する。

2 前項の規定により国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入される期間の計算については、改正後の国民年金法第十一條の規定の例による。

3 改正前の国民年金法第七條第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であつて、改正前の国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者であつたものの当該被保険者期間は、改正後の国民年金法の適用については、改正後の国民年金法附則第五條第一項に規定する被保険者としての被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、改正前の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間であつた期間は改正後の国民年金法第五條第二項の規定による保険料納付済期間と、改正前の国民年金法第八十七條の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間は改正後の国民年金法第八十七條の二の規定によ

る保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

（国民年金の保険料に関する経過措置）

第五條 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、改正後の国民年金法第八十七條第四項中「八千四百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間において改正後の国民年金法第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十三年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数との割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に就き替へるものとする。

平成三年四月から平成四年三月までの月分	八千八百円	平成三年
平成四年四月から平成五年三月までの月分	九千二百円	平成四年
平成五年四月から平成六年三月までの月分	九千六百円	平成五年
平成六年四月から平成七年三月までの月分	一万円	平成六年

2 国民年金法第八十七條第四項に定める保険料の額は、平成七年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六條 附則第一條第一項第四号に掲げる規定の施行の際現に国民年金基金連合会という名称を使用している者については、改正後の国民年金法第百三十七條の四第二項の規定は、同号に掲

げる規定の施行後六月間は、適用しない。

（厚生年金保険の年金たる保険給付の額に関する経過措置）

第七條 平成元年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第八條 平成元年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（昭和六十年改正法附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第十五條第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三條第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者（第三項において「第四種被保険者」という。）を除く。）のうち、平成元年七月一日から同年九月三十日まで

の間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二條の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が八万円未満である第四種被保険者の平成元年十月から平成二年九月までの標準報酬額は、昭和六十年改正法附則第五十條

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(次条において「旧厚生年金保険法」という。)第二十六條の規定にかかわらず、八万円とする。

(夫、父母等の遺族厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴う経過措置)

第九條 次の表の上欄に掲げる者については、改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項第一号及び第八條の規定による改正後の昭和六十年改正法(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第七十二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第六十三條第三項中「六十歳」とあるのは同表の中欄のように、改正後の厚生年金保険法第六十五條の二中「六十五歳」とあるのは同表の下欄のように、それぞれ読み替えるものとする。

昭和十三年四月一日以前に生まれた者	五十五歳	六十歳
昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳	六十一歳
昭和十五年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳	六十二歳
昭和十七年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳	六十三歳
昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳	六十四歳

(厚生年金保険の第二種被保険者及び第三種被保険者等に係る保険料に関する経過措置)

第十條 改正後の昭和六十年改正法附則第五條第十一号に規定する第二種被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十

一條第五項中「千分の百四十六」とあるのは、同表の下欄のように読み替えるものとする。

平成元年十月から平成二年九月までの月分	千分の百四十一
平成二年十月から平成三年九月までの月分	千分の百四十二・五
平成三年十月から平成四年九月までの月分	千分の百四十四
平成四年十月から平成五年九月までの月分	千分の百四十五・五

2 改正後の昭和六十年改正法附則第五條第十二号に規定する第三種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者の厚生年金保険法による保険料率は、改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項の規定にかかわらず、千分の百四十四とする。

(厚生年金基金の加入員に係る保険料率の特例)

第十一條 附則第一條第一項第五号に定める日までの間における厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項中「千分の二十七」とあるのは、当該被保険者のうち改正後の昭和六十年改正法附則第五條第十一号に規定する第二種被保険者以外の者であるものについては「千分の三十二」と、当該被保険者のうち同号に規定する第二種被保険者であるものについては「千分の三十一」とする。

(第七條の規定の施行に伴う経過措置)

第十二條 平成元年三月以前の月分の昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「旧国民年金法」という。)による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第十三條 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)、厚生年金保険法による年金たる

保険給付、第八條の規定による改正前の昭和六十年改正法(以下「改正前の昭和六十年改正法」という。)附則第三十二條第三項に規定する年金たる給付並びに改正前の昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、改正前の国民年金法第十六條の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなし、第二條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四條の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十四條の二の規定の適用については、改正前の国民年金法第十六條の二の規定により改正前の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)の額を改定する措置とみなす。

(第十條の規定の施行に伴う経過措置)

第十四條 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(第十一條の規定の施行に伴う経過措置)

第十五條 平成元年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(第十二條の規定の施行に伴う経過措置)

第十六條 平成元年三月以前の月分の特別児童扶

養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「特別児童扶養手当等」という。)の額については、なお従前の例による。

(第十三條の規定の施行に伴う経過措置)

第十七條 平成元年九月以前の月分の特別児童扶養手当等の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十九條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「附則第九條の二第四項」を「附則第九條の二第十五項」に改める。

附則第十四條第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の四第四項中「附則第九條の二第四項」を「附則第九條の二第十五項」に改める。

附則第十二條の十第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一條第二項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第十五項」に改める。

附則第二十七條第一項中「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二第三項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第百七十六條第一項第二号中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項（連合会の業務）」を加える。

第二百二十七條中「規定する契約」の下に「及び国民年金基金連合会の締結した同法第百三十七條の十五第四項（連合会の業務）」に規定する契約を加える。

別表第一第一号の表中

国民年金基金	国民
国民年金基金連合会	国民

年金法

に改める。

（法人税法の一部改正）

第二十三條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項（連合会の業務）」を加え、同条第二項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項（連合会の業務）」を加える。

第八十四條第二項第五号及び第六号を次のように改める。

五 厚生年金基金契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二條第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除し

た金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

六 厚生年金基金契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二條第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四條第三項中「第百三十三條第四項（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）又は第百五十九條第五項（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）」の規定により締結された信託又は生命保険の契約を「第百三十三條の二第一項から第四項まで（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）」若しくは第百五十九條の二第一項から第四項まで（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）」の規定により締結された信託若しくは生命保険の契約又は同法第百三十三條の二第四項若しくは第百五十九條の二第四項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約に改める。

別表第二第一号の表中

国民年金基金

国民年金法

を

国民年金基金	国民
国民年金基金連合会	国民

年金法

に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十四條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）」又は第百五十九條（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）を「（基金の業務）及び第百三十三條の二第一項（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）又は第百五十九條（連合会の業務）及び第百五十九條の二第一項（年金給付等積立金の管理及び運用に関する

九の二 国民年金基金及び国民年金基金連合会

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二 国民年金法第百二十八條第二項又は第百三十七條の十五第三項（福祉施設）の施設に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

（消費税法の一部改正）

第二十六條 消費税法（昭和六十二年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項（連合会の業務）」を加える。

別表第三第一号の表中

国民年金基金

国民年金法

を

国民年金基金	国民
国民年金基金連合会	国民

に改める。

る契約の締結」に改める。

別表第三老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十四條第一項各号に掲げる業務（基金の業務）及び国民健康保険法第八十一條の十第一項各号に掲げる業務（基金の業務）に関する文書の項の次に次のように加える。

国民年金法（昭和四十四年法律第百四十一号）第百二十八條第一項（基金の業務）又は第百三十七條の十五第一項（連合会の業務）に掲げる給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）の業務に関する文書

（登録免許税法の一部改正）

第二十五條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）

第二十七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項及び第七十二條の三第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項」を加える。

第七十二條の五第一項第四号中「国民年金基金」の下に「及び国民年金基金連合会を加える。

第二百九十四條の三第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会を、（業務）」の下に「若しくは第百三十七條の十五第四項」を加える。

第三百四十八條第四項中「厚生年金基金連合

会」の下に「国民年金基金及び国民年金基金連合会」を加える。

第五百八十六条第二項中第五号の六を第五号の七とし、第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 国民年金基金又は国民年金基金連合会が国民年金法第二百二十八条第二項又は第三百三十七条の十五第三項に規定する国民年金基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するための施設で政令で定めるものの用に供する土地

附則第九條第二項中「第三百三十四條第四項若しくは第三百三十九條第五項を、第三百三十四條の二第一項若しくは第三百三十九條の二第一項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第九十四号中「及び国民年金基金」を「国民年金基金及び国民年金基金連合会」に改める。

第六條第七十五号中「国民年金基金」の下に「及び国民年金基金連合会」を加える。

理由

人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国民の老後保障等を充実させ、あわせて国民年金制度及び厚生年金保険制度に係る国民負担を長期的見地から適正なものにし、これらの制度の安定を図るため、国民年金及び厚生年金保険に係る各給付の給付額及び保険料を引き上げ、並びに老齢厚生年金の支給開始年齢を長期にわたりかつ段階的に引き上げ、これに伴い老齢厚生年金の繰上げ支給制度を創設するとともに、これらの年金に係る給付の額の自動改定措置の改善、地域型国民年金基金及び国民年金基金連合会の創設、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずるほか、最近における社会経済情勢にかんがみ、国民年金及び厚生年金保険について平成元年

度において特例として年金額を改定する措置並びに老齢福祉年金及び児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げる措置並びにこれらの額の自動改定を行う措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、当面講ずべき措置として、厚生年金保険の管掌者たる政府及び共済組合が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に關して各制度の共通性等に配慮して算定される金額について被用者年金保険者間において調整するための特別の措置を講じ、もつて被用者年金制度全体の安定と整合性ある発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金改正法」という。)第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百一十五号)をいう。

二 旧交渉法 昭和六十年国民年金改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百一十七号)をいう。

三 共済各法 次に掲げる法律をいう。
イ 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
ロ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年

法律第百五十二号)

ハ 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)

ニ 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

四 共済組合 法律によって組織された共済組合をいう。

五 年金保険者たる共済組合 国家公務員等共済組合連合会及び国家公務員等共済組合法第百一十一條の三第一項に規定する適用法人の組合、地方公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合をいう。

六 被用者年金保険者 厚生年金保険の管掌者たる政府又は年金保険者たる共済組合をいう。

(管掌)

第三条 制度間調整事業(被用者年金保険者が第七條、第八條及び第十條に定めるところにより負担し、又は納付する調整拠出金をもつて、次條、第五條及び第九條に定めるところにより調整交付金を負担し、又は交付する事業をいう。以下同じ)は、政府が管掌する。

第四条 政府は、政令で定めるところにより、次に掲げる金額を調整交付金として負担する。

一 その受給権者が六十歳以上である老齢厚生年金等(厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特別老齢年金をいう。以下この号及び次号において同じ)の給付に要する額(その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその全部又は一部の支給が停止されている老齢厚生年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき老齢厚生年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年国民年金改正法附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定

により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る被保険者期間を含み、その計算について同条第二項から第四項までの規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ)を有する老齢厚生年金等の受給権者に係る当該老齢厚生年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢厚生年金等の給付に要する額とする。)のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による老齡基礎年金の給付に要する額に相当するものととして政令で定める額(以下この条及び次條において「老齡基礎年金相当額」という。)を控除して得た額に相当する金額

二 老齡厚生年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができず老齡厚生年金等の給付に要する額(当該被保険者が厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあつては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齡厚生年金等の給付に要する額)のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齡基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

三 その受給権者が六十歳以上である老齡年金等(旧厚生年金保険法による老齡年金、通算老齡年金及び特別老齡年金をいう。以下この号及び次号において同じ)の給付に要する額(その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその

全部又は一部の支給が停止されている老齢年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとすれば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る被保険者期間を含む）、その計算について旧厚生年金保険法第九十九条第三項又は旧交渉法第二条第二項（旧交渉法第三条の第二項及び第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ。）を有する老齢年金等の受給権者に係る当該老齢年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額とする。）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

四 老齢年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができず老齢年金等の給付に要する額（当該被保険者が厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

五 その受給権者が六十歳以上である船員老齢年金等（昭和六十年国民年金改正法附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付であつて老齢を支給事由とするものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその全部又は一部の支給が停止されている船員老齢年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金改正法附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る被保険者期間を含む）、その計算について同条第二項から第四項までの規定の適用があつた場合（旧交渉法第三条第二項（旧交渉法第四条第二項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合を除く。）には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ。）を有する船員老齢年金等の受給権者に係る当該船員老齢年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額とする。）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

六 船員老齢年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができず船員老齢年金等の給付に要する額（当該被保険者が厚生年金基金の加入員であつた厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかつた厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

第五條 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、次に掲げる金額を年金保険者たる共済組合に対して調整交付金として交付する。

一 その受給権者が六十歳以上である退職共済年金（共済組合が支給する退職共済年金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が共済組合の組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員（以下「組合員等」という。）であることその他政令で定める事由によりその全部若しくは一部の支給が停止されている退職共済年金の給付に要する額又はその受給権者が所得（共済各法に規定する所得金額をいう。第三号において同じ。）を有する場合において当該所得があることを理由としてその一部の支給が停止されている退職共済年金の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき退職共済年金の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の共済組合の組合員期間（他の法令の規定により共済組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係る組合員期間、他

の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む、国

家公務員等共済組合の組合員期間又は地方公務員共済組合の組合員期間の計算について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二条第一項若しくは第二項又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十五条第一項若しくは第二項の規定の適用があつた場合には、それぞれその適用がないものとして計算した組合員期間とする。次号において同じ。）又は同日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間（他の法令の規定により農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間とみなされる期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）に係る部分の給付に要する額であつて厚生年金保険法による老齢厚生年金の額に相当するものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

二 退職共済年金の受給権を有しない六十歳以上の組合員等が組合員等でないとしたならば受給権を有することができず退職共済年金の給付に要する額のうち、昭和三十六年四月一日以後の共済組合の組合員期間又は同日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間に係る部分の給付に要する額であつて厚生年金保険法による老齢厚生年金の額に相当するものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

三 その受給権者が六十歳以上である退職年金等（共済組合が支給する退職年金、減額退職年金及び通算退職年金をいう。以下この号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が組合員等であることその他政令で定める事由によりその全部若しくは一部の支給が停止されている退職年金等の給付に要する額又はその受給権者が所得を有する場合において当該所得があることを理由としてその一部の

支給が停止されている退職年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されないといふとすれば支給されるべき退職年金等の給付に要する額)のうち、昭和三十六年四月一日以後の共済組合の組合員期間(他の法令の規定により共済組合の組合員期間であつた期間とみなされる期間に係る組合員期間、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他法令で定める期間を含む)又は同日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間に係る部分の給付に要する額であつて旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の額に相当するものとして法令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

第六条 前二条及び第九条に定めるところにより政府が負担し、又は交付する調整交付金は、次条、第八条及び第十条に定めるところにより厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合が納付する調整拠出金をもつて充てる。

(調整拠出金)

第七条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、調整交付金の負担及び交付に要する費用に充てるため、調整拠出金を負担する。

2 年金保険者たる共済組合は、毎年度、調整交付金の負担及び交付に要する費用に充てるため、調整拠出金を納付する。

第八条 前条の規定により被用者年金保険者が負担し、又は納付する調整拠出金の額は、次の各号に掲げる被用者年金保険者につき、政令で定めるところにより算定した当該各号に定める総額(以下「標準報酬総額」という。)に共通負担率(厚生省令で定めるところにより、当該年度における第四条各号及び第五条各号に規定する金額の総額を標準報酬総額の合計額で除して得た率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

一 厚生年金保険の管掌者たる政府 昭和六十三年度の六十歳未満の被保険者こととの厚生年

金保険法に規定する標準報酬月額(厚生年金保険の第四種被保険者にあつては昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六条に規定する標準報酬月額又は昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第二項において準用する昭和六十年国民年金改正法附則第三十九条第三項に規定する額とし、厚生年金保険の船員任意継続被保険者にあつては昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第三項に規定する標準報酬月額とする。)の同年度の合計額の総額

二 国家公務員等共済組合連合会 国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の昭和六十三年度の六十歳未満の組合員(政令で定める者を除く。)こととの国家公務員等共済組合に規定する標準報酬の月額の同年度の合計額の総額

三 国家公務員等共済組合法第一百一十一条の第三項に規定する適用法人の組合 各組合につき、昭和六十三年度の六十歳未満の組合員(政令で定める者を除く。)こととの同法に規定する標準報酬の月額の同年度の合計額の総額

四 地方公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合の昭和六十三年度の六十歳未満の組合員(政令で定める者を除く。)こととの地方公務員等共済組合に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額の同年度の合計額の総額

五 私立学校教職員共済組合 昭和六十三年度の六十歳未満の組合員(政令で定める者を除く。)こととの私立学校教職員共済組合に規定する標準給与の月額の同年度の合計額の総額

六 農林漁業団体職員共済組合 昭和六十三年度の六十歳未満の組合員(任意継続組合員を含む。)こととの農林漁業団体職員共済組合に規定する標準給与(任意継続組合員にあつては、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則第

三条第三項に規定する標準給与)の月額の同年度の合計額の総額

2 前項に規定するもののほか、年金保険者たる共済組合に係る調整拠出金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

(実質交付保険者に係る調整交付金の額の調整)

第九条 実質交付保険者(個別負担率が共通負担率を上回る被用者年金保険者をいう。以下この条において同じ。)が、当該実質交付保険者の実質交付率(当該実質交付保険者に係る個別負担率から共通負担率を控除して得た率をいう。)並びに年金たる給付に關する事業に係る財政状況及び当該事業の運営状況に關して政令で定める要件に該當するときは、当該実質交付保険者(以下この条において「調整対象交付保険者」という。)に係る調整交付金の額は、第四条又は第五条の規定にかかわらず、調整対象交付保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額から調整額を控除して得た額とする。

2 前項の個別負担率は、厚生省令で定めるところにより、被用者年金保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額を当該被用者年金保険者の標準報酬総額で除して得た率とする。

3 第一項の調整額は、調整対象交付保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額から当該調整対象交付保険者に係る調整拠出金の額を控除して得た額とする。

(実質拠出保険者に係る調整拠出金の額の調整)

第十条 実質拠出保険者(前条第二項の個別負担率が共通負担率を下回る被用者年金保険者をいう。以下この条において同じ。)の実質拠出率(共通負担率から当該実質拠出保険者に係る同項の個別負担率を控除して得た率をいう。以下この条において同じ。)が、すべての実質拠出保険者に係る実質拠出率の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を上回るときは、当該実質拠出保険者(以下この条において「調整対象拠出保険者」という。)に係る調整拠出金の額は、

第八条第一項の規定にかかわらず、調整対象拠出保険者ごとに、政令で定めるところにより、同項の規定により算定された額から、前条第三項の調整額の合計額にすべての調整対象拠出保険者の補正拠出額の合計額に対する当該調整対象拠出保険者の補正拠出額の割合を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の補正拠出額は、調整対象拠出保険者ごとに、政令で定めるところにより、当該調整対象拠出保険者の標準報酬総額に、当該調整対象拠出保険者の実質拠出率から同項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

(国庫負担)

第十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、制度間調整事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(報告等)

第十二条 社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合に対し、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合に係る調整交付金及び調整拠出金の額の算定に必要な事項その他の制度間調整事業の運営に關し必要なものとして厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 各年金保険者たる共済組合は、厚生省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、厚生省令で定めるところにより、第一項に規定する調整交付金及び調整拠出金の額の算定に必要な事項その他これに關連する事項で厚生省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に報告を行うものとする。

4 厚生大臣は、前三項に規定する厚生省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に協議しなければならない。

第十三条 社会保険庁長官は、制度間調整事業の

運営に關し必要があると認めるときは、年金保險者たる共済組合を所管する大臣に対し、当該年金保險者たる共済組合に係る前条第一項に規定する報告に關し監督上必要な命令を發し、又は当該職員に当該年金保險者たる共済組合の業務の状況を監査させることを求めることができる。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(厚生年金保險法の一部改正)

第二条 厚生年金保險法の一部を次のように改正する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。

(国庫負担及び保險料の特例)

第十八条 被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第

号)第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第八十条第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び厚生年金保險の管掌者たる政府が被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法第七条第一項の規定により負担する調整拠出金(以下単に「調整拠出金」という。)」と、第八十一条第一項及び第四項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び調整拠出金」と、同項中「及び国庫負担の額」とあるのは「国庫負担及び被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法第四条(同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項)の規定による調整交付金の額」とする。

第十九条から第二十三条まで 削除

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三を附則第二十条の四とし、附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

(制度間調整事業が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例)

第二十條の三 被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第

号)第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第三条第四項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金」という。」「及び被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第 号)第七条第二項に規定する調整拠出金(以下「負担調整拠出金」という。)」と、第二十一条第二項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、第二十四条第一項第七号中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含む、被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法第五条(同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項)に規定する調整交付金(以下「負担調整交付金」という。))に係るものを除く」と、第三十五条の二第二項中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含む、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額に」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法に規定する厚生年金保險に係る調整交付金の額で当該保險給付に係るものを控除した額に」と、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは

「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「含む」とあるのは「含む、負担調整交付金を除く」と、同項第二号中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金の納付に要する費用を含む、負担調整交付金及び」と、附則第三条の二第三項中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含む、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第四項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額に」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法に規定する厚生年金保險に係る調整交付金の額で当該保險給付に係るものを控除した額に」と、附則第十四条の十第一項中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金の納付に要する費用を含む、負担調整交付金及び」と、附則第二十条第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、負担調整交付金の額」とする。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第六十四条第一項中「含む」の下に、第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定するものは、被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第 号)第三条の制度間調整事業が行われる場合には、旧共済法による年金の給付に要する費用のうち、被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法第五条第三号に掲げる金額(同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する額)については、当該制度間調整事業の管掌者たる政府が負担する。この場合において、第一項第五号中「前各号」とあるのは

は、「前各号及び第三項」として、同号の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第四十条の二の次に次の一条を加える。

(制度間調整事業が行われる場合の長期給付積立金等の特例)

第四十条の三 被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第

号)第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担を含む」とあるのは「及び被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法(平成元年法律第 号)第七条第二項に規定する調整拠出金(以下「負担調整拠出金」という。))に係る負担を含む、同法第五条(同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項)に規定する調整交付金(以下「負担調整交付金」という。))に係るものを除く」と、第三十八条の八第一項中「の負担を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担を含む、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第三項中「組合の請求に基づき、その」とあるのは「組合の」と、「の負担を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担を含む、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第五項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額に」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に關する特別措置法に規定する厚生年金保險に係る調整交付金の額で当該保險給付に係るものを控除した額に」と、第一百十三条第一項中「に係る負担に要する費用を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担に要する費用を含む、負担調整交付金を除く」と、「除く」を含む」とあるのは「除く」及び負担調整拠出金に係る負担に要する費用を含む、負担調整交付金を除く」と、第一百四

十二条第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「に相当する金額」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に規定する厚生年金保険に係る調整交付金の額で当該保険給付に係るものを控除した額に相当する金額」とする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第百二十条中「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 号)第三条の制度間調整事業が行われる場合には、旧共済法による年金である給付に要する費用のうち、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第五条第三号に掲げる金額(同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する額)については、当該制度間調整事業の管掌者たる政府が負担する。この場合において、前項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号及び次項」として、同号の規定を適用する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第三十四項を附則第三十五項とし、附則第三十三項の次に次の一項を加える。

(制度間調整事業が行われる場合における組合の業務の特例)

34 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 号)第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第十八条第二項中「及び国

民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の規定による調整拠出金」とする。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(制度間調整事業が行われる場合における掛金の特例)

第十九条 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 号)第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第五十四条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは、「基礎年金拠出金及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の規定による調整拠出金」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の五条を加える。

第二十四条 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 号)以下特別措置法ト称スニ依ル制度間調整事業ノ経理ハ当分ノ間第一号ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第二十五条 本会計ニ前条ノ制度間調整事業ノ経理ヲ明確ニスル為第二号ニ規定スル各勘定ノ外制度間調整勘定ヲ設ク

第二十六条 年金勘定ニ於テハ第五号ノ規定ニ依ルモノノ外制度間調整勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七条 制度間調整勘定ニ於テハ年金勘定ヨリノ受入金、特別措置法第二号第五号ニ規定スル年金保険者タル共済組合(以下単ニ共済組合ト称ス)ヨリノ拠出金及附属雑収入ヲ

以テ其ノ歳入トシ年金勘定ヘノ繰入金、共済組合ヘノ交付金及附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八条 業務勘定ニ於テハ第六号ノ規定ニ依ルモノノ外制度間調整事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

(厚生省設置法の一部改正)

第十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第九十四号の次に次の一号を加える。

第九十四の二 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 号)を施行すること。

第十一条第一項中「及び国民年金事業」を「国民年金事業及び制度間調整事業」に改める。

第十二条中「掲げる事務」の下に「並びに制度間調整事業の実施に関する事務」を加える。

理由

被用者年金制度全体の安定と整合性ある発展に資するため、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、被用者年金制度による老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に關して各制度の共通性等に配慮して算定される金額について被用者年金制度間において調整するための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年度における国民年金法等の年金の額の改定の特例に関する法律案

平成元年度における国民年金法等の年金の額の改定の特例に関する法律

(国民年金法等の年金の額の改定)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十

一号)による年金たる給付(付加年金を除く)、厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という)附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十八條第一項及び第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ)に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、国民年金法第六條の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなし、厚生年金保険法第三十四條の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十四條の二の規定の適用については、国民年金法第六條の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く)の額を改定する措置とみなす。

(法律第三十四号の老齢福祉年金の額の改定等)

第二条 平成元年四月以降における法律第三十四号附則第三十二條第二項の表の適用については、同表中「三十三万円」とあるのは、「三十三万二千四百円」とする。

第二号 平成元年四月以降における法律第三十四号附則第三十二條第二項の表の適用については、同表中「三十三万円」とあるのは、「三十三万二千四百円」とする。

(国家公務員等共済組合法の年金の額の改定)

第三条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。次項及び第六条において「法律第百五号」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、法律第百五号附則第五十条第一項及び第二項の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第五条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、私立学校教職員

共済組合法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第六条 私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定により法律第百五号附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く)の平成元年四月分以後の額の改定については、第四条の規定の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定)

第七条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、農林漁業団体職員共済組合法第十九条の三の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第八条 前条第一項及び第二項の規定は、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号。次項において「法律第百七号」という。)附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、法律第百七号附則第四十五条第一項及び第二項の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

(地方公務員等共済組合法の年金の額の改定)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、地方公務員等共済組合法第七十四条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第十条 前条第一項及び第二項の規定は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。次項において「法律第百八号」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、法律第百八号附則第九十五条の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

(児童扶養手当法の児童扶養手当の額の改定)

第十一条 平成元年四月以降における児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)第五条の規定の適用については、同条中「三万四千円」とあるのは「三万四千二百円」と、「三万九千円」とあるのは「三万九千二百円」とする。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の特別児童扶養手当等の額の改定)

第十二条 平成元年四月以降における特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)第四条、第十八条、法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む)及び第二十六条の三の規定の適用については、同法第四条中「二万七千五百円」とあるのは「二万七千七百円」と、「四万三千三百円」とあるのは「四万三千六百円」と、同法第十八条中「二万七千七百円」とあるのは「二万八千八百円」と、同法第二十六条の三中「二万九千五百円」とあるのは「二万九千七百円」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 平成元年三月以前の月分の法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「旧国民年金法」という。)による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第四条 平成元年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員等共済組合法

法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の年金について平成元年度において特例として年金額を改定する措置並びに老齢福祉年金及び児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年十一月二十四日印刷

平成元年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局